

令和7年度 長野市ごみ処理概要

(令和6年度結果 令和7年6月発行)



環境部生活環境課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-5035, 7635 FAX 026-224-8909

Eメール seikatukankyo@city.nagano.lg.jp

環境部生活環境課資源再生センター

〒381-0026 長野市松岡二丁目42番1号

TEL 026-221-5316 FAX 026-221-5319

Eメール sigen@city.nagano.lg.jp

リサイクルプラザ

〒381-0026 長野市松岡二丁目26番7号

TEL 026-222-3196 FAX 026-221-2033

長野市ホームページ

<https://www.city.nagano.nagano.jp/>

(ホーム > ごみ・リサイクル)

目 次

1 長野市の概要	1
2 ごみ処理等の沿革	1
(1) 分別・リサイクル法等の沿革	1
①旧長野市地域	1
②豊野地区	3
③戸隠、鬼無里、大岡地区	4
④信州新町、中条地区	4
(2) 家庭ごみの収集運搬	4
①旧長野市地域	4
②豊野地区	5
③戸隠、鬼無里、大岡地区	5
④信州新町、中条地区	5
(3) 処理施設	5
①平成31年(2019年)3月31日までの豊野地区以外の地域の処理施設	6
②平成31年(2019年)3月31日までの豊野地区的処理施設	7
3 ごみ処理の概要	8
(1) ごみの処理方法	8
①家庭ごみ	8
②事業ごみ	8
(2) 家庭ごみの分別	9
(3) 家庭ごみの収集方法	11
(4) 処理施設	11
①長野広域連合処理施設	11
②市処理施設	12
(5) ごみ処理手数料	15
(6) ごみ・資源物のゆくえ	18
①可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の処理フロー	18
②可燃ごみ（ながの環境エネルギーセンター）の処理フロー	18

4 ごみ・資源物処理実績	19
(1) 令和6年度(2024年度)ごみ処理フロー	20
(2) ごみ処理量の推移	21
①ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移	21
②家庭系ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移	21
③家庭系可燃ごみ排出量と一人一日当たり排出量の推移	22
④事業系ごみ排出量の推移	22
⑤事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）との関連（参考）	22
(3) 家庭・事業系別排出量及び資源物処理量の推移	23
(4) ごみ処理経費の推移	26
①環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価	26
②家庭ごみ処理手数料の推移及び使途	27
(5) 家庭ごみ指定袋の推移	28
①指定袋購入の推移	28
②指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移	29
(6) 家庭ごみ指定袋の中身（組成）	30
5 長野市一般廃棄物処理基本計画に関する評価	32
(1) 数値目標	32
①ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量	32
②事業系ごみ排出量	33
⑤最終処分量	35
⑥家庭系食品ロス量	36
(2) 実績	37
①ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量	37
②事業系ごみ排出量	38
③事業系可燃ごみ排出量	38
④家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量	39
⑤最終処分量	39
⑥家庭系食品ロス量	40
6 ごみ減量化への取り組み	41
(1) 家庭ごみの対策	41

①指定袋制及びごみ処理手数料有料制度	41
(ア) 豊野地区以外の地域	41
(イ) 豊野地区	42
(ウ) ごみ処理手数料減免用ごみ指定袋配布	43
②分別区分	45
(ア) 豊野地区以外の地域 8分別 18種別	45
(イ) 豊野地区 8分別 17種別	45
③外国人対応	46
④資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」	46
⑤蛍光灯の拠点回収	48
⑥生ごみ一次生成物回収事業	48
⑦市資源再生センターストックヤードでの指定廃棄物の受け入れ	49
⑧剪定枝葉等の回収	49
⑨使用済小型家電の回収	50
⑩使用済小型家電のピックアップ回収	50
(2) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の対策	51
①排出事業者責任	51
②多量排出事業所対策	52
③「ながのエコ・サークル」認定制度	53
④環境にやさしい農業地域循環モデル事業	54
(3) 啓発事業	54
①資源再生センターの見学	55
②リサイクルプラザでの啓発活動	55
③出前講座・環境美化に関する説明会	56
④生ごみ減量アドバイザー派遣制度	57
⑤段ボール箱を活用した生ごみ自家処理講座	57
⑥ごみ分別強調月間	58
⑦ごみ収集カレンダー等の配布	58
⑧「信州エコスタイルごみ減量推進事業」～えこすた（Eco Style）信州！～	59
⑨ごみ分別アプリ	60
⑩長野市LINE	60
⑪ながのプラス	61

(4) 食品ロス削減推進計画	62
①食品ロスとは.....	62
②食品ロスはいつ発生している	62
③食品ロス削減施策	63
(ア) フードドライブ	63
(イ) 30・10運動	63
(ウ) その他	64
(5) プラスチック・スマート	65
①プラスチックと賢く付き合うための3R	65
②家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック導入の検討	65
(ア) バイオマスプラスチックとは.....	65
(イ) 公共ごみ専用指定袋規格.....	66
7 各種補助制度	67
(1) 生ごみ自家処理機器購入費補助金.....	67
(2) 集団資源回収報奨金	68
(3) ごみ集積所設置事業補助金	69
(4) ごみ集積所改修事業補助金	70
(5) カラス除けネット有償頒布事業	71
(6) リサイクルハウス設置事業補助金.....	71
8 不法投棄対策	73
(1) 不法投棄パトロール及び回収の実施	73
(2) 不法投棄の連絡体制	74
9 その他	75
(1) ごみ集積所からの抜き取り防止対策	75
(2) 「クリーンリサイクルタウン」選定	76
(3) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」受賞	76
(4) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加	76
(5) 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加.....	76
(6) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	77
(7) 長野市廃棄物減量等推進審議会	77
(8) 長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯.....	82
(9) 長野広域連合ながの環境エネルギーセンター（A焼却施設）の主な整備経過.....	85

オレンジ色の収集車 40 台に AED(自動体外式除細動器)を搭載しています。
収集車の運転手は、AED の使用方法の講習を受けているので、「もしも」のときは声をかけてください。

ハッカ-車怪獣
だいちゃん



長野市ごみ処理概要 (統計数字は令和6年度(2024年度)結果)

環境部 生活環境課
生活環境課資源再生センター

1 長野市の概要

長野市は平安の昔より善光寺の門前町として発展してきましたが、集落を形成したのは室町時代以降のことであり、江戸時代に人口1万人余の村となりました。その後明治の廃藩置県によって県庁の所在地となり、以後周辺町村との合併の後、明治30年(1897年)4月1日に市制を施行し、県内初の市として誕生しました。

以来、大正12年(1923年)、昭和29年(1954年)、昭和41年(1966年)、平成17年(2005年)、平成22年(2010年)の5回にわたる周辺の市町村との合併を経て都市化が進み、現在は、面積834.81k m²、人口約36万人を擁する地方中核都市となっています。

平成5年(1993年)3月上信越自動車道が開通、平成9年(1997年)10月には北陸新幹線が開通し、高速交通網が整備され、翌年2・3月に'98冬季オリンピック・パラリンピックを開催しました。平成11年(1999年)4月には中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充実を図っています。

人口の推移 (国勢調査結果 各年10月1日現在)

年次	①総人口(人)	②世帯数(世帯)	世帯人数(①/②)
平成12年(2000年)	360,112	130,092	2.77
平成17年(2005年)	378,512	140,842	2.69
平成22年(2010年)	381,511	146,520	2.60
平成27年(2015年)	377,598	150,414	2.51
令和2年(2020年)	372,760	156,975	2.37
令和7年(2025年) 4月1日	360,540	165,081	2.18

※令和7年(2025年)は住民基本台帳人口(外国人登録者含む)

2 ごみ処理等の沿革

(P82 「長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯」参照)

(1) 分別・リサイクル法等の沿革

①旧長野市地域

(平成17年(2005年)1月合併以前の旧長野市)

ごみは、家庭から排出されるごみ(一般廃棄物)と事業所から排出されるごみ(産業廃棄物及び一般廃棄物)に大別されます。

家庭から排出されるごみについては、ごみ集積所(ステーション方式)を通じて、8分別(可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、紙類、ビン類(乾電池含む)、缶類、ペットボトル、剪定枝葉等)、指定袋(市指定)収集を実施しています。

昭和57年(1982年)以降実施されていた**3分別**(可燃、不燃、資源ごみ)から、平成4年(1992年)11月古牧・若槻地区、平成5年(1993年)8月三輪・吉田・大豆島・安茂里・川中島・更北地区、平成6年(1994年)6月第三・芹田・篠ノ井地区、平成6年(1994年)8月から全市において**5分別**(可燃、不燃、紙、ビン、缶)収集を実施してきました。この間、市民の理解を得るため、延べ1,300回余りの住民説明会を開催し、ごみの減量及び分別の定着を図った結果、大きな成果を得ることができました。しかし、再びごみ量が増加に転じてきたことを契機に、新たな減量策として平成8年(1996年)11月から指定袋の実費負担制度及び超過分有料化制度(一定量までは指定袋実費のみ)並びにペットボトルの分別収集(これにより**6分別**)を実施しました。

平成12年(2000年)には、容器包装リサイクル法が完全施行され、本市では可燃ごみの削減及び石油資源の有効活用のため、平成13年(2001年)10月から第二・篠ノ井中央・篠ノ井川柳の3地区、平成16年(2004年)4月からは全市で、プラスチック製容器包装の分別収集(これにより**7分別**)を実施しました。実施に当たっては、市民の理解を得るため、延べ1,100回余りの住民説明会を開催しました。

また、平成10年(1998年)以降、個別の品目(家電、自動車、建設廃材等)ごとにリサイクル法が整備されてきました。平成13年(2001年)4月には家電リサイクル法が施行され、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)のリサイクルが義務づけられたことから、平成13年(2001年)4月からは家電4品目の集積所への排出を禁止しました。また、平成15年(2003年)10月からはパソコンリサイクル法が施行されたことから、本市でも平成16年(2004年)4月からは家庭用パソコンの集積所への排出を禁止しました。

割っていない家庭用使用済み蛍光灯については、拠点による回収場所を拡大し、平成18年(2006年)10月から県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所での回収を試行し、平成19年(2007年)4月からは集積所収集を廃止しました。

家庭から出たタイヤ、スプリング入りマットレス等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物については、平成19年(2007年)3月から市資源再生センターで事前に予約を受け付けし、市資源再生センターストックヤードで市民から有料での受け入れを開始しました。

上述のとおり、家庭ごみについては様々なごみ減量方策を講じてきましたが、依然として市民一人一日当たりの家庭ごみ排出量が増加傾向にあることから、市民がごみの排出者としての自覚と責任を明確に意識できる施策として、平成21年(2009年)10月から家庭ごみ処理手数料を有料化(超過分有料制から単純従量制へ)しました。併せて、庭木や草などの剪定枝葉の分別収集(これにより**8分別**)を実施し、現在に至っています。実施に当たっては、市民の理解を得るため、延べ1,071回の住民説明会を開催しました。

家電4品目以外の小型家電については、平成25年(2013年)4月に小型家電リサイクル法が施行され、本市でも貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015年)4月からサンデーリサイクル実施2会場、小型家電回収協力店(長野県電機商業組合加盟の一部店舗)及びながの環境フェア会場で回収を試行し、令和2年(2020年)4月から実施しています。

平成29年(2017年)6月には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び環境省等が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、スマートフォン及び携帯電話の拠点回収を市本庁、支所及び県庁本庁で実施しました。平成31年(2019年)3月末をもって同プロジェクトは終了となりましたが、引き続き市本庁及び支所でスマートフォン及び携帯電話の回収を実施しています。

平成31年(2019年)3月には、長野広域連合が長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」が稼働しました。これに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をBINの日から可燃ごみの日に変更しました。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、BIN類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみ処理施設が全市統一されました。

一方、事業所から排出されるごみについては、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、BIN類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可事業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可事業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することを指導しています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物（一部は市清掃センターで受入れ）に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉（一廃）についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

また、事業者独自の取り組みとして、市内中心部の飲食業の組合が、長野オリンピック開催に向けて廃棄物の収集とその適正処理、再資源化を目指し、平成6年(1994年)に「飲食ごみリデュース委員会」（発足当時14組合 約800店加盟）を組織しました。収集業務の委託、指定袋の作成・販売、収集コンテナの設置などの事業を展開していましたが、組合員の減少などにより、平成23年(2011年)3月をもって解散しました。

平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の事業系可燃ごみについても、ながの環境エネルギーセンターで処理することとし、事業系可燃ごみの受入施設が全市統一されました。

②豊野地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧豊野町の家庭ごみ)

合併以前の旧豊野町は、一部事務組合である北信保健衛生施設組合の構成自治体として、北信保健衛生施設組合の処理施設で処理を行っていた（合併後も豊野地区につい

ては一部継続中) ことから、合併協議において、一部（平成17年(2005年) 4月～金属ごみ、粗大ごみの区分を一部変更）を除き、当面の間合併前の分別区分を踏襲することとしました。合併後の家庭ごみについては、ごみ集積所（ステーション）及び指定回収場所において8分別、指定袋（市及び北信保健衛生施設組合指定）収集を実施していましたが、平成18年(2006年) 4月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、9分別となりました。

平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理手数料の有料化に伴い、市民の公平性を保つために、旧長野市地域と同様の分別区分とし、全市の分別区分が統一されました。

平成31年(2019年)3月には、長野広域連合が長野市大豆島地区に建設した「ながの環境エネルギーセンター」が稼働しました。また、平成31年(2019年)3月をもって市が北信保健衛生施設組合を離脱したことから、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみ処理施設が全市統一されました。これに伴い、家庭灰及び乾電池の排出方法を豊野支所での拠点回収からステーション方式に変更しました。

③戸隠、鬼無里、大岡地区

（平成17年(2005年) 1月合併 旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村の家庭ごみ）

平成17年(2005年) 1月の合併に伴い、各地区で説明会等を実施し、平成17年(2005年)4月から旧長野市地域と同様の分別を実施しています。

④信州新町、中条地区

（平成22年(2010年) 1月合併 旧信州新町、旧中条村の家庭ごみ）

合併以前に各地区で説明会等を実施し、平成22年(2010年) 1月の合併と同時に、旧長野市地域と同様の分別及び家庭ごみ処理手数料を有料化しています。

(2) 家庭ごみの収集運搬

①旧長野市地域

（平成17年(2005年) 1月合併以前の旧長野市）

明治33年(1900年)汚物掃除法施行とともに汚物収集を開始し、昭和29年(1954年)清掃法施行後、昭和31年(1956年)に清掃車を導入し、市街地を中心とした容器収集対象地域（約2,500世帯）から直営による本格的なごみ収集を実施しました。

昭和38年(1963年)容器収集対象地域の世帯及びごみ量の増加に伴い、収集の一部を事業者委託しました。昭和41年(1966年)には長野市大合併に伴い、収集体制の見直しが行われ、収集範囲を拡大するとともに、昭和43年(1968年)に委託事業者数及び委託体制を大幅に拡充し、あわせて直営体制を大幅に削減しました。

委託事業者による長野市委託清掃事業協同組合が昭和61年(1986年)に設立され、安定的な収集体制を確保するため昭和62年(1987年)から同組合と委託契約し、収集を実施しています。

平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平

成31年(2019年)4月から全市において市委託事業者による委託体制となりました。

②豊野地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧豊野町)

豊野地区における収集運搬は、可燃ごみ、プラスチック製容器包装、剪定枝葉については、平成17年(2005年)の合併以降も非常勤職員による直営体制で実施してきましたが、平成28年(2016年)4月から市委託事業者による委託体制で平成31年(2019年)3月の北信保健衛生施設組合離脱まで実施していました。なお、不燃ごみ、紙類、缶類については、市委託事業者による委託体制、ビン類、ペットボトルについては北信保健衛生施設組合委託事業者による委託体制で実施していました。

平成31年(2019年)4月からは、全品目について市委託事業による委託体制で実施しています。

③戸隠、鬼無里、大岡地区

(平成17年(2005年)1月合併 旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村)

戸隠地区、鬼無里地区、大岡地区における収集運搬は、合併協議により、非常勤職員による直営体制で実施していましたが、平成20年(2008年)4月から市委託事業者による委託体制で実施しています。

④信州新町、中条地区

(平成22年(2010年)1月合併 旧信州新町、旧中条村)

信州新町地区、中条地区における収集運搬は、合併以前から委託事業者による委託体制で実施しており、合併後も引き続き委託体制で実施しています。

(3) 処理施設

(P18「ごみ・資源物のゆくえ」参照)

平成31年(2019年)4月からごみ処理施設が全市統一されました。

可燃ごみ

可燃ごみは、ながの環境エネルギーセンター又はちくま環境エネルギーセンターで焼却処理しています。焼却して発生した焼却灰（主灰）及び除塵飛灰の一部は、溶融しています。

焼却処理して発生するものには、主灰、除塵飛灰、脱塩飛灰、溶融不適物（磁性物など）があります。また、溶融して生成・発生しているものには、溶融飛灰、メタル、スラグがあります。これらは、施設運営事業者によりその一部が再資源化され、再資源化されないものは長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）に埋め立てています。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。特に、ながの環境エネルギーセンターで発電された電気の一部は、市立の小中学校・高校80校、77施設に供給し、電力の地産地消を図っています。また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源を供給しています。

また、長野市とカナデビア株式会社は、再生可能エネルギーを中心とする電力供給を目的とした自治体新電力会社「ながのスマートパワー株式会社」を令和5年（2023年）6月2日に設立し、令和5年（2023年）10月1日から市有施設へ電力供給を行っています。

不燃ごみ

不燃ごみは、市資源再生センター資源化施設で破碎・選別処理（資源化処理）し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。資源化処理した後の残渣（資源化残渣）は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理（減容処理）した後、資源化または最終処分しています。

缶類

資源化施設で選別・プレスして民間事業者に売却し、リサイクルしています。

プラスチック製容器包装及びペットボトル

市資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

ビン類

無色透明、茶色及びその他の色の3色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡しています。

紙類

集積所から収集したものは、長野資源協同組合に直接搬入し、売却しています。

市資源再生センターに直接搬入される紙類も長野資源協同組合に売却しています。

剪定枝葉等

集積所から収集したものは、委託先の民間資源化事業者に搬入し、資源化しています。

市資源再生センターに直接搬入される剪定枝葉等は、市資源再生センター内のストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入し、資源化しています。

①平成31年（2019年）3月31日までの豊野地区以外の地域の処理施設

（平成22年（2010年）1月合併地区を含む）

可燃ごみは、市清掃センター焼却施設（大豆島地区松岡）で焼却処理し、不燃ごみはセンター内資源化施設で破碎・選別処理し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。また、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、センター内プラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、（財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。資源物の缶は資源化施設で選別・プレスして

民間事業者に売却し、BINは3色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は上記協会に引渡しています。集積所から収集した紙類はそのまま上記組合に搬入し売却しています。剪定枝葉も集積所収集後、委託先の民間資源化事業者に搬入し、直接センターに持ち込まれる家庭系の剪定枝葉は一旦センター内ストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入して資源化しています。

ごみ焼却施設については、大正15年(1926年)6月、現在の芹田地区七瀬に日量約45トンの焼却能力をもつ焼却施設を建設したことに始まります。その後、人口増加や施設の老朽化に伴い、昭和37年(1962年)10月大豆島地区松岡(焼却能力日量100トン)に移転し、昭和57年(1982年)1月には旧松岡清掃工場の西側に日量450トンの焼却能力をもつ焼却施設が完成し、当時の焼却施設では、余熱利用発電機(当初1,300kw/h、H21.11～1,450kw/hに改修)による電力で施設内の電気を補い、さらに余熱は大豆島いこいの家や平成26年度(2014年度)に解体された旧サンマリーンながのでも利用されていました。

平成11年(1999年)9月から14年(2002年)3月にかけて、新しいダイオキシン類排出基準(平成14年(2002年)12月から適用)にあわせ、焼却施設の燃焼改善及び排ガス処理設備の改修工事を実施しました。

平成30年(2018年)10月17日から、市清掃センター焼却施設の隣地に長野広域連合が整備したごみ焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が試運転を開始し、平成31年(2019年)3月1日に稼働しました。

令和3年(2021年)12月1日から、千曲市大字屋代地籍に長野広域連合が新たに整備した焼却施設「ちくま環境エネルギーセンター」が試運転を開始し、令和4年(2022年)6月1日に稼働しました。

資源化処理施設については、昭和57年(1982年)3月にセンター内に資源物を手選別回収する資源回収工場が建設され、平成8年(1996年)3月に分別収集に対応した施設として、現在の資源化施設に建替えました。プラスチック製容器包装圧縮梱包施設については、平成16年(2004年)7月に稼働しました。

焼却灰及び不燃残さの埋立については、昭和54年(1979年)に篠ノ井地区小松原(総面積50,600m²)に最終処分場を設置し、さらに平成4年(1992年)からは隣接する天狗沢(総面積60,461m²)へ設置し、平成25年(2013年)3月で埋立が終了しました。平成25年度(2013年度)から、一部を再資源化し、残りを市外の一般廃棄物処理事業者に埋立処理を委託しています。

②平成31年(2019年)3月31日までの豊野地区の処理施設

可燃ごみは、北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター(中野市)で中野市、山ノ内町、小布施町と共同で焼却処理しています。東山クリーンセンターは昭和49年(1974年)から稼働し、平成9年度(1997年度)に改築しました。焼却熱については、余熱利用発電機(110kw/h×2基)による電力で施設内の電気を補い、さらに余熱は施設道路の融雪や中野市農村環境改善センターで利用されています。

平成21年(2009年)9月まで、豊野地区のみ分別区分のあった埋立ごみについては、北信保健衛生施設組合最終処分場(中野市、総面積18,700m²)に直接埋立て処理をしてい

ましたが、平成21年(2009年)10月家庭ごみ処理有料制度導入に併せ、分別区分が全市統一されたことから、直接埋立て処理はなくなりました。

プラスチック製容器包装については、豊野地区以外の地域とともに、長野市清掃センター内プラスチック製容器包装圧縮梱包施設で中間処理し、リサイクルしています。

平成21年(2009年)9月まで、豊野地区のみ分別区分のあった金属ごみについては、北信保健衛生施設組合不燃物処理センター（下高井郡山ノ内町）で鉄、アルミ、金属類に選別処理した後、北信保健衛生施設組合が資源化処理事業者に売却していましたが、埋立ごみと同様に平成21年(2009年)10月に分別区分が統一され、缶類として引き続き同施設でリサイクルしています。

また、粗大ごみも、平成21年(2009年)10月に分別区分が統一され、その性状により可燃ごみについては北信保健衛生施設組合焼却施設で焼却、不燃ごみについては豊野地区以外の地域とともに長野市清掃センター資源化施設等で処理・処分（前述）しています。

3 ごみ処理の概要

(1) ごみの処理方法

①家庭ごみ

家庭ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式により排出するもののほか、「家庭用資源物とごみの出し方保存版」、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及び市ホームページ等により定めた方法により排出するものとしています。

②事業ごみ

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしており、次のいずれかにより処理するものとしています。

- ア 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- イ 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- ウ 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- エ 上記のほか、本市のごみ減量に資することが認められる処理方法は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めるものとする。

(2) 家庭ごみの分別

令和7年度長野市一般廃棄物処理実施計画より（令和7年(2025年)4月1日現在）

8分別18種別

区分	具 体 例	排 出 方 法	
可燃ごみ	生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。	
	家庭灰	濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。	
不燃ごみ	せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。	
資源物	プラスチック製容器包装	シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。
	紙類	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン類（乾電池含む）		
資源物	ビン類	①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態で不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。 ただし、視覚障がい者については、ビンを分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	
	缶類	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態で不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。

区分	具　体　例	排　出　方　法
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 
	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉
その他拠点回収している資源物	家庭用使用済蛍光灯	割れていないものに限る。 (割れているものは、不燃ごみとして出す。)
	廃食用油	家庭で使い終わった植物性の廃食用油
	家庭用使用済小型家電	電気や電池で動く電子・電気機器
	家庭用携帯電話・スマートフォン	家庭で使わなくなったもの

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

(3) 家庭ごみの収集方法

(令和7年(2025年)4月1日現在)

ステーション（集積所）方式により、事業者委託による定日収集

区分	可燃 ごみ (家庭灰)	プラス チック 製容器 包装	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 乾電池	缶	ペット ボトル					
収集回数	週2回	週1回	週1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 2回					
集積所数	6,034			5,138 (計) 11,172									
収集時間	8:00～17:00												
収集体制	・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託事業者：長野市委託清掃事業協同組合） パッカー車66台、平ボディ車23台、従事者140名 ・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区ごとに委託） パッカー車25台、平ボディ車12台、作業員78名（※他地区との兼務を含む）												

※豊野地区の不燃ごみ、ビン、乾電池、ペットボトルの収集は月1回（紙、缶は月2回）

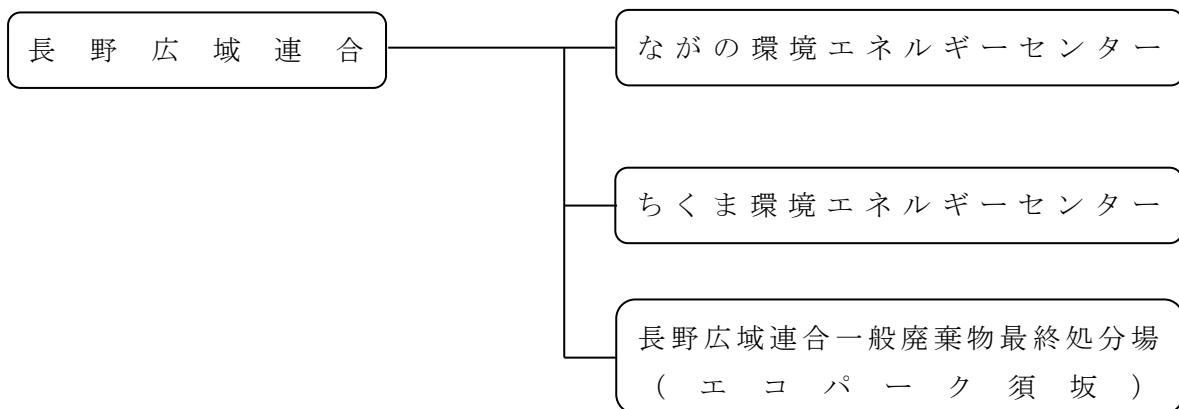
※信州新町地区の一部及び戸隠・鬼無里・大岡地区の可燃ごみの収集は週1回

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

(4) 処理施設

(令和7年(2025年)4月1日現在)

①長野広域連合処理施設



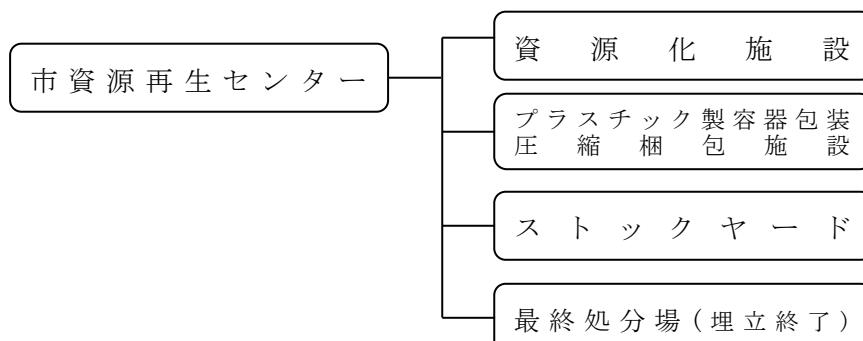
中間処理施設

施 設	処 理 能 力 等	備 考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	[焼却炉] 全連続燃焼式 405トン／24h (135トン／24h × 3炉) ストーカ式焼却炉 [溶融炉] 電気式（プラズマ） 灰溶融炉 22トン／24h × 2炉 (1炉予備含む)	平成31年(2019年)3月稼働開始 (平成30年(2018年)10月17日から 平成31年(2019年)2月28日までは試運転) 発電出力 7,910kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用（発電・熱利用） 発電された電気の一部を市立の小中学校・高校80校、77施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷暖房の熱源を供給
ちくま環境エネルギーセンター (千曲市大字屋代30 88番地)	[焼却炉] 全連続燃焼式 100トン／24h (50トン／24h × 2炉) ストーカ式焼却炉 [溶融炉] 燃料式（都市ガス） 灰溶融炉 10トン／24h × 1炉	令和4年(2022年)6月稼働開始 (令和3年(2021年)12月1日から 令和4年(2022年)5月31日までは試運転) 発電出力 2,000kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用（発電・熱利用） 隣接する千曲市余熱利用施設へ熱源を供給

最終処分場

施 設	処 理 能 力 等	備 考
長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (エコパーク須坂) (須坂市大字亀倉字北ノ山850番)	埋立許容量85,000m ³ (管理型処分場)	令和3年(2021年)2月 埋立開始

②市処理施設



資源化施設・保管施設

施 設	処 理 能 力 等	備 考
資 源 化 施 設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン／5 h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン／5 h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年(1996年)4月稼働開始
プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 (松岡2-42-1)	10トン／5 h × 2系列 油圧式、ラッピング + PPバンド	平成16年(2004年)7月稼働開始
ス ト ッ ク ヤ ード (松岡2-42-1)	処理困難物の一時保管	令和3年(2021年)4月稼働開始

長野市資源再生センター



(ストックヤード)



市資源再生センター不燃ごみピット



プラスチック製容器包装の圧縮梱包状況



ながの環境エネルギーセンター



ちくま環境エネルギーセンター



長野広域連合一般廃棄物最終処分場
(エコパーク須坂)



参考 1 終了届出済の最終処分場

天狗沢最終処分場

施設名称	備考
(1)天狗沢最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 301,539m ³ (平成29年(2017年) 1月27日)
(2)小松原最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 446,682m ³ (平成9年(1997年) 8月8日)



参考 2 廃止届出済の最終処分場

施設名称	備考
(1)戸隠不燃物最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 9,045m ³ (平成25年(2013年) 5月31日)
(2)牧野島最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 19,507m ³ (平成27年(2015年) 4月22日)

※()内は終了届出または廃止届出の受理日

(5) ごみ処理手数料

市が収集、運搬及び処分するもの

区分			手数料	
			～R7(2025) .3.31	R7(2025) .4.1～
定期収集によるもの	可燃ごみ	平成21年(2009年)10月1日から 指定袋1袋につき	別表の とおり	
	不燃ごみ			
	プラスチック製容器包装 (※1)			
その他のもの	一時的に多量に排出されるごみ	2トン積み小型自動車1台に相当する分まで	26,100円	28,100円
		2トン積み小型自動車1/2台に相当する分まで	16,600円	17,700円
		2トン積み小型自動車1/4台に相当する分まで	11,800円	12,300円
	特定家庭用機器廃棄物	一時的に多量に排出されるごみと併せて収集及び運搬する場合(1台につき)	1,500円	1,800円
		その他の場合	4,400円 +(1,500円 ×台数)	5,300円 +(1,800円 ×台数)
	犬、猫等の死体	収集(1件につき)	4,400円 + 10kgごとに 170円を加算した額	5,300円 + 10kgごとに 190円を加算した額

別表

区分	手数料		
定期収集によるもの	可燃ごみ	容量が10リットル相当の指定袋1袋につき	10円
		容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円
		容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30円
		容量が40リットル相当の指定袋1袋につき	40円
	不燃ごみ	容量が20リットル相当の指定袋1袋につき	20円
		容量が30リットル相当の指定袋1袋につき	30円
	粗大ごみ(※2)	粗大ごみシール1枚につき	40円

※1 プラスチック製容器包装は、平成21年(2009年)10月1日からごみ処理手数料の対象外とした。

※2 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみのこという。

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分	手数料	
	～R7(2025) . 3. 31	R7(2025) . 4. 1～
可燃ごみ	10キログラムまでごとに 170円	190円

※ 可燃ごみの手数料は、ながの環境エネルギーセンターが稼働する前日である平成31年(2019年)2月28日までは長野市が定め、同年3月1日以降は長野広域連合が定めている

資源再生センターに搬入するもの

区分	手数料	
	～R7(2025) . 3. 31	R7(2025) . 4. 1～
不燃ごみ	10キログラムまでごとに 180円	200円
プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに 30円	
資源物		
剪定枝葉等	平成21年(2009年)10月1日から家庭系のみ、事業系不可	無料
特定家庭用機器廃棄物	搬送(1台当たり)	1,500円 1,800円

※ 平成31年(2019年)3月31日まで犬、猫等の死体の分離焼却を実施しており、処理手数料を定めていた
一般焼却は、ながの環境エネルギーセンターで引き続き実施しており、手数料は可燃ごみの手数料と同額

長野市資源再生センター（ストックヤード）に搬入できる指定廃棄物の品目及び手数料

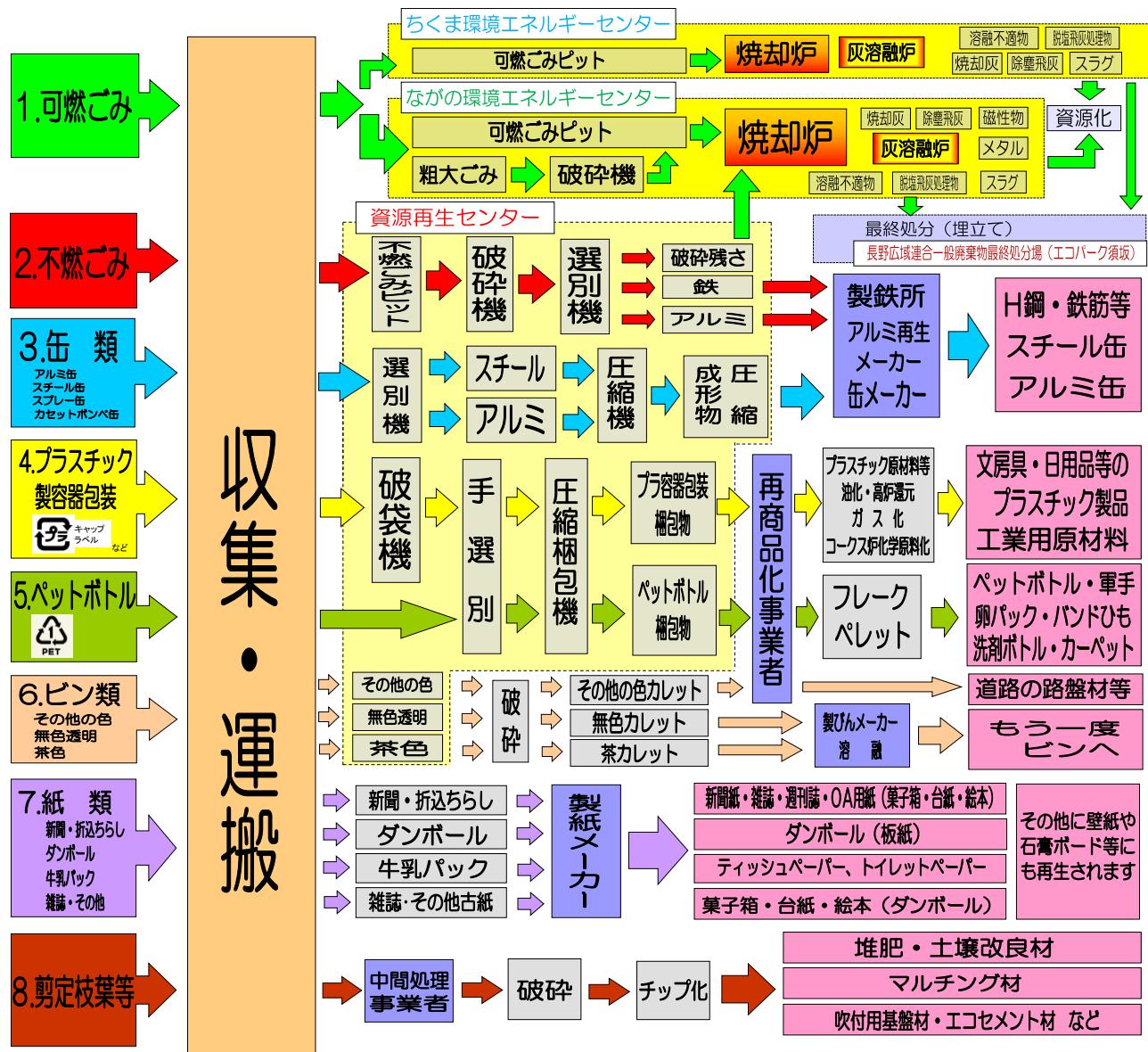
市資源再生センターでの処理が困難であり、ごみ集積所への排出を禁止している品目

品　　目	手数料	品　　目	手数料
瓦	20円/kg	その他金属類	30円/kg
レンガ	20円/kg	コンクリートブロック	20円/kg
ポンプ類	900円/台	物干し台	600円/台
オイルヒーター	900円/台	スプリング入りソファー (1人用)	7,000円/脚
温水器	2,400円/台	スプリング入りソファー (2人用以上)	10,000円/脚
電動式車椅子	1,200円/台	スプリング入りマットレス (セミダブルまで)	6,000円/枚
電動式健康器具	3,000円/台	スプリング入りマットレス (ダブル以上)	9,000円/枚
油圧式ジャッキ	900円/台	タイヤ (ホイールなし)	400円/本
電動自転車	1,500円/台	タイヤ (ホイール付き)	500円/本
電動介護ベッド	2,400円/台	電子オルガン	16,000円/台
浴槽	1,200円/個	その他 (漬物石 (表面がコーティング) 等)	40円/kg

(6) ごみ・資源物のゆくえ

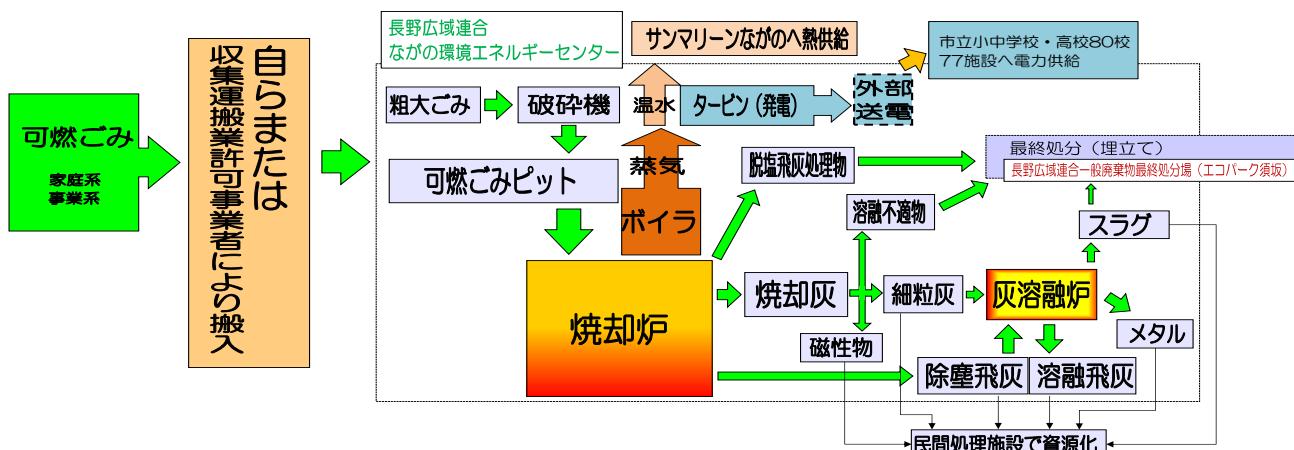
①可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の処理フロー

(令和4年(2022年)6月～ ちくま環境エネルギーセンター稼働後)



②可燃ごみ（ながの環境エネルギーセンター）の処理フロー

(令和3年(2021年)2月～ エコパーク須坂埋立開始後)



4 ごみ・資源物処理実績

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。

家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年(2009年)10月1日から開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度(2010年度)以降、顕著に減少しています。

また、家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、重量比で36.4%（令和元年度(2019年度)・令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)組成分析結果平均）であり、その約5分の1に当たる8.5%を食品ロスが占めています。

事業系ごみ量は、新型コロナウイルスの影響もあり令和2年度(2020年度)に著しく減少し、以降ほぼ横ばい状況が続いている。経済活動指標の動きと比較すると、コロナ過前の経済状況と同等程度に回復していますが、ごみの排出量は抑えられており、環境負荷の低減が図られてきたことが見受けられます。

年度別ごみ量と一人一日当たりのごみ量の推移（平成20年度～）

年度	人口	ごみ総量	家庭ごみ量 (行政回収)	集団回収	事業系ごみ量		市民一人一日当たりのごみ排出量					リサイクル率
					うち可燃ごみ	ごみ総量	家庭ごみ (行政回収)	集団回収	家庭ごみ量計	事業系ごみ	リサイクル率	
単位	人	t	t	t	t	t	g/人・日	g/人・日	g/人・日	g/人・日	g/人・日	%
平成20	384,656	144,822	85,549	15,690	43,583	41,408	1,031.5	609.3	111.8	721.1	310.4	24.1
平成21	384,327	141,989	84,475	15,497	42,017	39,898	1,012.2	602.2	110.5	712.7	299.5	25.3
平成22	381,511	133,179	79,064	15,236	38,879	37,380	956.4	567.8	109.4	677.2	279.2	28.9
平成23	380,768	135,143	80,599	14,979	39,565	38,079	969.7	578.3	107.5	685.8	283.9	28.5
平成24	379,867	135,255	79,864	14,931	40,460	38,828	975.5	576.0	107.7	683.7	291.8	27.9
平成25	378,882	133,640	78,619	13,763	41,258	39,537	966.4	568.5	99.5	668.0	298.3	28.4
平成26	377,626	132,274	77,661	13,261	41,352	39,604	959.7	563.4	96.2	659.6	300.0	25.8
平成27	377,598	132,424	78,234	12,528	41,662	39,881	958.2	566.1	90.7	656.7	301.5	25.9
平成28	376,202	127,683	75,250	11,800	40,633	38,963	929.9	548.0	85.9	634.0	295.9	25.3
平成29	374,546	128,314	75,753	11,266	41,295	39,604	938.6	554.1	82.4	636.5	302.1	25.3
平成30	372,304	125,811	74,308	10,605	40,898	39,115	925.8	546.8	78.0	624.9	301.0	25.7
令和元	370,057	125,744	73,868	9,926	41,950	40,436	928.4	545.4	73.3	618.7	309.7	27.2
令和2	372,760	122,241	76,359	8,375	37,507	35,618	898.5	561.2	61.6	622.8	275.7	28.9
令和3	370,478	120,584	74,286	8,219	38,079	36,296	891.7	549.4	60.8	610.1	281.6	28.3
令和4	367,902	119,895	72,936	7,973	38,986	37,236	892.8	543.1	59.4	602.5	290.3	27.4
令和5	364,712	113,953	69,016	7,051	37,886	36,142	853.7	517.0	52.8	569.9	283.8	26.9
令和6	361,626	112,074	66,925	6,430	38,719	36,823	849.1	507.0	48.7	555.7	293.3	26.3

※人口は、各年10月1日現在の長野県毎月人口異動調査結果の値

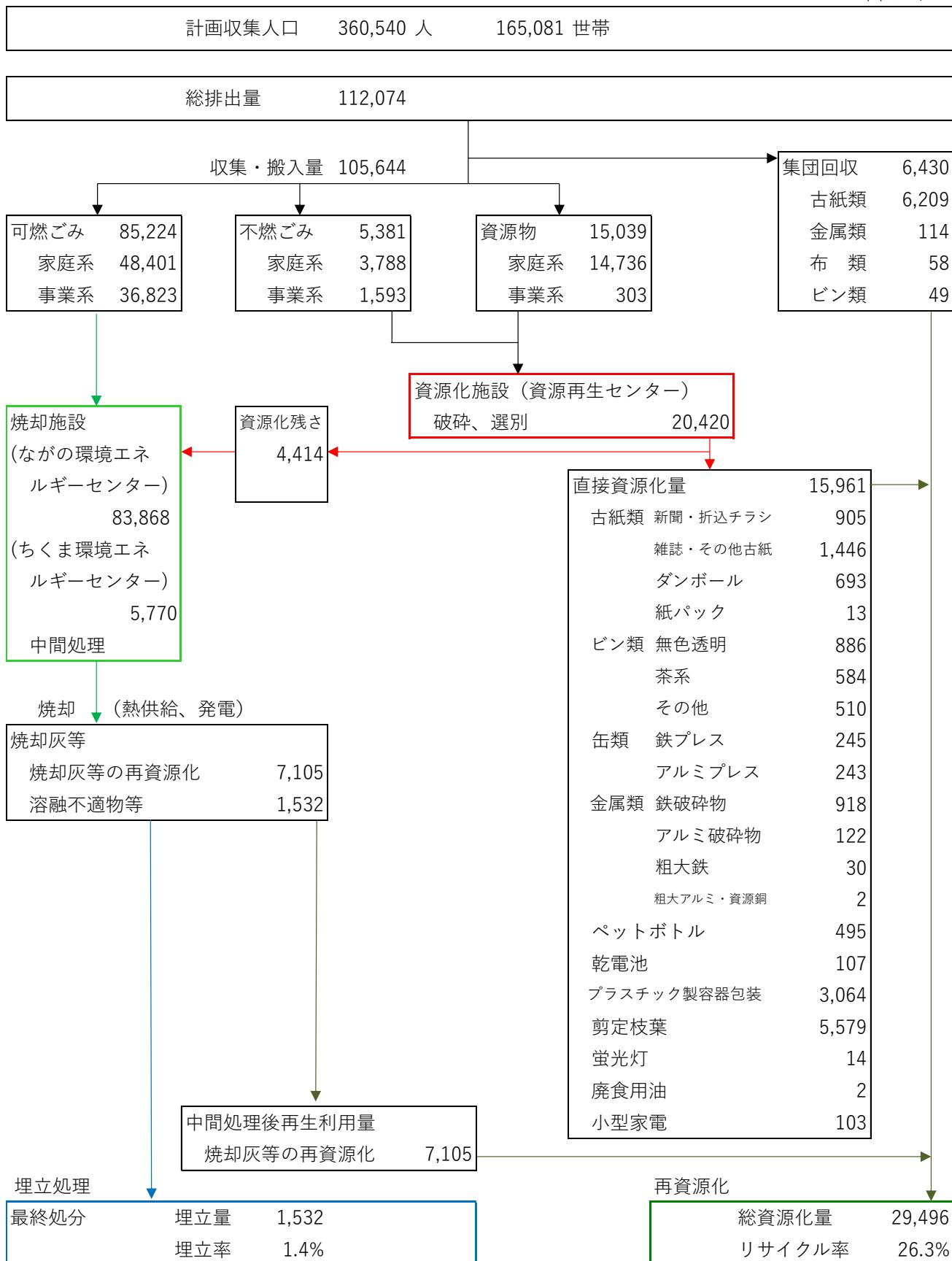
※平成17年1月1日以降に合併した地区を遡及して含む

※ごみ総量は、家庭ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計

※平成25年度以降のリサイクル率には、中間処理後再生利用（焼却灰等の再資源化）量を含む

(1) 令和6年度(2024年度)ごみ処理フロー

単位 トン



(注) 1 計画収集人口は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳の値

2 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量

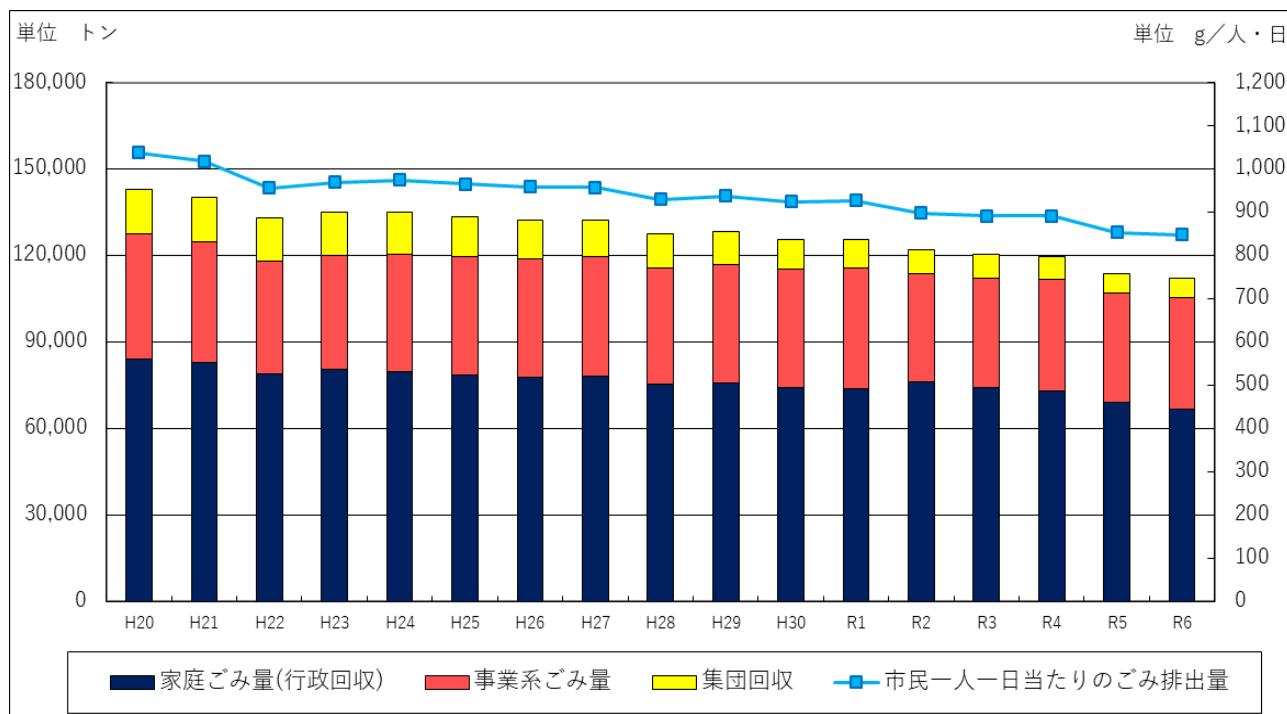
3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量

4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

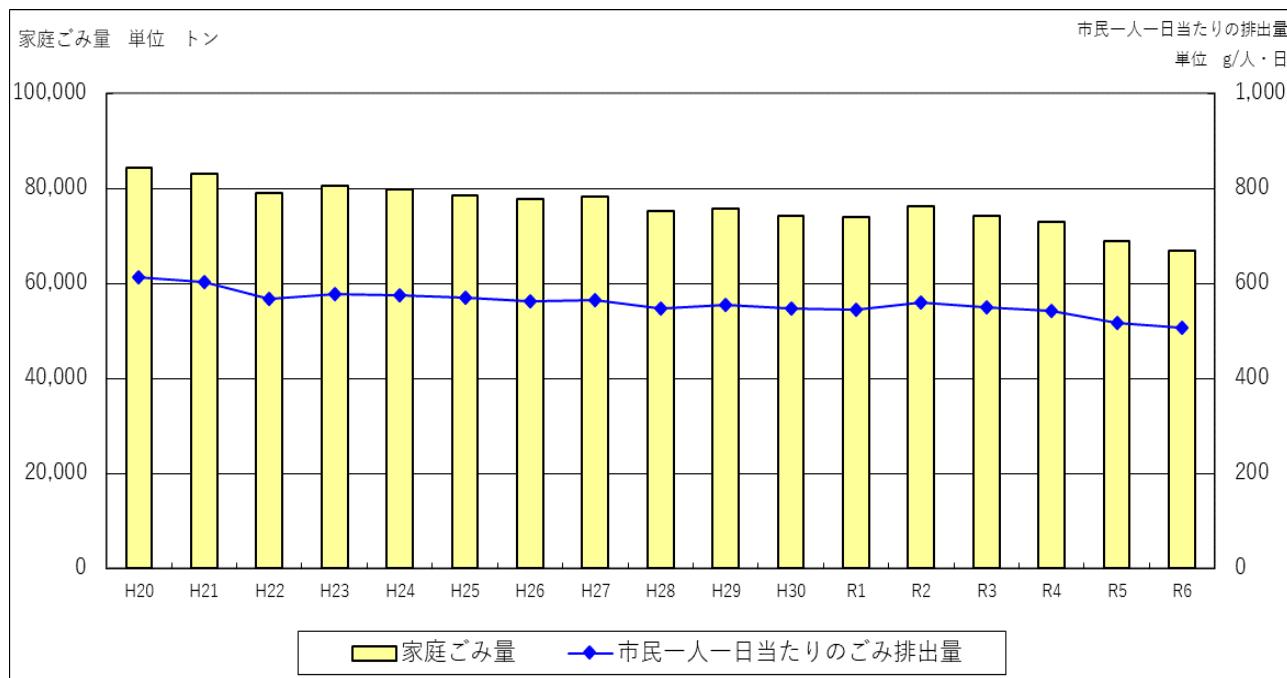
(2) ごみ処理量の推移

①ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

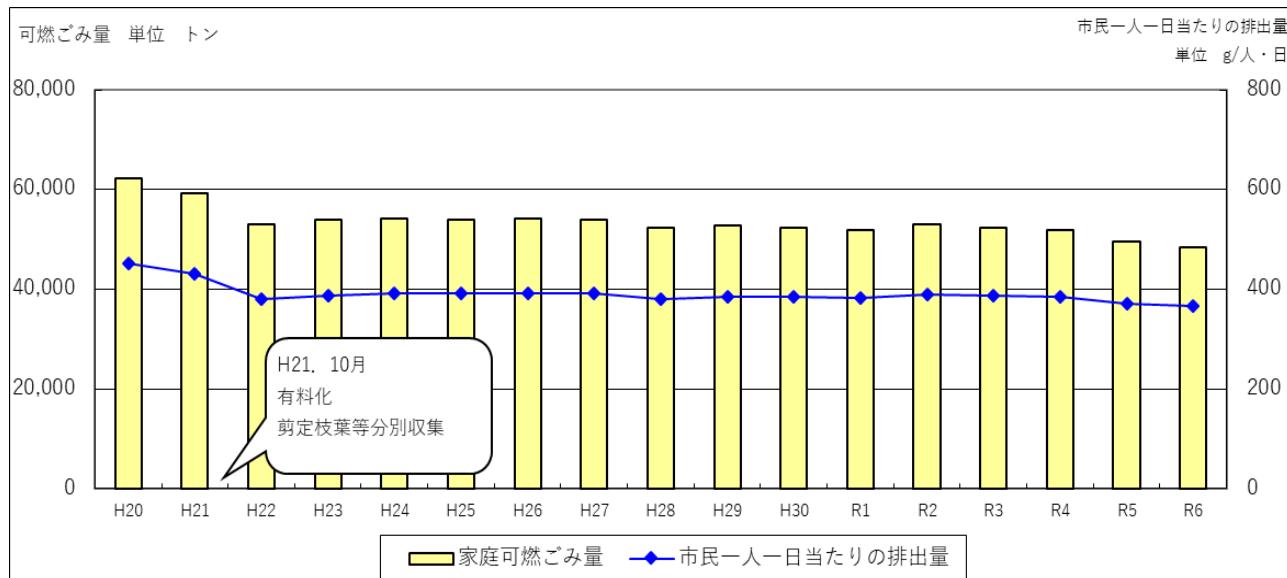
②家庭系ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移



※資源回収量含まない

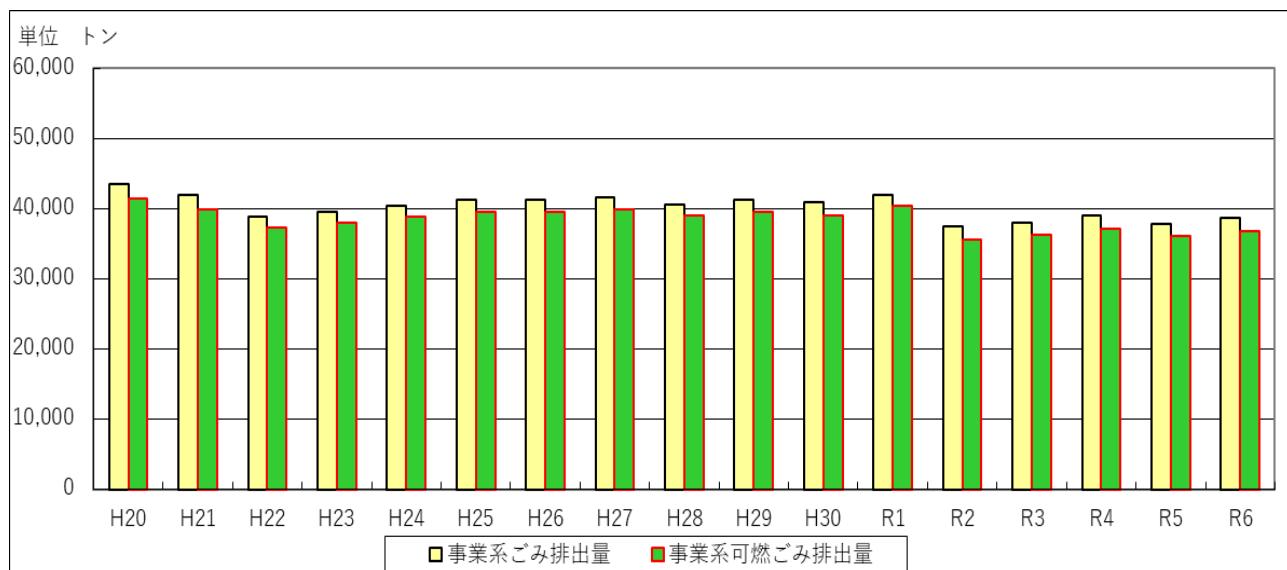
※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

③家庭系可燃ごみ排出量と一人一日当たり排出量の推移

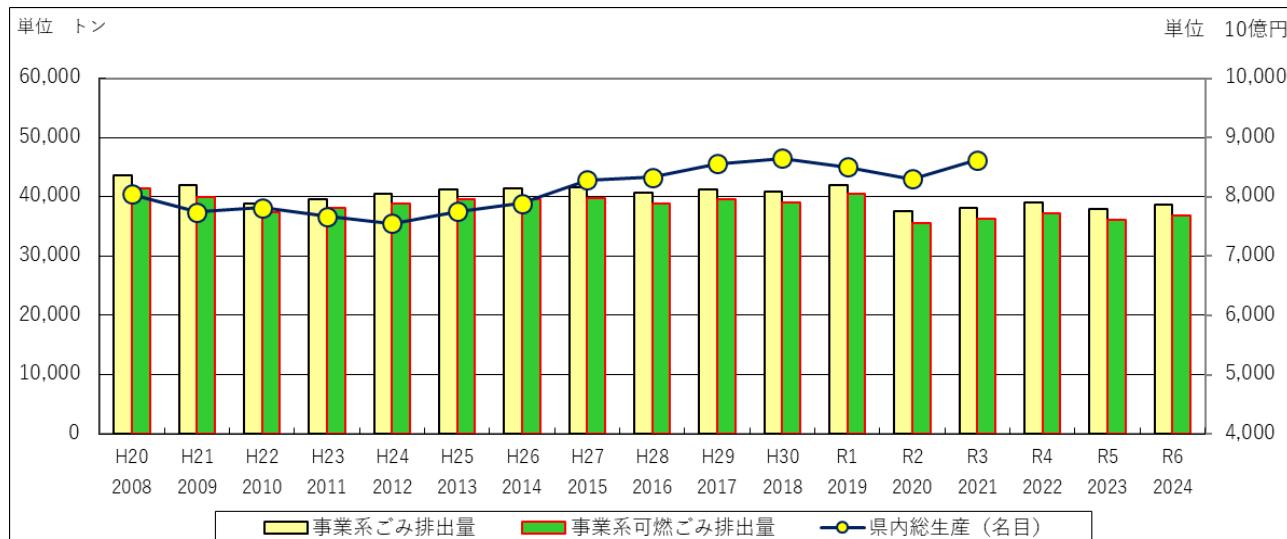


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

④事業系ごみ排出量の推移



⑤事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産（名目））との関連（参考）



(3) 家庭・事業系別排出量及び資源物処理量の推移

①収集量・搬入量の推移

年度	人口(人) (翌年4月1日現在)	世帯数(世帯) (翌年5月1日現在)	ごみ収集量・搬入量			集団回収 (A+B)	ごみ総量 (A+B)	家庭ごみ1人当たり			家庭系 事業系 (外)一時多量 (D)	家庭系割合 (C+D/A) (%)				
			可燃ごみ	不燃ごみ	資源物			1日当たり(g)	1年当たり(kg)	1日当たり(g)	1年当たり(kg)					
20	380,883	148,121	127,469	103,610	6,427	17,432	15,509	142,979	718	262	1,846	674	84,235	55	43,179	66.1
27	382,141	158,549	119,896	93,855	6,273	19,769	12,528	132,424	649	238	1,568	572	78,191	43	41,662	65.3
28	380,473	159,371	115,883	91,327	5,826	18,730	11,800	127,683	627	229	1,496	546	75,207	43	40,633	64.9
29	378,389	159,930	117,048	92,395	6,043	18,610	11,266	128,314	630	229	1,491	544	75,710	43	41,295	64.7
30	376,080	160,625	115,206	91,429	6,193	17,584	10,605	125,811	619	226	1,448	529	74,284	24	40,898	67.5
1	373,971	161,472	115,818	92,366	5,904	17,548	9,926	125,744	612	224	1,418	519	73,860	8	41,950	63.8
2	372,080	162,599	113,866	88,584	6,842	18,440	8,375	122,241	624	228	1,428	521	76,337	22	37,507	67.1
3	369,652	163,228	112,365	88,649	6,137	17,579	8,219	120,584	611	223	1,385	505	74,265	21	38,079	66.1
4	366,591	163,928	111,922	89,118	5,814	16,990	7,973	119,895	605	221	1,352	494	72,904	32	38,986	65.2
5	363,343	164,420	106,902	85,736	5,445	15,721	7,051	113,953	574	209	1,268	463	68,986	30	37,886	64.6
6	360,540	165,081	105,644	85,224	5,381	15,039	6,430	112,074	557	203	1,217	444	66,879	35	38,719	63.3

※1 平成20年度のごみ量には、平成22年1月1日に合併した信州新町・中条地区を含まない

②処理量の推移

年度	焼却処理 ※1	埋立処理※2	資源化処理 ※3					焼却灰等の 再資源化 率(%)※5	リサイクル 率(%)※5						
			計	紙類	ビン類	金属類	乾電池等※4								
20	106,489	13,598	2,031	18,949	9,202	2,910	2,433	124	702	3,578	—	—	15,509	34,459	24.1
27	96,608	10,722	2,126	21,162	5,761	2,651	2,063	200	479	3,485	6,523	669	12,528	34,359	25.9
28	94,116	10,394	1,795	19,972	5,136	2,540	1,889	208	494	3,399	6,306	576	11,800	32,348	25.3
29	95,170	9,764	1,988	19,891	4,728	2,360	2,000	201	464	3,365	6,773	1,288	11,266	32,445	25.3
30	95,698	5,411	732	18,776	4,341	2,259	1,909	212	503	3,357	6,195	2,953	10,605	32,334	25.7
1	97,246	0	3,905	18,561	4,004	2,207	1,597	234	507	3,347	6,665	5,675	9,926	34,162	27.2
2	93,678	0	2,974	19,717	4,021	2,205	2,079	240	504	3,446	6,925	7,188	8,375	35,280	28.9
3	93,313	0	2,279	18,718	4,112	2,105	1,920	252	524	3,392	6,413	7,218	8,219	34,155	28.3
4	93,616	0	1,971	18,114	3,811	2,103	1,822	257	535	3,306	6,280	6,818	7,973	32,905	27.4
5	89,378	0	1,585	16,418	3,291	2,001	1,402	243	513	3,162	5,806	7,172	7,051	30,641	26.9
6	89,638	0	1,532	15,961	3,057	1,980	1,560	226	495	3,064	5,579	7,105	6,430	29,496	26.3

※1 ながの環境エネルギーセンター、ちくま環境エネルギーセンター、市清掃センターで直接埋立していた不燃残渣の量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

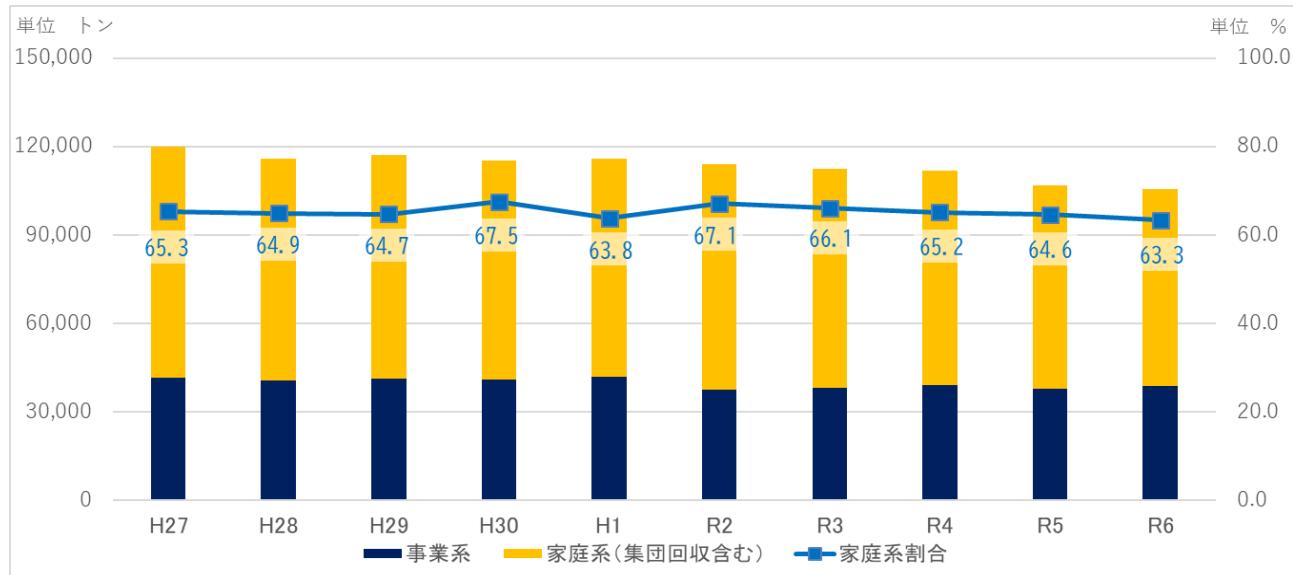
※2 溶融不適物等は平成30年度までは市資源再生センターで直接埋立していた不燃残渣の量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

※3 北信保健衛生施設組合の資源化量を含む（平成21年度から平成28年度まで生ごみ、小型家電は平成26年度から）

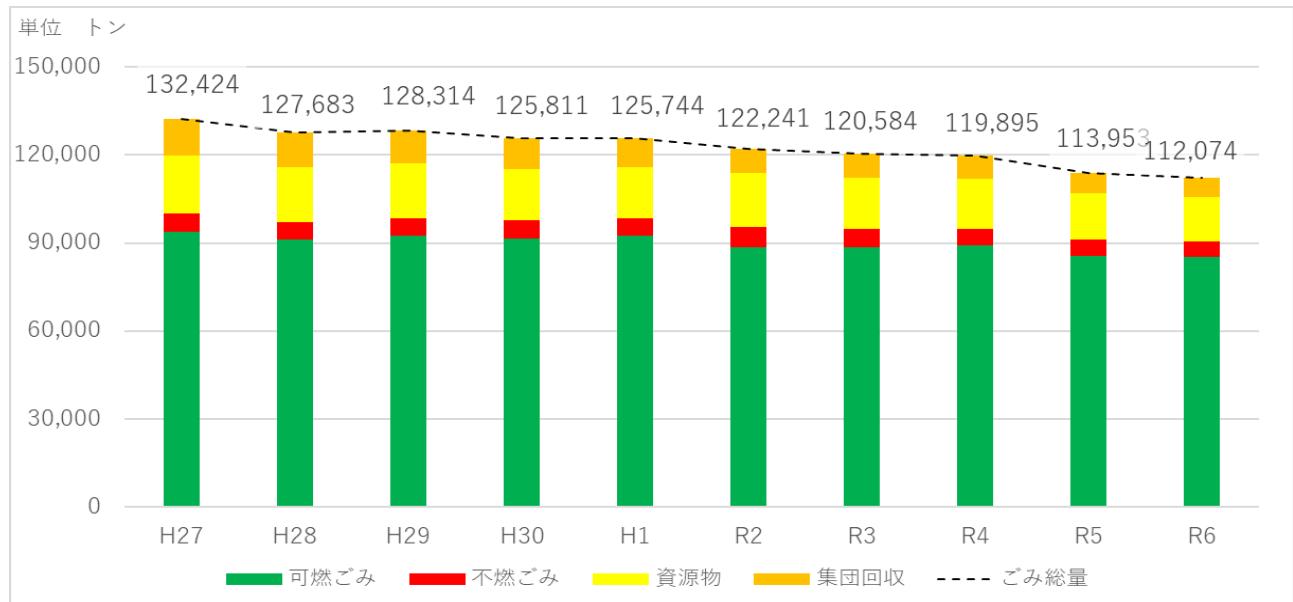
※4 廃食用油、蛍光灯及び小型家電を含む（平成21年度から平成28年度まで生ごみ、小型家電は平成26年度から）

※5 平成26年度から資源化に焼却灰等の再資源化を含め、リサイクル率を算出

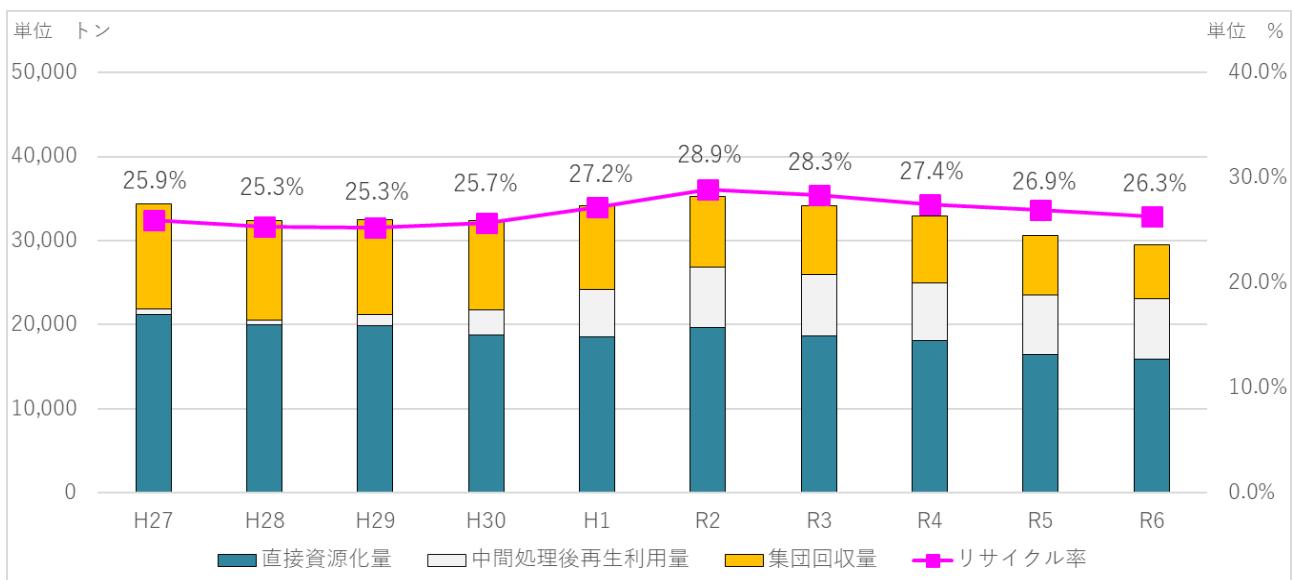
③家庭ごみ・事業系ごみ量と割合の推移



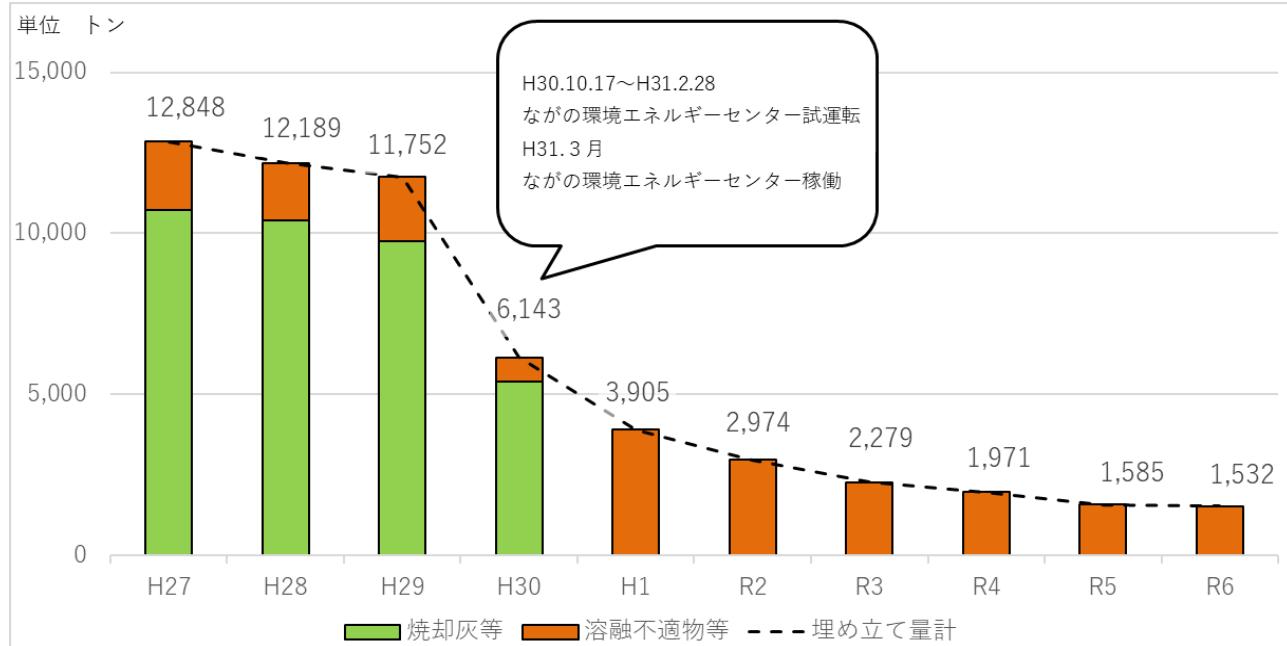
④品目別ごみ処理量の推移



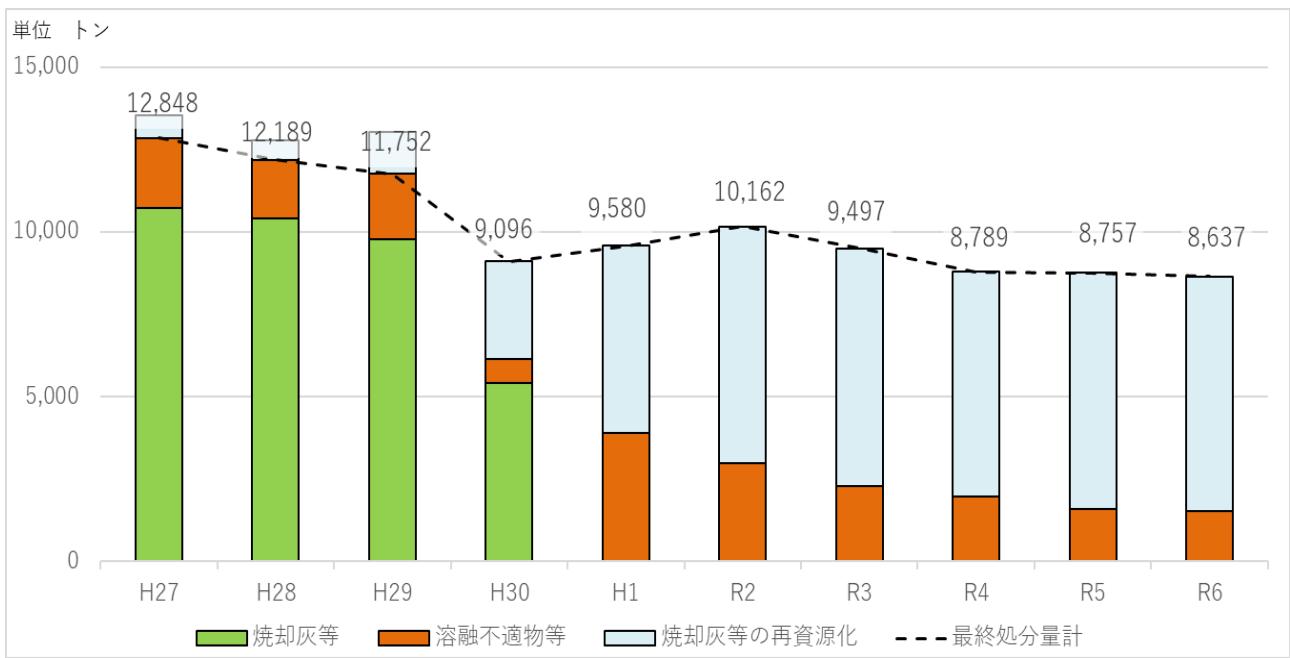
⑤リサイクル量とリサイクル率の推移



⑥最終処分量の推移

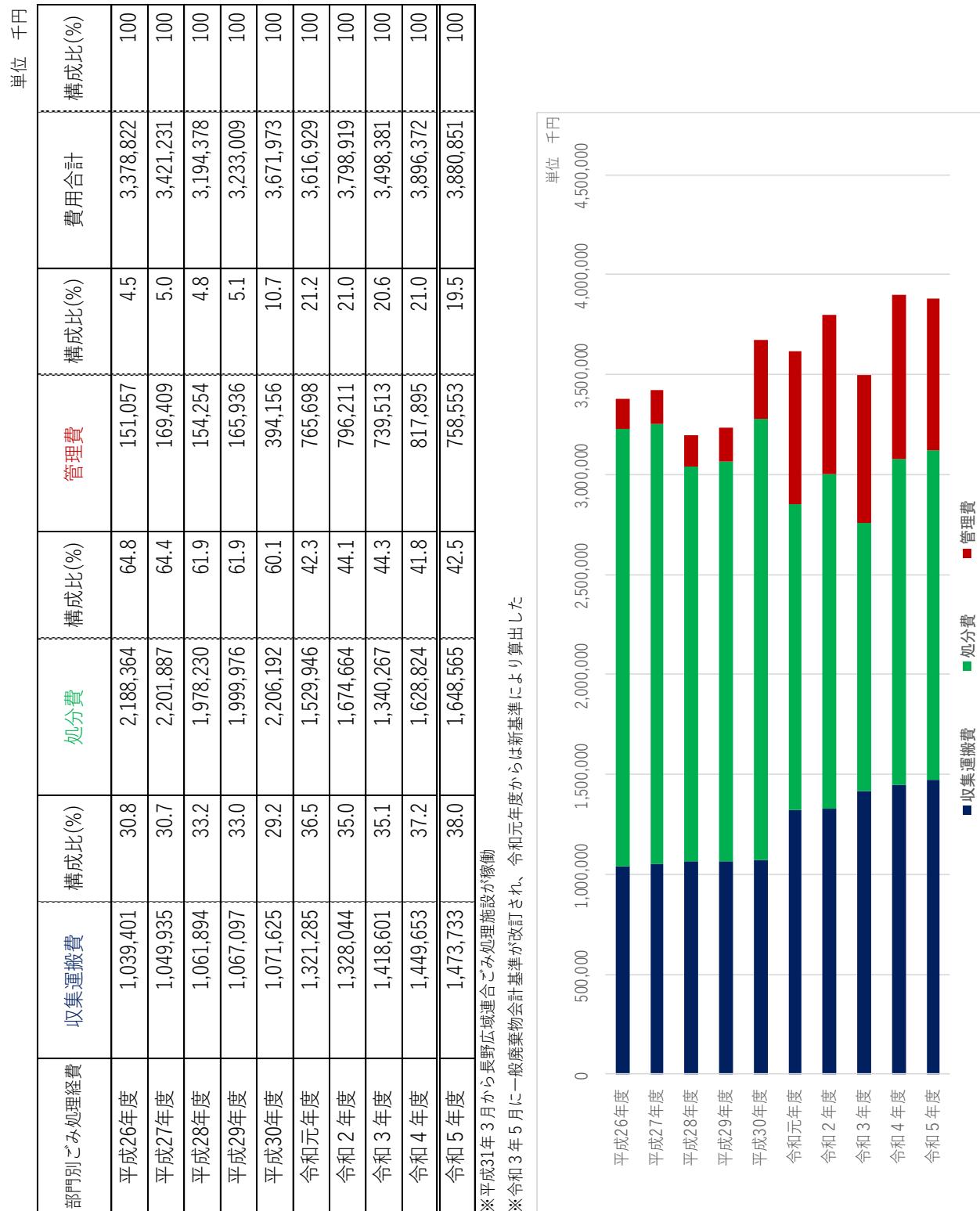


⑦最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移



(4) ごみ処理経費の推移

①環境省一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価



処理原価の内訳及び単位当たり処理原価

処理原価の内訳

単位 円

処理原価	区分	R5	R4	比較	
収集運搬	生活系	1,473,732,651	1,449,652,489	24,080,162	1.66%
	事業系	0	0	0	-
	計	1,473,732,651	1,449,652,489	24,080,162	1.66%
処分	生活系	1,104,053,117	1,036,137,832	67,915,285	6.55%
	事業系	544,511,572	592,686,285	△ 48,174,713	△8.13%
	計	1,648,564,689	1,628,824,117	19,740,572	1.21%
処理原価計	生活系	2,577,785,768	2,485,790,321	91,995,447	3.70%
	事業系	544,511,572	592,686,285	△ 48,174,713	△8.13%
	計	3,122,297,340	3,078,476,606	43,820,734	1.42%

単位当たりの処理原価

単位 円/kg

処理原価	R5	R4	比較	
生活系 (千円)	2,577,785	2,485,791	91,994	3.70%
事業系 (千円)	544,512	592,686	△ 48,174	△8.13%
計 (千円)	3,122,297	3,078,477	43,820	1.42%
ごみ処理量 ÷				
生活系 (トン)	69,016	72,936	△ 3,920	△5.37%
事業系 (トン)	37,886	38,986	△ 1,100	△2.82%
計 (トン)	106,902	111,922	△ 5,020	△4.49%
単位当たり処理原価 =				
生活系	37.4	34.1	3	9.68%
事業系	14.4	15.2	△ 1	△5.26%
計	29.2	27.5	2	6.18%

②家庭ごみ処理手数料の推移及び使途

単位：千円

項目	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
	歳 入	354,274	362,900	366,404	349,805	345,971
生ごみ自家処理機器購入補助		2,510	4,012	3,723	8,523	8,852
生ごみ減量啓発等		1,355	1,315	1,555	1,252	1,349
ごみ分別等啓発・指導		19,092	20,293	12,115	11,805	11,809
資源回収報奨金		53,953	51,124	49,402	43,857	40,129
不法投棄対策		5,237	5,232	5,219	5,399	5,447
剪定枝葉資源化経費		121,940	112,983	110,611	115,082	110,622
剪定枝葉等収集運搬経費		116,518	133,787	110,813	95,021	98,139
指定袋流通管理費等		33,689	34,154	34,976	34,175	35,861
ごみ集積所設置改修補助		—	—	8,054	7,450	6,064
食品ロス削減推進		—	—	187	91	269
リサイクルハウス設置補助		—	—	1,649	400	600
リサイクルプラザ管理運営		—	—	27,500	26,150	26,230
ながの環境フェア補助		—	—	600	600	600
市民 1人当たり(円)		952	982	999	963	959
1世帯当たり(円)		2,179	2,223	2,235	2,128	2,095

※市1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

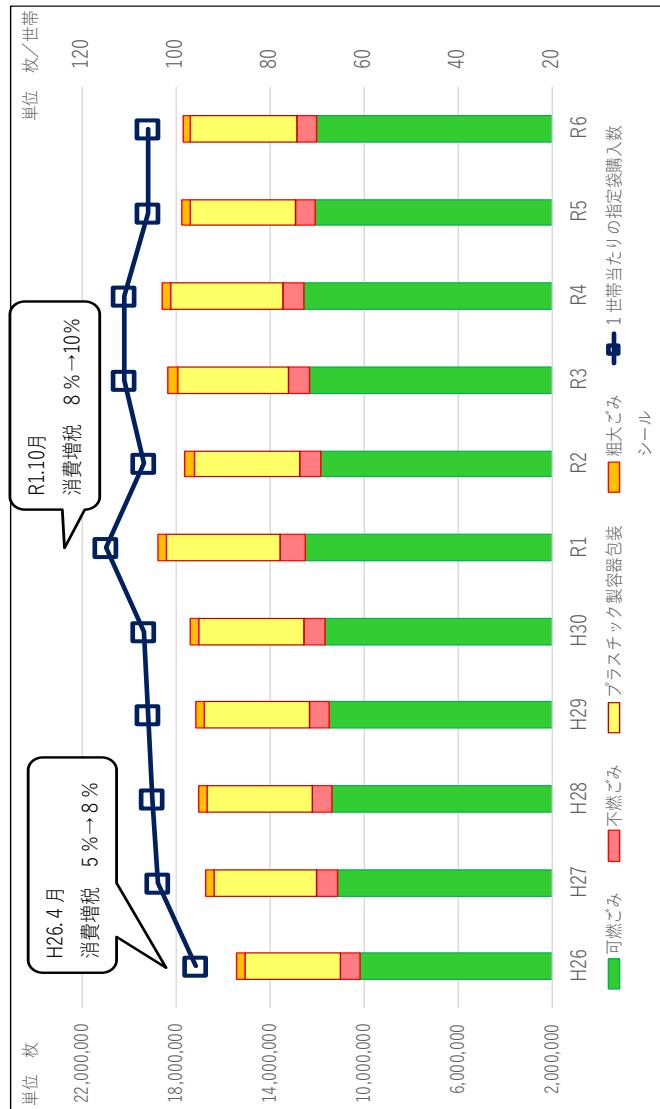
指定袋・粗大ごみシール購入数の推移

(単位 枚)

年度	人口 (翌年4月1日現在)	世帯数 (翌年4月1日現在)	可燃ごみ			不燃ごみ			プラスチック製容器包装			粗大ごみ シール
			特大 (40L)	大 (30L)	小 (20L)	計	大 (30L)	小 (20L)	計	大 (30L)	小 (20L)	
26	382,738	157,095	494,210	6,222,740	2,883,230	609,640	10,189,820	651,350	193,090	844,440	3,531,010	512,380
27	382,141	158,549	561,270	6,674,630	3,193,550	705,670	11,135,120	694,330	197,690	892,020	3,786,830	586,410
28	380,473	159,371	584,420	6,675,510	3,333,000	768,180	11,361,110	664,020	218,010	882,030	3,787,030	654,810
29	378,389	159,930	621,280	6,691,100	3,382,220	785,410	11,480,010	667,700	214,390	882,090	3,764,510	703,790
30	376,080	160,625	661,030	6,716,520	3,470,030	822,020	11,669,600	672,280	217,350	889,630	3,739,880	742,370
1	373,971	161,472	763,760	7,103,050	3,729,410	923,630	12,519,850	791,760	260,380	1,052,140	4,013,430	824,070
2	372,080	162,599	807,720	6,579,560	3,537,730	905,790	11,830,800	713,020	223,770	936,790	3,678,520	811,710
3	369,652	163,228	835,660	6,758,930	3,769,410	978,420	12,342,420	676,760	227,330	904,090	3,828,880	883,730
4	366,591	163,928	883,690	6,769,890	3,876,020	1,037,590	12,567,190	671,020	226,290	897,310	3,835,030	953,500
5	363,343	164,420	880,930	6,396,350	3,819,400	1,011,770	12,108,450	533,160	229,360	822,520	3,598,610	901,460
6	360,540	165,081	891,240	6,247,700	3,842,310	1,051,740	12,032,990	590,460	221,920	812,380	3,615,620	946,440
												4,562,060
												318,095

手数料納付済シール購入数の推移 (単位 枚)

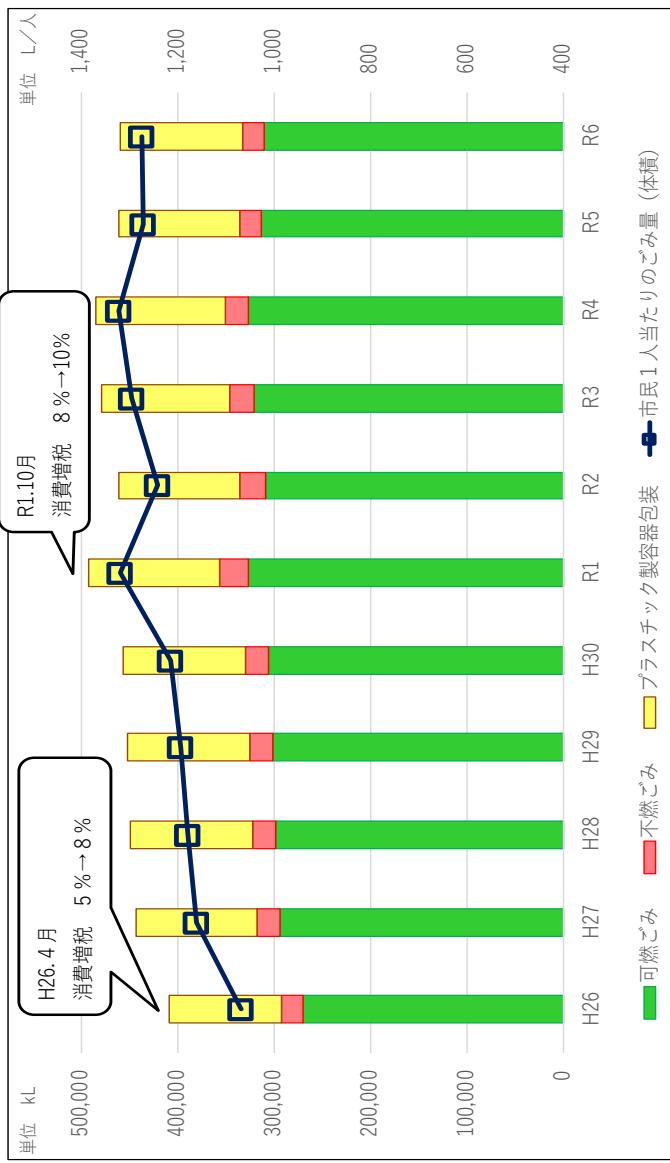
年度	手数料納付済シール		計
	大 (30L)	小 (20L)	
26	233,548	12,354	245,902
27	199,910	11,238	211,148
28	129,370	6,505	135,875
29	120,230	4,970	125,200
30	104,107	5,583	109,690
1	81,607	4,894	86,501
2	66,178	4,596	70,774
3	45,080	3,315	48,395
4	31,030	1,820	32,850
5	22,559	1,387	24,546
6	20,094	2,433	22,527



②指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移

年度	人口 (翌年4月1日現在)	世帯数 (翌年4月1日現在)	可燃ごみ				不燃ごみ				プラスチック製容器包装			
			特大(40L)	大(30L)	小(20L)	計	大(30L)	小(20L)	計	大(30L)	小(20L)	計	大(30L)	小(20L)
26	384,202	156,130	19,768,400	186,632,200	57,264,600	6,096,400	269,811,600	19,540,500	3,861,800	23,402,300	105,930,300	10,247,600	116,177,900	409,391,800
27	382,738	157,095	22,450,800	200,238,900	63,871,000	7,056,700	293,617,400	20,829,900	3,953,800	24,783,700	113,604,900	11,728,200	125,333,100	443,734,200
28	382,141	158,549	23,376,800	200,255,300	66,660,000	7,681,800	297,983,900	19,920,600	4,360,200	24,280,800	113,610,900	13,096,200	126,707,100	448,971,800
29	380,473	159,371	24,851,200	200,733,000	67,644,400	7,854,100	301,082,700	20,031,000	4,287,800	24,318,800	112,935,300	14,075,800	127,011,100	452,412,600
30	378,389	159,930	26,441,200	201,455,600	69,400,600	8,220,200	305,557,600	20,168,400	4,347,000	24,515,400	112,196,400	14,847,400	127,043,800	457,116,800
1	376,080	160,625	30,550,400	213,091,500	74,588,200	9,236,300	327,466,400	23,752,800	5,207,600	28,960,400	120,402,900	16,481,400	136,884,300	493,311,100
2	373,971	161,472	32,308,800	197,386,800	70,754,600	9,057,900	309,508,100	21,390,600	4,475,400	25,866,000	110,355,600	16,234,200	126,589,800	461,963,900
3	372,080	162,599	33,426,400	202,767,900	75,388,200	9,784,200	321,366,700	20,302,800	4,546,600	24,849,400	114,866,400	17,674,600	132,541,000	478,757,100
4	369,652	163,228	35,347,600	203,096,700	77,520,400	10,375,900	326,340,600	20,130,600	4,525,800	24,656,400	115,050,900	19,070,000	134,120,900	485,117,900
5	366,591	163,928	35,237,200	191,890,500	76,388,000	10,117,700	313,633,400	17,794,800	4,587,200	22,382,000	107,958,300	18,029,200	125,987,500	462,002,900
6	360,540	165,081	35,649,600	187,431,000	76,846,200	10,517,400	310,444,200	17,713,800	4,438,400	22,152,200	108,468,600	18,928,800	127,397,400	459,993,800

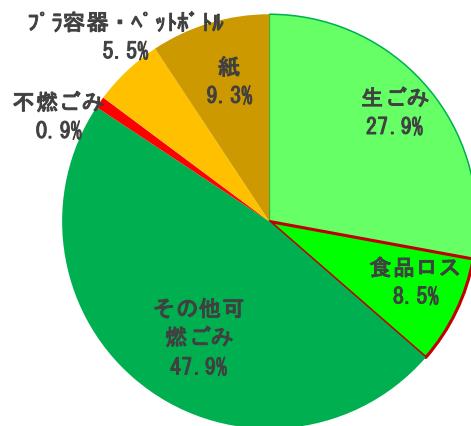
※手数料納付済シールの購入数は算入していない。



(6) 家庭ごみ指定袋の中身（組成）

家庭系可燃ごみの組成

項目	R01(2019)	R04(2022)	R05(2023)	R06(2024)	4ヶ年平均	単位 グラム/袋
生ごみ	1,155	1,247	1,029	954	1,096	27.9%
食品ロス	323	404	241	372	335	8.5%
その他可燃ごみ	1,711	2,012	1,712	2,078	1,879	47.9%
不燃ごみ	10	31	90	17	37	0.9%
プラ容器・ペットボトル	222	249	217	176	216	5.5%
紙	479	358	337	287	365	9.3%
計	3,900	4,301	3,626	3,884	3,928	100.0%



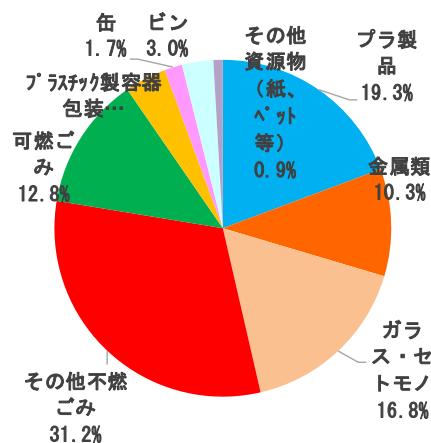
可燃ごみ指定袋に入っていた食品ロス

(R 6. 6撮影、写真の一部を加工)



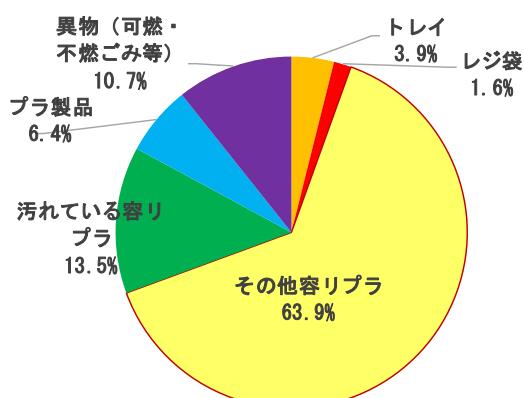
家庭系不燃ごみの組成

項目	R01(2019)	R04(2022)	R05(2023)	R06(2024)	4ヶ年平均	単位 グラム/袋
	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	割合
プラ製品	1,152	1,011	1,353	1,016	1,133	19.3%
金属類	284	363	612	1,150	602	10.3%
ガラス・セトモノ	1,285	1,133	538	988	986	16.8%
その他不燃ごみ	1,073	1,318	2,917	2,021	1,832	31.2%
可燃ごみ	547	761	820	865	748	12.8%
プラスチック製容器包装	85	232	270	361	237	4.0%
缶	103	59	146	80	97	1.7%
ビン	171	214	146	171	176	3.0%
その他資源物（紙、ペット等）	20	39	37	112	52	0.9%
計	4,720	5,130	6,839	6,764	5,863	100.0%



家庭系プラスチック製容器包装の組成

項目	R01(2019)	R04(2022)	R05(2023)	R06(2024)	4ヶ年平均	単位 グラム/袋
	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	重量	割合
トレイ	51	19	50	31	38	3.9%
レジ袋	41	4	8	7	15	1.6%
その他容リプラ	650	567	624	604	611	63.9%
汚れている容リプラ	113	158	122	125	130	13.5%
プラ製品	50	81	79	34	61	6.4%
異物（可燃・不燃ごみ等）	91	103	105	109	102	10.7%
計	996	932	988	910	957	100.0%



5 長野市一般廃棄物処理基本計画に関する評価

(1) 数値目標

令和4年(2022年)2月に策定、4月に施行した新たな長野市一般廃棄物処理基本計画では、平成30年度(2018年度)の数値を基準として、目標年次である令和8年度(2026年度)における次の数値目標を設定しました。

- ① ごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量**
- ② 事業系ごみ排出量**
- ③ 事業系可燃ごみ排出量**
- ④ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量**
- ⑤ 最終処分量**
- ⑥ 家庭系食品ロス量**

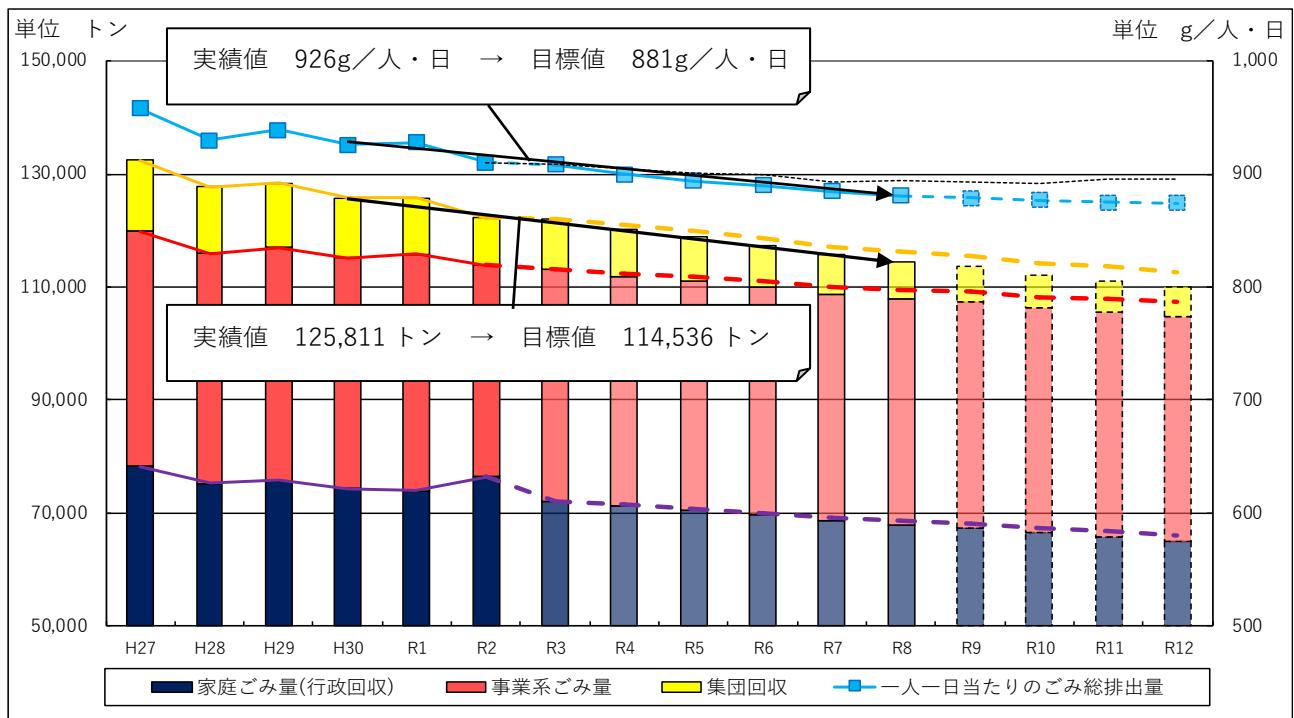
本計画から令和元年10月1日に施行した食品ロスの削減の推進に関する法律第11条に基づく「食品ロスの削減に関する基本的な方針」を踏まえ、家庭ごみのうち、可燃ごみに含まれる食品ロス量を新たに目標設置しました。

①ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量

ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量については、②事業系ごみ排出量及び④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値を踏まえて算出した量を目標値とします。

ごみ総排出量は、平成30年度(2018年度)比で11,275トン削減した114,536トンを目指すものとします。

一人一日当たりのごみ総排出量は、平成30年度(2018年度)比で45グラム削減した881グラム／人・日を目指すものとします。



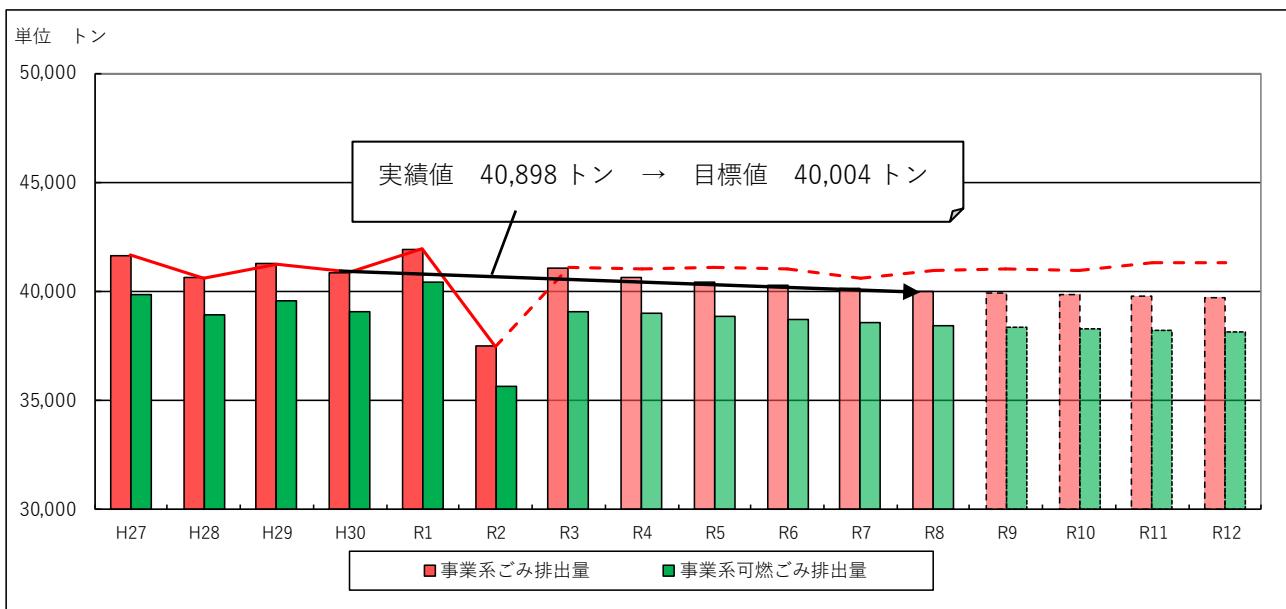
②事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成30年度(2018年度)比で894トン削減した40,004トンを目指すものとします。

うち、可燃ごみについては、③事業系可燃ごみ排出量の目標値を踏まえ、平成30年度(2018年度)比で670トン削減するものとします。

また、不燃ごみについては、平成30年度(2018年度)比で729トンの発生量の増加を見込んでいますが、減量の取組を進め、現状値を維持するものとします。

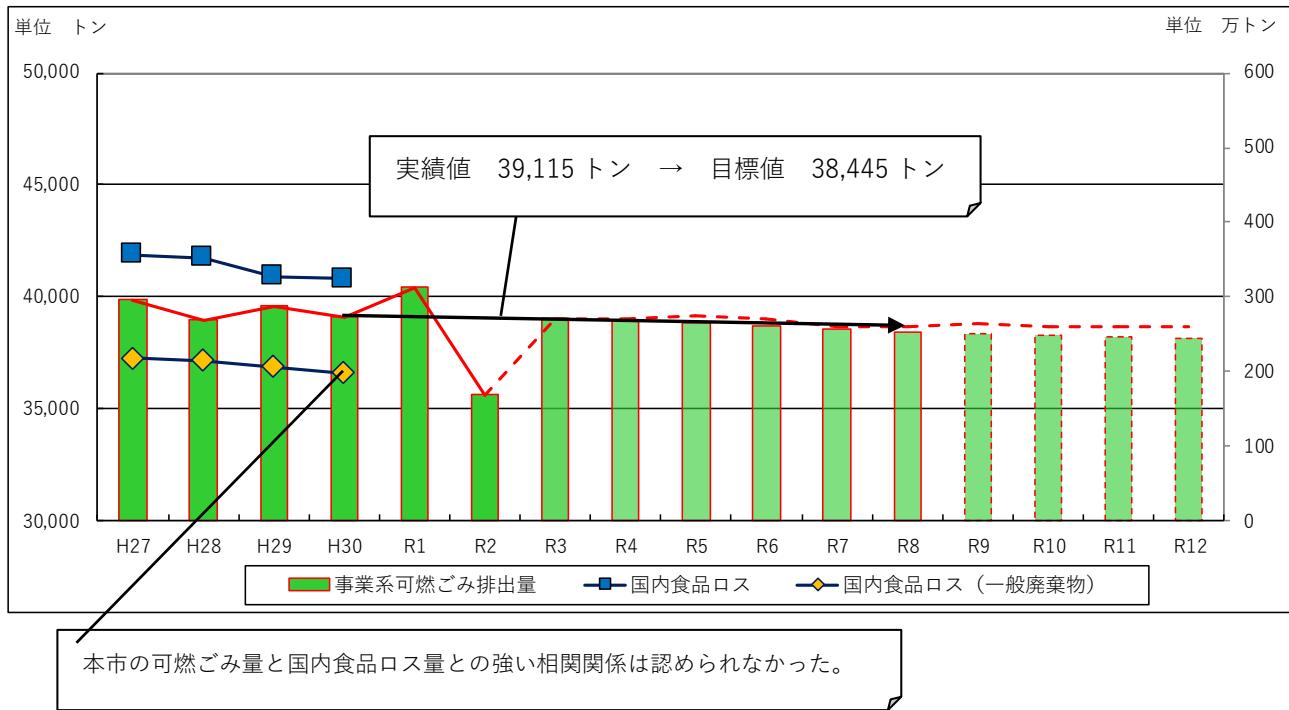
資源物については、平成30年度(2018年度)比で224トンの発生量の減少を見込んでおり、これを達成するものとします。



③事業系可燃ごみ排出量

事業系ごみのうち可燃ごみについては、従業員一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとします。これにより、事業系可燃ごみ排出量は、平成30年度(2018年度)比で670トン削減した38,445トンを目指すものとします。

なお、本市の事業系可燃ごみ排出量と国内食品ロス総量や一般廃棄物の量との相関関係を調査しましたが、強い関係が認められませんでしたので、本市の事業系食品ロスは、事業系可燃ごみ全体の削減を図ることにより、事業系食品ロスの削減を図るものとします。

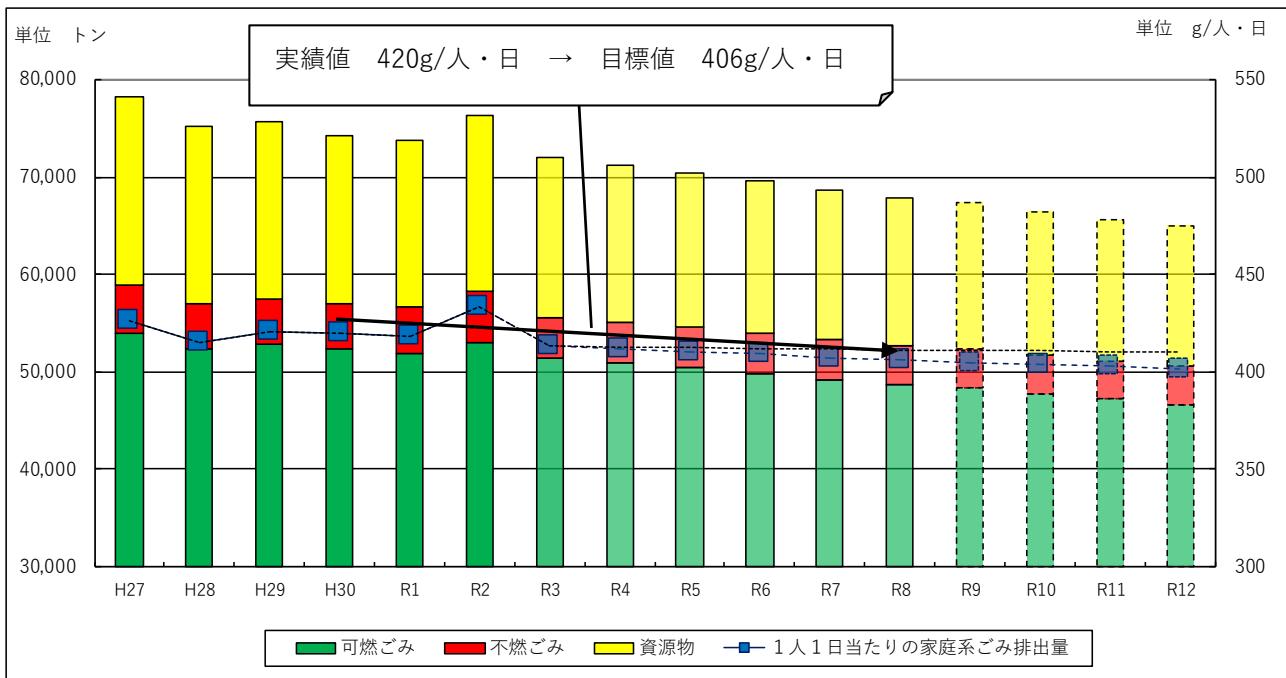


※ --- は、推計値

④家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

家庭ごみのうち市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量については、平成30年度(2018年度)比で14グラム削減した406グラム／人・日を目指すものとします。

可燃ごみについては、⑥家庭系食品ロス量の目標値を踏まえ、平成30年度(2018年度)比で10グラム削減するものとします。不燃ごみについては、平成30年度比で4 グラムの減少を見込んで達成するものとします。

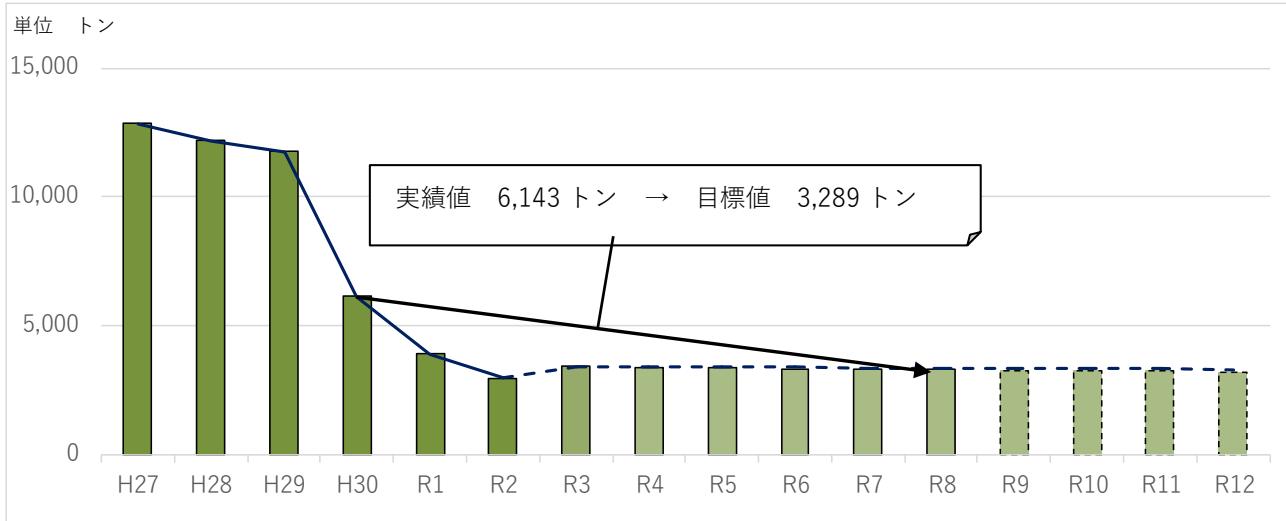


※ ----- は、推計値

⑤最終処分量

最終処分量の目標値については、①ごみ総排出量の目標値が達成できた場合に処分が見込まれる量を目標値とします。

最終処分量は、平成30年度(2018年度)比で2,854トン削減した3,289トンを目指すものとします。

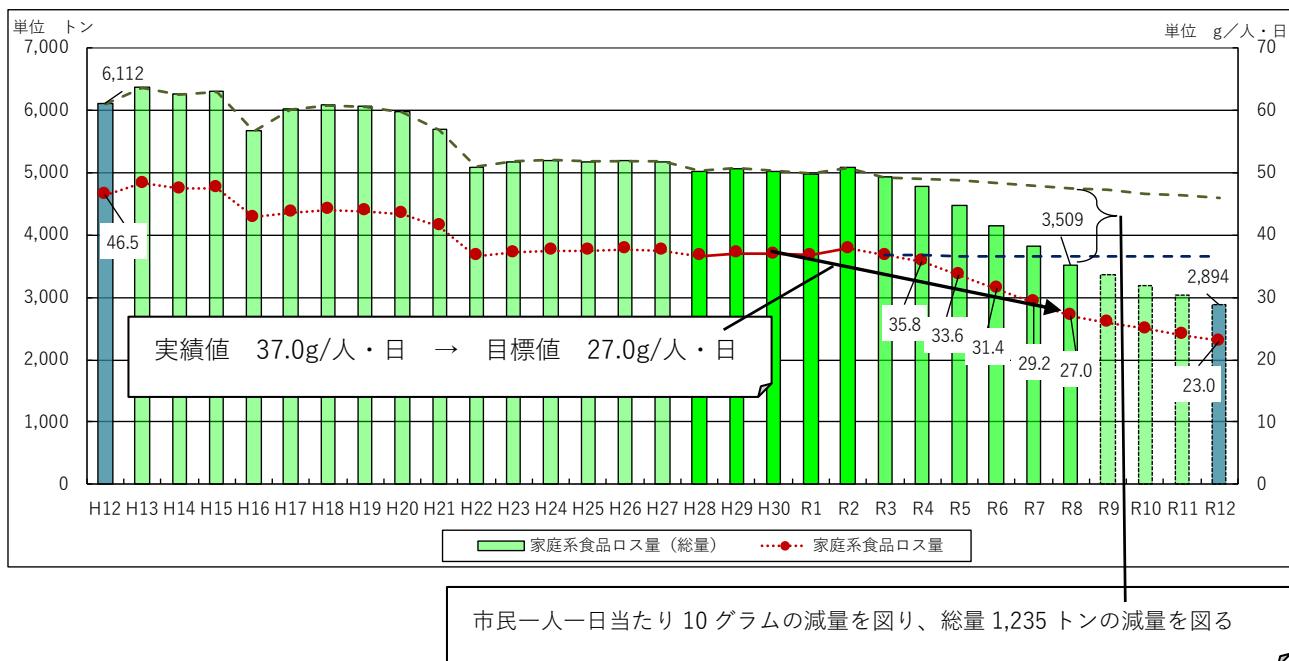


※ ----- は、推計値

⑥家庭系食品ロス量

食品ロス削減基本方針では、平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させる目標を定めていることから、家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和12年度(2030年度)までに平成30年度(2018年度)比で14グラム削減の23グラム／人・日とする必要があります。

このため、本計画において家庭系食品ロス量については、市民一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとします。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム／人・日を目指すものとします。その後も削減の取組を進め、令和12年度(2030年度)において家庭系食品ロス量の半減を達成するものとします。



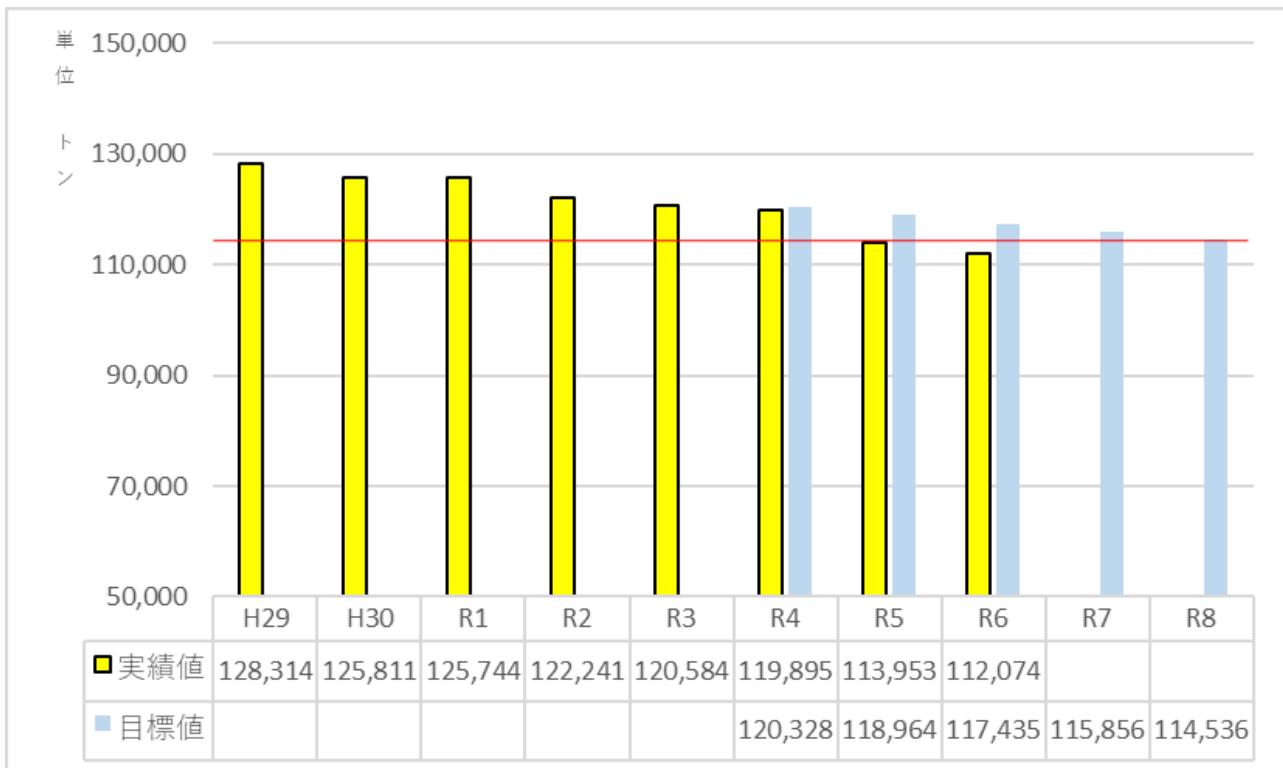
*-----は、推計値

(2) 実績

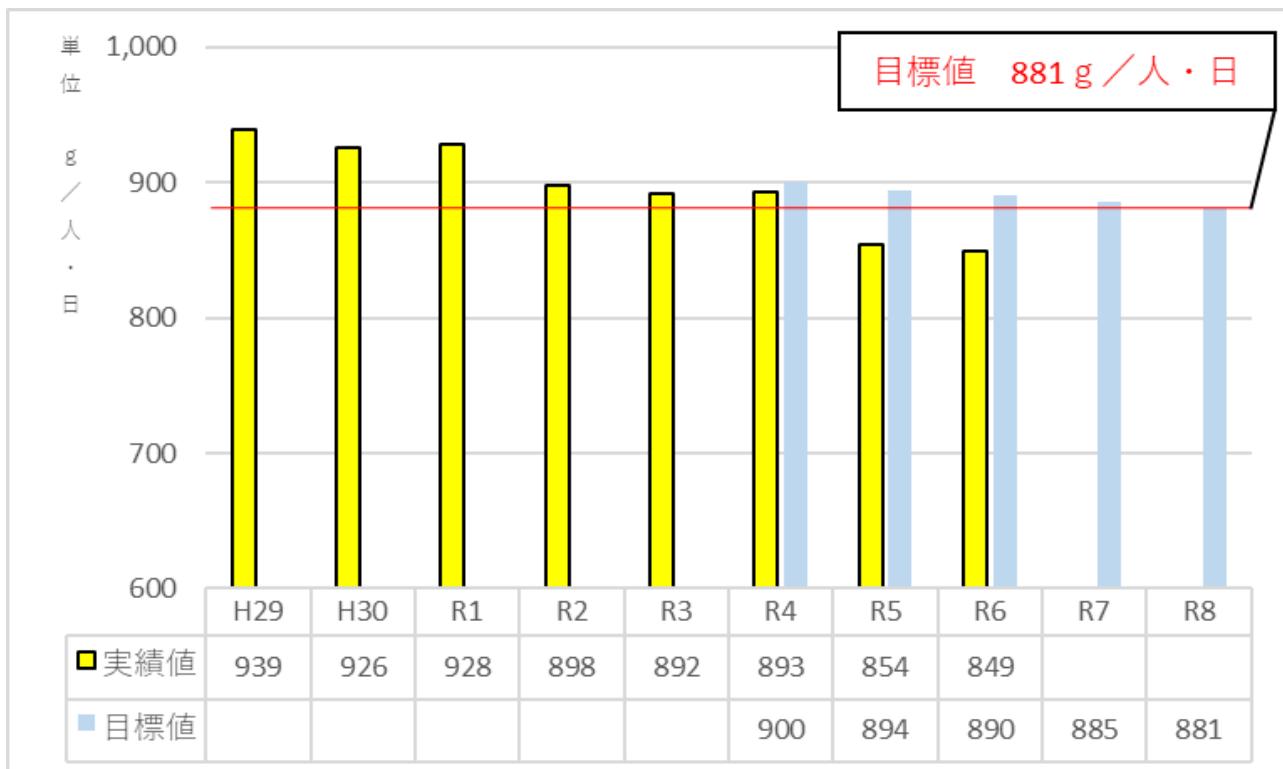
①ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量

ごみ総排出量は114,536トン、一人一日当たりのごみ総排出量は881グラム／人・日を目標としました。両方とも令和5年度(2023年度)時点で削減目標を達成しました。

①-1 ごみ総排出量



①-2 一人一日当たりのごみ総排出量

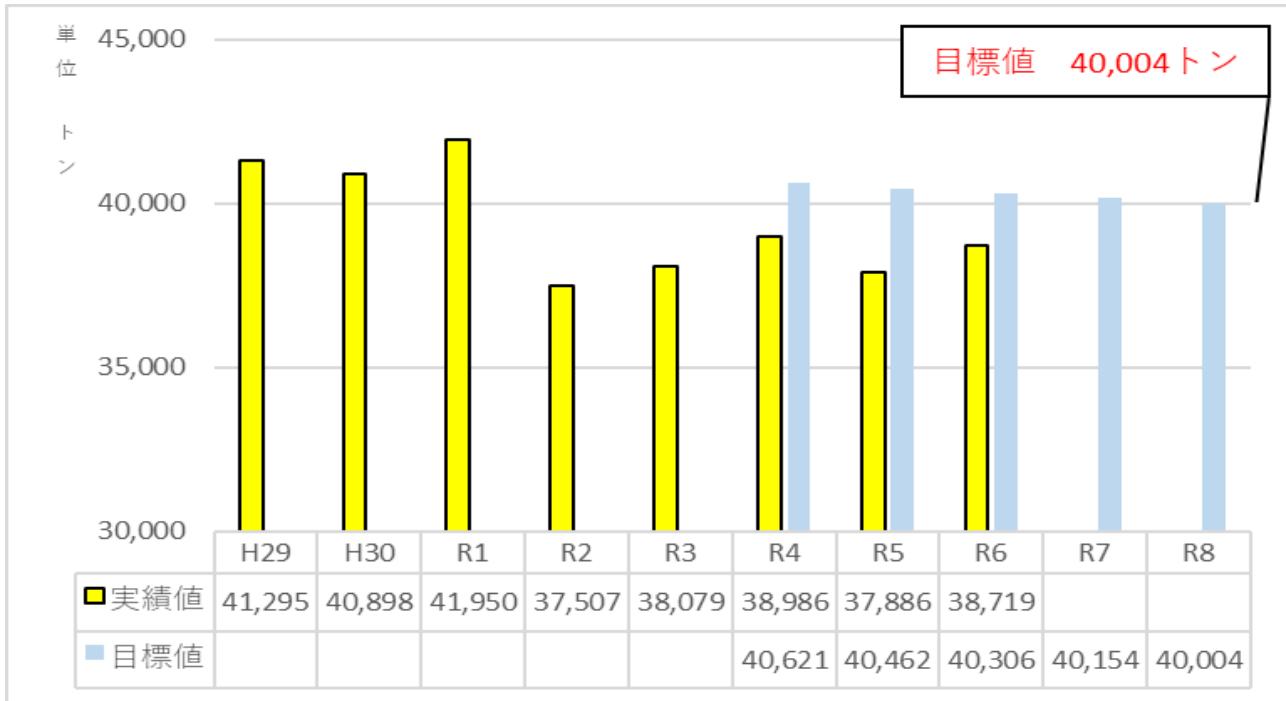


②事業系ごみ排出量及び③事業系可燃ごみ排出量

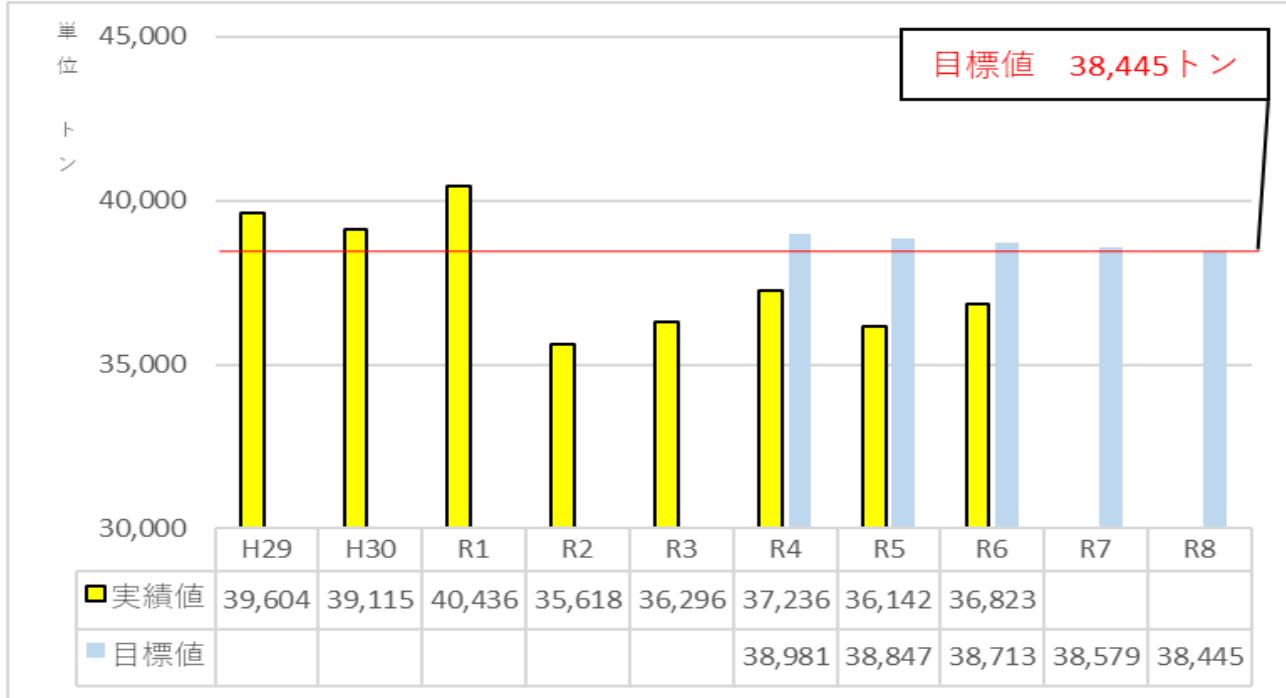
事業系ごみ排出量は40,004トン、事業系可燃ごみ排出量は38,445トンを目指しました。

事業系ごみは横ばいが続くと見込んでいましたが、新型コロナウイルスの影響により令和2年度(2020年度)に実績が著しく減少し、それ以降目標値を下回ったまま横ばいとなっています。

②事業系ごみ排出量

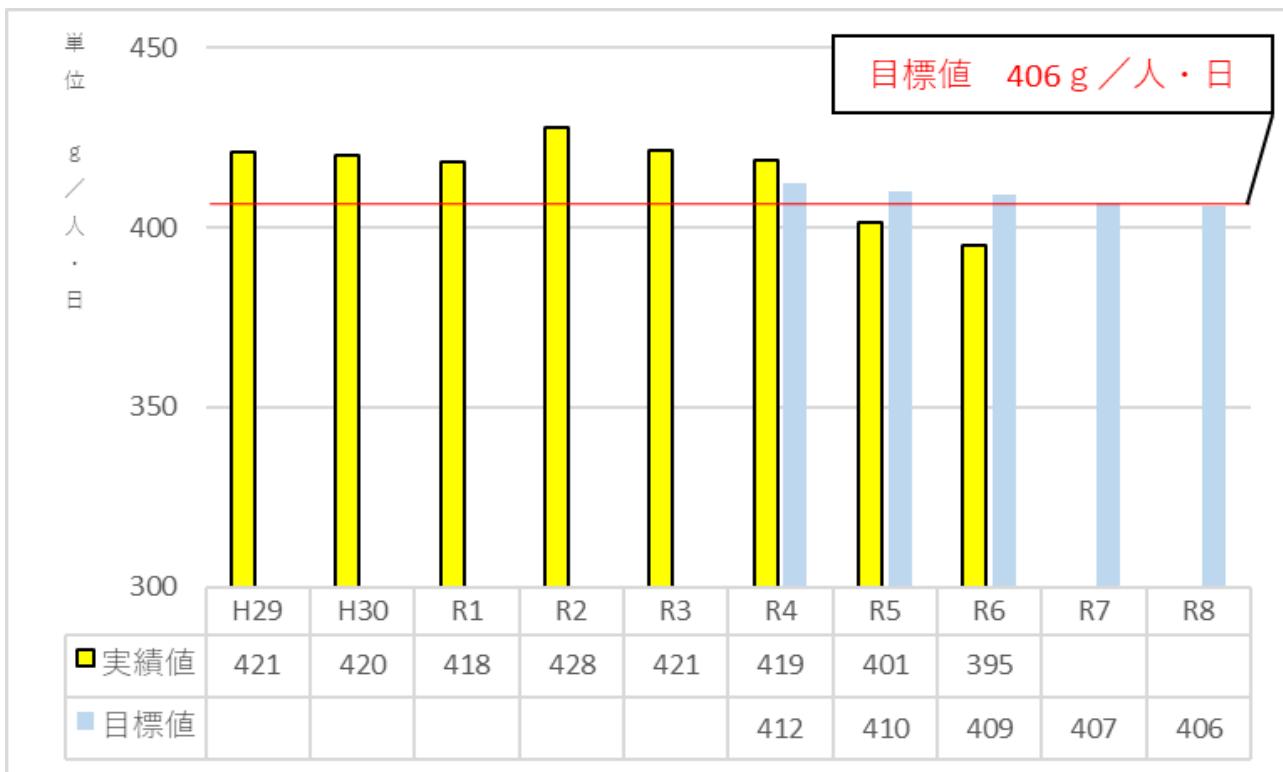


③事業系可燃ごみ排出量



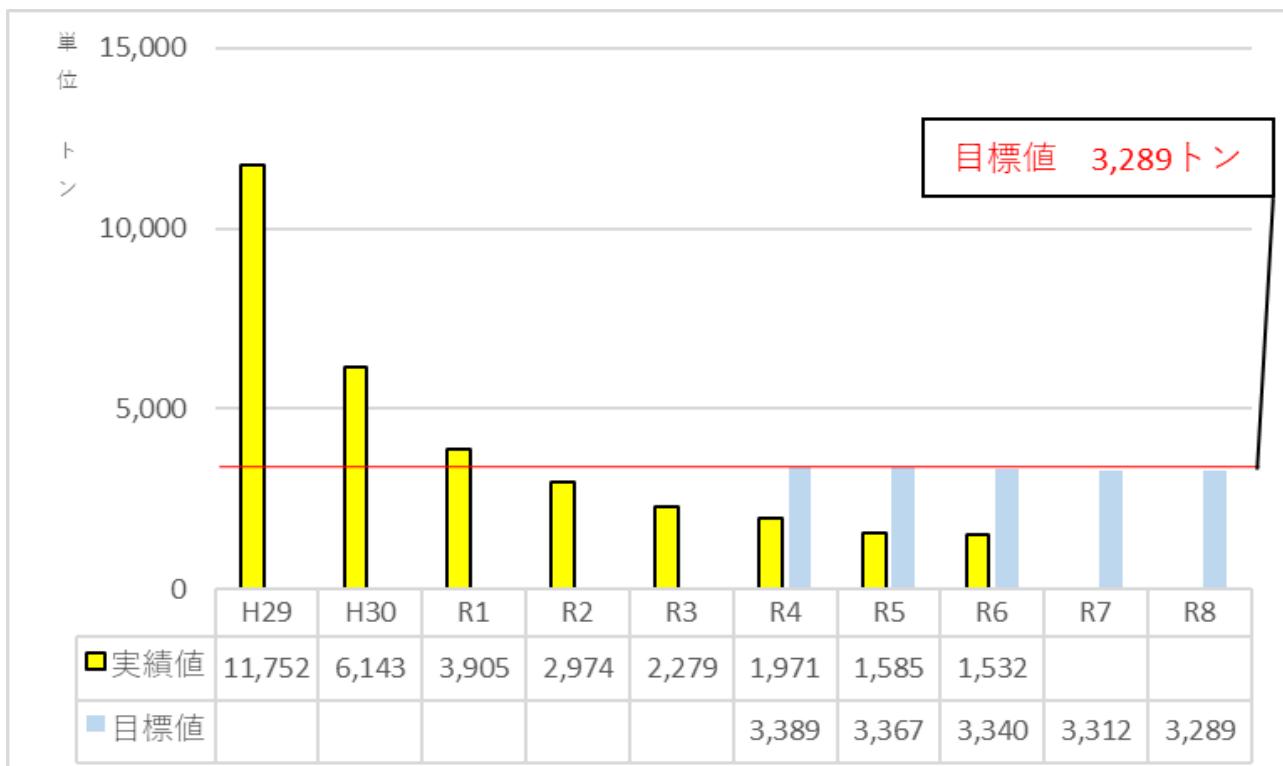
④家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

家庭ごみのうち市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量は、406グラム／人・日を目標としました。令和5年度(2023年度)時点で削減目標を達成しました。



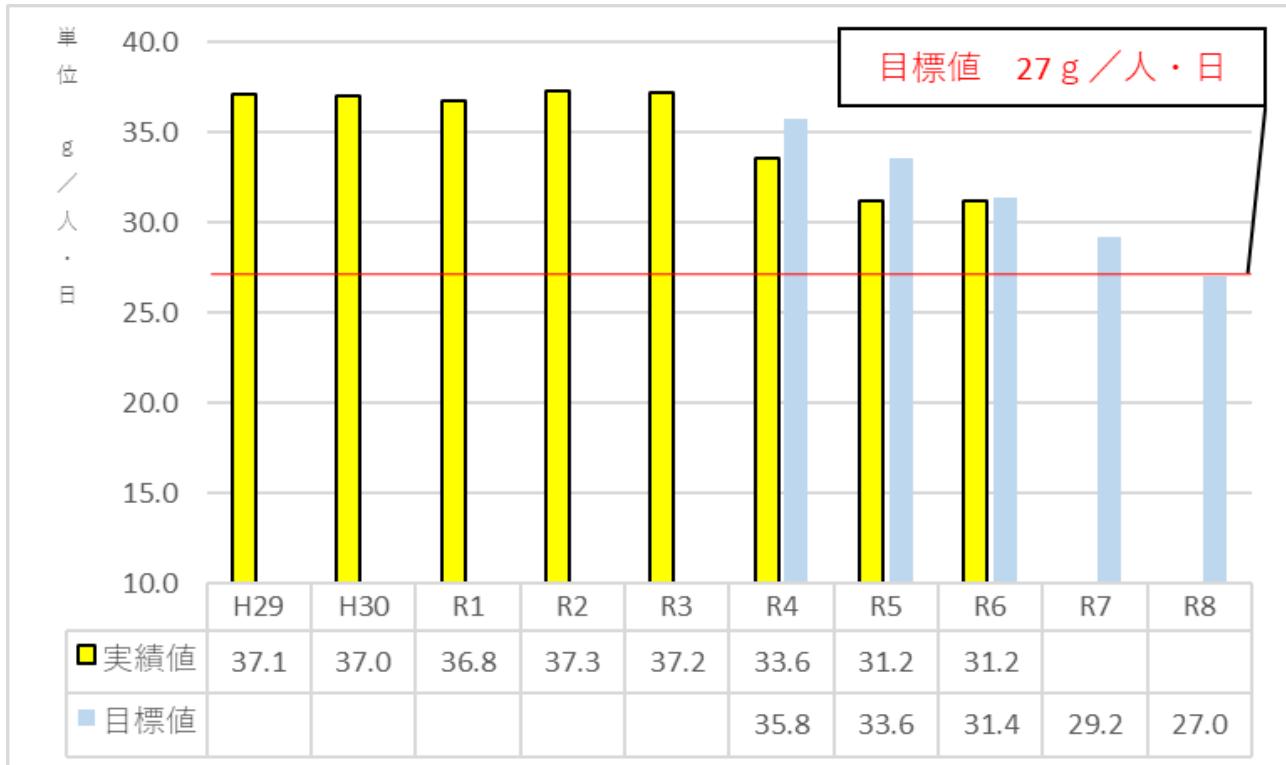
⑤最終処分量

最終処分量は、3,289トンを目標としました。令和2年度に目標値を下回り、それ以降も減り続けています。



⑥家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、市民一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとし、家庭系食品ロス量は、27グラム／人・日を目標としました。各年の目標値を1年ずつ早く達成しています。



6 ごみ減量化への取り組み

(1) 家庭ごみの対策

①指定袋制及びごみ処理手数料有料制度

(ア) 豊野地区以外の地域

平成4年(1992年)11月	5分別収集モデル実施に併せて指定袋配布（モデル地区順次拡大）
平成6年(1994年)8月	5分別収集全市実施に併せて指定袋無料配布（可燃120枚・不燃24枚）
平成8年(1996年)11月	指定袋実費負担制度（購入チケット制）・超過分有料制度導入 (可燃・不燃合せて160枚／年まで購入可、 161枚以上200枚までは手数料徴収)
平成16年(2004年)4月	プラ容器分別収集全市実施に合せ、購入可能枚数200枚に変更
平成21年(2009年)10月	単純従量制有料制度（手数料上乗せの指定袋販売）導入に併せ、 購入チケット制を廃止

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装についてはそれぞれ市が指定した半透明の指定袋により排出します。

平成6年(1994年)8月から各世帯へ1か月当たり可燃用10枚、不燃用2枚の割合で一律無料配布しましたが、より一層の減量と分別を図るため、また公平な負担を目的に平成8年(1996年)11月から指定袋の実費負担制度（販売店購入方式・超過分有料化）を導入しました（袋の種類・デザイン等変更）。市から配布される購入チケットと引き換えに約500店舗の小売店で購入（袋代のみ）し、購入できる枚数は年間200枚までとなりました（平成15年度(2003年度)までは年間160枚、平成16年度(2004年度)からプラスチック製容器包装の分別開始とともに、プラ容器用指定袋の販売も始まり、購入チケットの配付枚数を増）。足りない場合は市の窓口で追加40枚（1枚30円。ごみ処理手数料として）まで購入できましたが、さらに不足する場合は直接清掃センターへの持ち込みとしました（有料）。

平成21年(2009年)10月から、より一層のごみの減量、分別の徹底、公平な負担を目的に、可燃ごみ・不燃ごみの指定袋1枚目から手数料を負担いただく単純従量制有料制度を導入し、併せて購入チケット制及び枚数制限（平成21年度(2009年度)は4～9月の間で100枚）を廃止するとともに、袋の大きさと種類を追加、デザインも変更しました。資源物については従来どおり無料、プラスチック製容器包装についても、資源物として従来どおり袋の実費分のみで購入することができます。

袋に入らない粗大ごみは、平成21年(2009年)9月までチケットと同時に無料で配付された年間20枚（平成12年度(2000年度)まで24枚、平成21年度(2009年度)は4月～9月の間で10枚）の「粗大ごみシール」を貼付し、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の日に集積所に出すことができましたが、平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理手数料の有料化により、可燃、不燃の粗大ごみについては、指定袋販売店で「粗大ごみシール」を購入（1枚40円）する方法に変更しました。袋に入らないプラ容器は有料の「粗大ごみシール」を貼らずに出すことができます。

平成17年(2005年)1月に合併した戸隠・鬼無里・大岡地区については平成17年(2005年)4月から、平成22年(2010年)1月に合併した信州新町・中条地区については合併期日から、旧長野市地域と同様の指定袋制を実施しています。

【平成21年(2009年) 9月まで】

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレン	(大) 730×500×0.03 (30リットル) (小) 520×450×0.025 (20リットル)	緑色	いずれも手提げ式
不燃用指定袋			赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30リットル)	黄色	

*指定袋には6か国語（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語）で種別などを標記

【平成21年(2009年)10月から】 *デザイン変更・容量追加

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレンベース	(特大) 730×650×0.03 (40リットル) (大) 730×500×0.03 (30リットル) (小) 520×450×0.025 (20リットル) (特小) 440×380×0.025 (10リットル)	緑色	いずれも手提げ式
不燃用指定袋		(大) 730×500×0.03 (30リットル) (小) 520×450×0.025 (20リットル)	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋		(大) 730×500×0.025 (30リットル) (小) 520×450×0.025 (20リットル)	黄色	

*指定袋には6か国語（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語）で種別などを標記

(イ) 豊野地区

合併以前の平成3年(1991年)9月から、可燃ごみ、埋立ごみ、金属ごみについては、それぞれ北信保健衛生施設組合が指定した透明及び半透明の指定袋（販売店購入方式・袋実費のみ）により排出していました。平成17年(2005年)1月の合併後も北信保健衛生施設組合処理施設で処理を継続するため、旧長野地域の分別区分と異なり、基本的に合併前の分別区分を踏襲することとしたことにより、指定袋は従来の組合指定、購入チケットは不要で購入することができました。

平成18年(2006年)4月に豊野地区で新たに分別を開始したプラスチック製容器包装については、市が指定した豊野地区専用の指定袋を使用して排出することとしました。

平成21年(2009年)10月の家庭ごみ処理有料制度導入を契機に、市民の公平性を保つため、分別区分及び指定袋について全市統一され、現在に至っています。

【平成21年(2009年)9月まで】 →H21.10以降は、前述(ア)豊野地区以外の地域と同じ

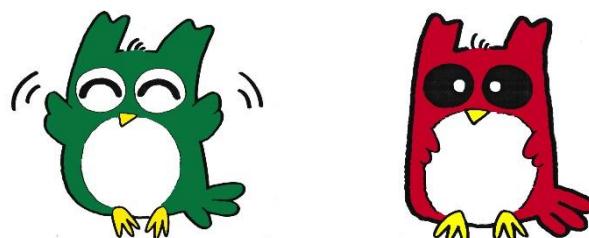
種類	材質	実質収容サイズ(ミリ)・容量	印刷	その他
可燃ごみ指定袋	高密度ポリエチレン	730×500×0.035 (30リットル) 520×450×0.035 (20リットル)	緑色	いずれも手提げ式
プラスチック製容器包装指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30リットル)	橙色	
埋立ごみ指定袋	低密度ポリエチレン	520×450×0.035 (20リットル)	青色	
金属ごみ指定袋	低密度ポリエチレン	730×500×0.035 (30リットル)	赤色	

※プラスチック製容器包装指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

(ウ) ごみ処理手数料減免用ごみ指定袋配布

平成21年(2009年)10月の有料化制度導入に伴う減免措置として、乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用世帯、生活保護受給等世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を交付しています。

年度	対象乳幼児 (人)	高齢者おむつ等 (人)	生活保護受給等世帯 (生活支援課より) (世帯)
2(2020)	2,923	2,999	2,353
3(2021)	2,952	3,185	2,294
4(2022)	2,827	3,464	2,321
5(2023)	2,587	3,568	2,312
6(2024)	2,398	3,670	2,266



指定袋PRキャラクター「していフクロウ」

家庭ごみ処理有料化制度の3つの目的

コスト意識を持っていただき

ごみの減量を

ごみは有料でも資源は無料

分別の徹底へ

ごみ減量に努力する人しない人

排出量に応じ公平な負担

有料化制度の変更点



平成21年9月まで

チケット	可燃ごみ			黄色チケット
	不燃ごみ			赤色チケット
	プラスチック 製容器包装			19

袋の 種類 大きさ	可燃ごみ	20リットル	30リットル	
	不燃ごみ	20リットル	30リットル	
	プラスチック 製容器包装		30リットル	

袋の販売価格・ 購入限度	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装
	200枚まで		

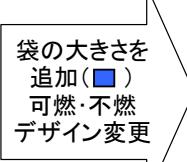
袋の販売価格・ 購入限度	袋の実費価格	袋の製造・流通にかかる経費 1枚10円程度
黄色チケット	200枚まで	
赤色チケット	201~240枚まで	1枚30円 (30リットル袋のみ) 市役所で販売

●240枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。

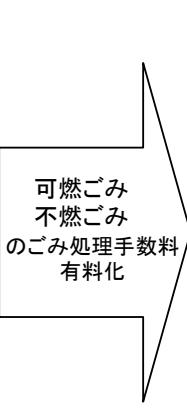


平成21年10月以降

可燃ごみ				黄色チケット
不燃ごみ				
プラスチック 製容器包装				赤色チケット



可燃ごみ	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
不燃ごみ		20リットル	30リットル	
プラスチック 製容器包装		20リットル	30リットル	

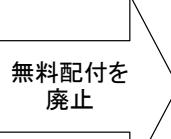


可燃ごみ、不燃ごみ	1袋目から
ごみ処理手数料(1リットル当たり1円)	
10リットル袋 10円 20リットル袋 20円 30リットル袋 30円 40リットル袋 40円	袋の実費価格
プラスチック製容器包装	1袋目から
袋の実費価格	従来どおり

● 購入枚数についての制限ではなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

粗大ごみシール		
	年間 20枚無料配付	

●20枚を超えた分については直接清掃センターに持ち込み、ごみ処理手数料を支払います。



1枚目から
一般廃棄物処理手数料 40円

● 購入枚数についての制限ではなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

(可燃・不燃ごみ) 従来の指定袋		
	20リットル 30リットル	



ごみ処理手数料相当額のシールを購入し、旧指定袋に貼る (可燃・不燃共通)
30円

● 購入枚数についての制限ではなく、販売許可を受けたスーパー等の小売店で購入します。

②分別区分

(ア) 豊野地区以外の地域 8 分別18種別

(平成21年(2009年)10月1日から全市統一)

平成6年(1994年)8月から可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶の5分別実施。平成8年(1996年)11月から容器包装リサイクル法(平成9年(1997年)4月一部施行)に先駆け、ペットボトルの分別を実施。平成16年(2004年)4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施。平成21年(2009年)10月から剪定枝葉の分別収集を実施し、現在の8分別となっています。

特に、紙は4種別(①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌・その他の古紙)に分けて排出(平成11年(1999年)4月から平成16年(2004年)3月までは新聞とチラシを分別し5種に分けていた)、ビンは3種別(①無色透明、②茶色、③その他の色)に分けて排出するなど細分別を求めています。その他に乾電池と家庭灰、平成16年(2004年)4月から廃食用油、平成19年(2007年)4月から割れていない家庭用使用済蛍光灯、平成27年(2015年)4月から小型家電を分別しているため、実質18種別となっています。

平成17年(2005年)1月合併の豊野地区を除く戸隠・鬼無里・大岡地区についても平成17年(2005年)4月から(平成21年(2009年)10月家庭ごみ処理手数料有料化に併せ豊野地区についても同月から)、また、平成22年(2010年)1月合併の信州新町・中条地区についても合併期日から旧長野市地域と同様の分別を実施しています。

なお、平成31年(2019年)3月に長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働したことに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

(イ) 豊野地区 8 分別17種別

(平成21年(2009年)9月30日まで)

平成17年(2005年)1月合併時は、可燃ごみ、埋立ごみ、金属ごみ、紙類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみの7分別を実施。平成17年(2005年)4月に金属ごみ、粗大ごみの区分を一部変更し、平成18年(2006年)4月からプラスチック製容器包装の分別収集開始により、8分別実施。

特に、紙は4種別(①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌その他の古紙)に分けて排出、ビンは5種別(①透明・白、②茶色、③その他の色、④化粧ビン、⑤割れたビン)に分けて排出するなどの細分別を行ってきました。また、有害ごみ、割れていない家庭用使用済み蛍光灯を分別しているため、実質17種別となっていました。

平成21年(2009年)10月1日から、家庭ごみ処理手数料有料化に併せ、分別区分は全市統一(8分別18種別)されました。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合を離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、長野広域連合ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターで処理することとし、ごみ処理施設が全市統一となりました。これに伴い、家庭灰及び乾電池の排出方法を豊野支所での拠点回収からステーション方式に変更しました。

③外国人対応

市内で生活している外国人、転入した外国人の方々に長野市のごみのルールを理解してもらうためにカレンダー等の7か国語訳（英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語・ベトナム語）を行い、地区役員、国際交流団体、市の窓口を通じて必要な方へ配付しています。また、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の指定袋にも必要事項を6か国語で表記しています。

そのほか、留学生や外国籍の市民を対象に、ごみの分別などについて説明会を開催しています。

④資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」

（平成7年（1995年）8月から）

定期収集以外に紙（新聞・折込ちらし、ダンボール、雑誌・その他古紙）、缶、ビン、ペットボトル等の排出機会を増やすために、スーパーマーケット協会の協力をいただき、毎週日曜日にスーパーマーケット等18か所のうち、週ごとに定められた会場において駐車場に収集車両を置き、これらの資源物の回収をしています（ペットボトルは平成8年（1996年）11月から、ダンボールを除く紙は平成16年（2004年）4月から、ダンボールは平成21年（2009年）4月から）。

また、廃食用油は、平成14年（2002年）8月から市役所会場のみで試験的に回収を始め、平成16年（2004年）4月から会場を増やして実施しています。また、蛍光灯は、平成16年（2004年）4月から回収しています。

平成21年（2009年）10月からは、一部の会場（剪定枝葉の集積所収集を実施していない5地区（戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区）の支所会場）で剪定枝葉の回収を開始しました。ただし、この5地区については、冬場を除く4～11月の実施となります。

平成24年（2012年）4月からは、乾電池の回収を開始しました（ただし、充電式電池、ボタン・コイン型電池は、対象外）。

平成27年度（2015年度）からは、2会場において、実施月を限定の上、使用済小型家電の回収を試行しています。

令和7年4月からは、回収時間をこれまでの午前10時から午後1時までとしていたものを、午前9時から正午までに変更しています。

（実施方法）

- ・第1週から第4週までの日曜日、各週4～6会場で実施
- ・回収時間は午前9時から正午まで
- ・事業所から出たものは回収しない

なお、サンデーリサイクルの取組みについては、平成17年（2005年）10月にリデュース・リユース・リサイクル推進協議会より表彰を受けました。

各会場の回収品目

令和7年(2025年)4月1日現在

	場所 (実施時間:午前9時~正午)	ビン、缶、 ペットボトル、 蛍光灯、 紙、乾電池	廃食 用油	剪定 枝葉	小型家電
第1日曜日	西友西尾張部店	○	—	—	—
	西友南長野店(稲里)	○	—	—	—
	西友伊勢宮店	○	—	—	—
	デリシア若槻店	○	○	—	—
	戸隠支所(4月~11月)	○	○	○	—
第2日曜日	西友古里店	○	○	—	4, 6, 9, 12, 1, 3月
	A・コープファーマーズ篠ノ井店	○	○	—	5, 8, 10, 11, 2月
	ラ・ムー長野店(稲葉)	○	○	—	—
	鬼無里支所(4月~11月)	○	○	○	—
第3日曜日	柳原総合市民センター(5月~3月)	○	○	—	—
	西友川中島店	○	○	—	—
	豊野温泉りんごの湯	○	○	—	—
	デリシア大豆島店	○	○	—	—
	信州新町支所(4月~11月)	○	○	○	—
	中条総合市民センター(4月~11月)	○	○	○	—
第4日曜日	西友長野北店(檀田)	○	—	—	—
	ラ・ムー長野店(稲葉)	○	○	—	—
	A・コープファーマーズ松代店	○	○	—	—
	大岡支所(4月~11月)	○	○	○	—

回収実績

(単位 kg)

年度	缶	ビン	ペット ボトル	紙	蛍光灯	廃食 用油	剪定 枝葉	小型 家電	合計
2(2020)	42,730	201,270	20,680	324,560	11,620	2,060	3,250	39,850	646,020
3(2021)	42,110	212,460	26,550	368,370	13,910	2,590	2,907	49,450	718,347
4(2022)	45,040	210,090	27,110	357,700	12,570	2,840	3,236	55,060	713,646
5(2023)	43,930	206,890	26,410	318,250	12,270	2,770	2,437	44,760	657,717
6(2024)	43,890	201,590	26,640	295,060	11,040	2,440	2,742	40,430	623,832

⑤蛍光灯の拠点回収

(平成18年(2006年)10月から試行、平成19年(2007年)4月から実施)

家庭用使用済み蛍光灯の資源化を推進するため、平成18年(2006年)10月からサンデーリサイクル会場の他にも回収場所を拡大し、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、での拠点回収を試行しました。平成19年(2007年)4月からは拠点回収を完全実施しています。

回収実績

(単位 kg)

年度	拠点回収	サンデーリサイクル	合計
2 (2020)	8,960	11,620	20,580
3 (2021)	3,930	13,910	17,840
4 (2022)	7,430	12,570	20,000
5 (2023)	6,300	12,270	18,570
6 (2024)	6,930	11,040	17,970

(拠点回収・・・回収協力店、市役所、支所、信里・柵の連絡所)

⑥生ごみ一次生成物回収事業

(平成17年(2005年)3月から開始)

電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所（受付窓口：平日生活環境課、休日 警備員室）で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農園で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。

回収実績

(単位 kg)

年 度	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
回収量	251	40	56	30	47

⑦市資源再生センターストックヤードでの指定廃棄物の受け入れ

(平成19年(2007年)3月から実施)

市資源再生センターで処理ができない指定廃棄物（タイヤ、スプリング入りマットレス等）について、事前予約により、ストックヤードで受け入れをしています。（有料）

なお、平成14年度(2002年度)から平成17年度(2005年度)まで、市が日時と場所を設定し、市民が持ち込んだ回収品目を回収業者が直接市民から有料で引き取る、処理困難物特別回収事業を実施していました。

受入実績

回収品目	単位	年度別回収量					
		19(2007)～元(2019)	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)	6(2024)
瓦・れんが等がれき類	kg	39,035	1,434	1,764	1,821	1,700	4,138
コンクリートくず（ブロック等）	kg	81,428	4,845	5,949	4,549	3,058	2,622
〃 (物干し台)	台	526	62	29	30	30	27
金属類（ヒーター等）	台	1,179	327	354	333	292	269
〃 (その他)	Kg	1,687	235	290	316	133	135
スプリング入りソファー等	台	752	50	59	40	79	79
タイヤ	本	9,995	1,122	1,194	608	435	312
その他（漬物石など）	Kg	22,527	3,746	4,293	3,744	4,714	3,425
利用者数	人	4,773	674	748	619	597	547

⑧剪定枝葉等の回収

(平成21年(2009年)10月から実施)

平成21年(2009年)10月から家庭ごみ処理手数料有料化に伴い、資源物として剪定枝葉の回収を始めました。民間処理事業者に処理委託し、再資源化（チップ化、ペレット化、堆肥化）しています。

処理実績

(単位 kg)

年度	行政回収	サンデーリサイクル	資源再生センタ一直接搬入	合計
2(2020)	6,478,320	3,250	446,850	6,928,420
3(2021)	6,012,940	2,907	403,623	6,419,470
4(2022)	5,905,020	3,236	376,474	6,284,730
5(2023)	5,468,620	2,437	341,183	5,812,240
6(2024)	5,239,810	2,742	344,428	5,586,980

⑨使用済小型家電の回収

(平成27年(2015年)4月から試行、令和2年(2020年)4月から実施)

平成25年(2013年)4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015年)4月からサンデーリサイクル実施2会場（平成27年度(2015年度)：A・コープファーマーズ篠ノ井店及び柳原支所・公民館、平成28年度(2016年度)：A・コープファーマーズ篠ノ井店及び西友古里店）及び小型家電回収協力店（長野県電機商業組合加盟の一部店舗）において、回収をしています。

また、平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)まで、9月に開催されるながの環境フェアに合わせて、使用済小型家電のイベント回収を実施しました。

回収実績

(単位 kg)

年度	サンデーリサイクル	回収協力店	ながの環境フェア	計
2 (2020)	39,850	78,272	0	118,122
3 (2021)	49,450	76,158	0	125,608
4 (2022)	55,060	77,715	0	132,775
5 (2023)	44,760	59,362	0	104,122
6 (2024)	40,430	56,066	0	96,496

⑩使用済小型家電のピックアップ回収

(平成27年(2015年)2月から)

市資源再生センターにおいて、不燃ごみから使用済み小型家電をピックアップ回収しています。

回収実績

(単位 kg)

年度	ピックアップ回収量	拠点回収・イベント回収計	資源化量計
2 (2020)	740	118,122	118,862
3 (2021)	3,640	125,608	129,248
4 (2022)	2,740	132,775	135,515
5 (2023)	5,710	104,122	109,832
6 (2024)	7,550	96,496	104,046

(2) 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の対策

①排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することを指導しています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物（一部は市清掃センターで受入れ）に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

また、市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉（一般廃棄物）についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

平成31年(2019年)3月には「事業ごみの分け方・出し方」と「事業ごみ減量マニュアル」を統合した「事業ごみの処理ガイド」に刷新しました。令和4年(2022年)4月にはSDGsとの関連や持続可能な経済活動の理念についても紹介し、内容を充実させ、改訂しました。

なお、市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は183事業者（令和6年(2024年)4月1日現在 し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しました。

これらの業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターにおいて、隨時、展開検査を実施し、指導しています。



ながの環境エネルギーセンターでの展開検査の様子



持ち帰りを指導した産業廃棄物（廃プラスチック）

②多量排出事業所対策

(平成10年度(1998年度)から実施)

特定建築物（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定めるもの）の占有者、大規模小売店その他の事業所のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業所に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。

対象件数及び「減量計画書」提出状況

年 度	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
対象件数	201	195	191	180	190
計画書提出件数	187	182	177	144	175
提出率 (%)	93.0	93.3	92.7	80.0	92.1

調査対象事業所状況

年度	調査実施事業所 ※ () 内は指導内容	
27(2015)	多量排出事業所 12事業所 中小規模排出事業所 57事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認)
28(2016)	多量排出事業所 9事業所 中小規模排出事業所 1,014事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
29(2017)	多量排出事業所 14事業所 中小規模排出事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
30(2018)	多量排出事業所 10事業所 中小規模排出事業所 866事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区の商工会等に啓発依頼
元(2019)		令和元年東日本台風災害により中止
2(2020)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
3(2021)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
4(2022)	多量排出事業所 11事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認)
5(2023)	中小規模排出事業所 531事業所	長野駅西口周辺商店会及び第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
6(2024)	多量・中小規模排出事業所	不適正が確認された事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導) 中央通り沿いの事業系廃棄物の排出方法について訪問指導

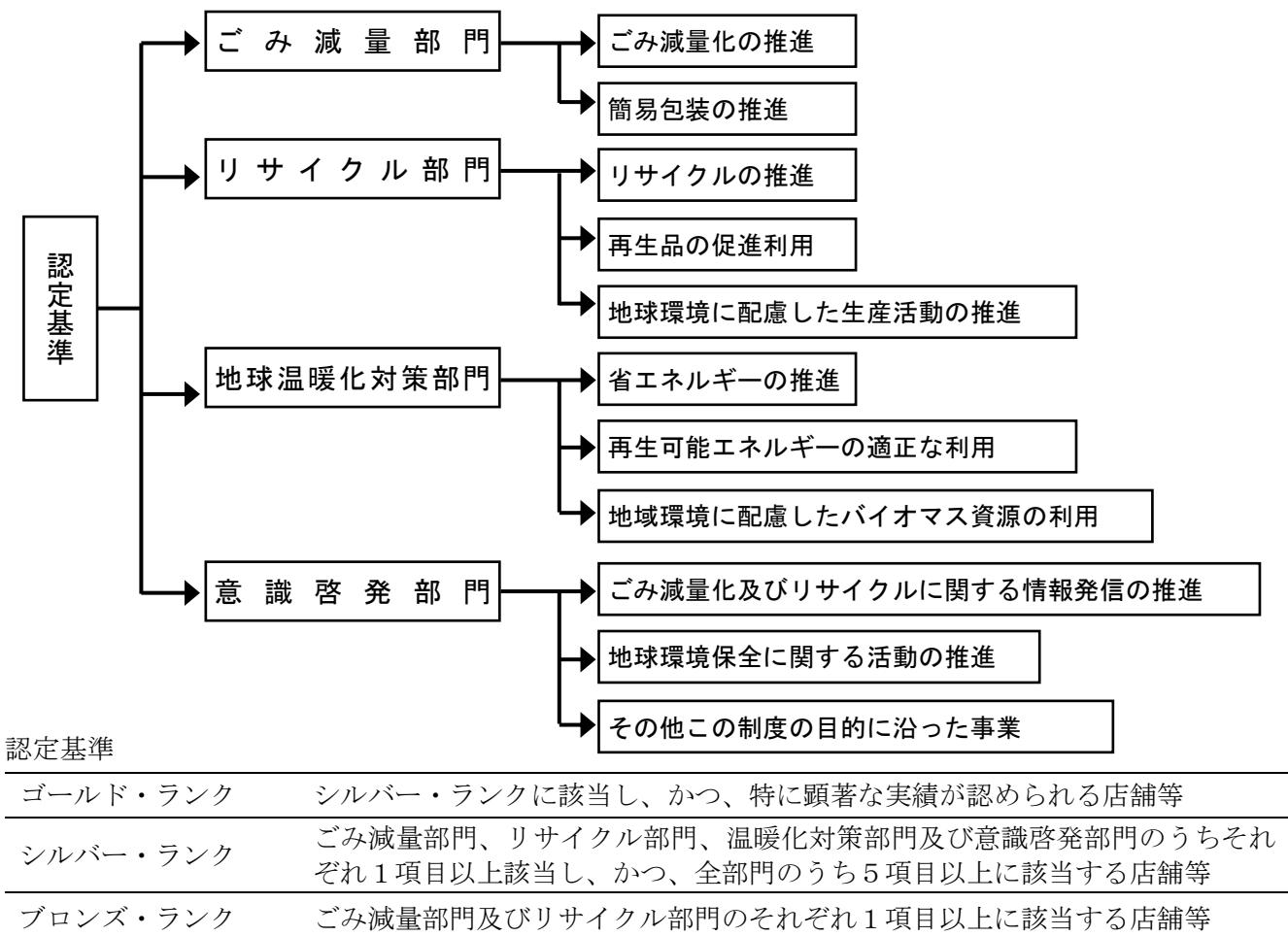
③「ながのエコ・サークル」認定制度

(平成9年(1997年)9月から実施)

ごみの減量・リサイクル・地球温暖化対策の推進により環境保全に配慮した事業活動等に取組む事業所を認定しています。事業所の申請に基づき、取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに認定し、認定証とステッカーを交付しています。

また、認定された事業所は、市が交付する認定証、ステッカーを掲示するとともに、ごみの減量やリサイクルに取組んでいる事業所として「ながのエコ・サークル」のシンボルマークを使用するなど、広告や印刷物などで外部にPRすることができます。この他、市のホームページ・広報等での紹介や、公共工事入札時の評価加点の対象にもなっています。

平成29年(2017年)4月から、認定基準に地球温暖化対策部門を追加しました。



ながのエコ・サークル認定件数

認定件数	年度	ゴールド	シルバー	ブロンズ	合計
	H9(1997)～R5(2023)	50	250	17	317
	R6(2024)	1	6	0	7
	合計	51	256	17	324
	現存認定事業所数※	42	162	6	210

ながのエコ・サークル

シンボルマーク



※再認定（ランクアップ）の事業所を上位ランクにカウントし、閉店等を削除した数字

④環境にやさしい農業地域循環モデル事業

平成29年(2017年)6月から、生ごみ減量と資源循環を目的としたモデル事業に取り組んでいます。松代地区にある国民宿舎「松代荘」の調理過程で発生する一般廃棄物（野菜くず）を同地区内の市農業研修センターで堆肥化し、その生ごみ堆肥を活用して生産した野菜を「松代荘」へ販売するほか、子どもへの食事提供や学習支援を行う「子ども食堂」へ無償提供しています。



(3) 啓発事業

ごみ減量・リサイクルの推進に関する市民及び事業者の理解を深め、ごみの出し方のルールの徹底を図るため、多様な啓発を行っています。市民に対しては、毎年全戸配布している「ごみ収集カレンダー」のほか、「資源物とごみの出し方保存版（平成18年(2006年)作成、平成21年(2009年)改定・全戸配布、平成31年(2019年)改定・全戸配布）」など冊子・チラシの配布や、市の広報や新聞、テレビ、FMラジオ、ホームページ、各種イベント等を通じて啓発しています。特に、住民自治協議会環境美化の役員に対しては、年度当初環境美化に関する説明会を開催していただき、必須事務であるルール違反ごみへの対応やごみ集積所の管理等について説明しています。

また、事業者に対しては、「事業ごみの処理ガイド（平成31年(2019年)作成、令和4年(2022年改訂)）」などを活用し、商工団体とも連携しながら、啓発活動を進めています。

平成6年(1994年)8月から開始された5分別実施や平成16年(2004年)4月から開始されたプラスチック製容器包装分別収集、また、平成21年(2009年)10月から導入された家庭ごみ処理手数料の有料化等の大きな制度変更時には、いずれも、1,000回以上のきめ細やかな住民説明会を開催し、直接市民にごみの減量、分別徹底を呼びかけてきました。有料制度導入後、家庭ごみの搬出量が減少しましたが、反動によるごみ量の増加又は不適正排出等が懸念されることや、有料化制度の一層の定着を図るため、平成22年度(2010年度)から平成24年度(2012年度)（3か年）にかけて、住民説明会を実施しました。平成25年度(2013年度)からは、生ごみ処理実践講座開催に合わせ、家庭ごみの減量及び適正排出等に関する住民説明会を実施しています（平成30年度(2018年度)計

21回)。

この他にも、より一層ごみや環境への関心を高め、ごみ減量・分別意欲を継続していただくために、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターの見学、リサイクルプラザでの啓発活動、出前講座など、市民と直接接する機会を大切にし、積極的に啓発活動に努めています。

①資源再生センターの見学

資源再生センターでは、市民のごみ処理に関する知識と理解を深めるために、各種団体・学校等の施設見学を受け入れています。平成31年(2019年)3月からは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者ながの環境テクノロジー(株)と連携し、施設見学を受け入れています。

特に、小学校4年生の社会見学では、多くの児童が環境教育の一環として資源再生センターを見学に訪れています。

見学団体数及び人数

() は人数

年度	小学校	学校 (その他)	一般団体		県外視察	合計
			地区役員等	その他の団体		
2 (2020)	33 (1,773)	4 (36)	6 (100)	12 (117)	1 (5)	56 (2,031)
3 (2021)	37 (2,123)	2 (15)	9 (135)	6 (65)	1 (18)	55 (2,356)
4 (2022)	32 (1,788)	3 (20)	9 (145)	10 (69)	3 (13)	57 (2,035)
5 (2023)	34 (1,915)	2 (23)	9 (174)	19 (179)	3 (37)	67 (2,328)
6 (2024)	22 (1,178)	1 (19)	8 (124)	7 (123)	2 (7)	40 (1,451)

※ながの環境エネルギーセンター受入分を含まない

②リサイクルプラザでの啓発活動

リサイクルプラザは、リサイクル、ごみ、環境問題等に関して市民が気軽に集い、学び、リサイクルが実践できる啓発の場として、平成8年(1996年)4月、長野市清掃センター内にオープンしました。平成18年度(2006年度)から指定管理者による施設運営に移行し、平成30年(2018年)3月には、同じ松岡二丁目に新たに整備された健康レクリエーションセンター「サンマリーンながの」の隣に移転しました。

施設内には、ごみ減量・リサイクルについて学べる「情報コーナー」、「図書・DVDコーナー」、不用になった家具・自転車等の再生品を展示し希望者に提供する「リサイクル広場」が設置され、各種リサイクル体験教室・講座等を開催しています。

また、リサイクル活動を行う市民グループの活動拠点となっており、「長野市リサイクル連絡会」との連携による体験型講座「ゆめ工房21」をはじめ、「ながの環境フェア」「おさがり交換会」など、市民グループの参画によるイベントが開催されています。

ながの環境フェア



リサイクル広場



③出前講座・環境美化に関する説明会

市民、事業者の要望に応え、平成16年(2004年)10月から始まった広報広聴課による出前講座や、直接生活環境課に依頼のあった研修会など職員を講師として派遣し、啓発を行っています。

「環境美化に関する説明会」は、令和2年度から3年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により、「環境活動のてびき」の配布のみを原則とし、特に開催の希望があった地区のみで説明をしました。令和4年度以降は、説明会を開催するか、「環境活動のてびき」の配布のみとするかを各地区でご判断いただいており、令和6年度は20地区で開催しました。

派遣実績

年度	出前講座		その他研修会等		合計	
	派遣回数 (回)	参加人数 (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)
2 (2020)	6	141	1	30	7	171
3 (2021)	5	119	1	32	6	151
4 (2022)	14	387	0	0	14	387
5 (2023)	14	436	3	90	17	526
6 (2024)	11	260	0	0	11	260

* 「その他研修会等」には、事業所対象の研修会を含む。

環境美化に関する説明会

年度	開催地区数	参加人数(人)
2 (2020)	4	56
3 (2021)	3	52
4 (2022)	15(16回)	357
5 (2023)	21(23回)	537
6 (2024)	20(21回)	441

④生ごみ減量アドバイザー派遣制度

(平成17年(2005年)7月から実施)

家庭から排出される生ごみの減量・堆肥化等に関する知識や技術をもち、その解説や実践指導ができる方を生ごみ減量アドバイザーとして登録し、地域等で開催される生ごみ減量に関する学習会等に講師として派遣しています。

平成28年度(2016年度)から、段ボール箱を利用した生ごみ堆肥の作り方に関する講座で、堆肥化に必要な基材として「ピートモスともみ殻くん炭」は1セット400円、「竹チップと竹パウダー」・「ビタピー5」は1セット各300円であっせんを行っています。

令和3年度(2021年度)以降、新型コロナウィルスの影響から抜け、派遣回数、参加人数ともに増加しました。

登録・派遣実績

年度	登録アドバイザー (人)	派遣回数 (回)	参加人数 (人)
2 (2020)	24	8	92
3 (2021)	20	16	210
4 (2022)	26	20	249
5 (2023)	23	17	205
6 (2024)	23	22	241

⑤段ボール箱を活用した生ごみ自家処理講座

(平成21年(2009年)7月から実施)

生ごみの自家処理を進めるため、生ごみ自家処理機器購入費補助金（後述7（1）参照）のほか、平成21年(2009年)7月から新規事業として、より気軽に生ごみの自家処理に取り組む方法として、段ボール箱を活用し、ピートモスともみ殻くん炭による堆肥づくり講座を開催しました。講師の派遣はNPOみどりの市民に委託しています。

また、講座参加者を対象に、楽しんで自家処理が継続できるよう、堆肥を活用したガーデニング講座も開催しています。平成23年度(2011年度)からガーデニング講座の受講者について、生ごみ自家処理機器購入費補助金の受領者も対象といたしました。平成27年度(2015年度)から、堆肥の活用の幅を広げる新たな提案として、年2回の「ガーデニング講座」のうち1回を「野菜作り講座」としました。

令和4年度(2022年度)から、「ガーデニング講座」、「野菜作り講座」と分かれていた講座を統一し、「生ごみ堆肥を活用する講座」と名称を変えました。

開催実績

年度	自家処理講座		生ごみ堆肥を活用する講座				合計	
			(旧)ガーデニング講座		(旧)野菜作り講座			
	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
2 (2020)	10	78	1	11	1	18	12	107
3 (2021)	7	46	0	0	1	12	8	58
4 (2022)	10	87	2	16	-	-	12	103
5 (2023)	12	110	2	14	-	-	14	124
6 (2024)	10	81	2	25	-	-	12	106

⑥ごみ分別強調月間

(平成11年度(1999年度)から実施)

平成6年度(1994年度)の5分別収集全市実施から5年を経過した当時、地区によっては分別の不徹底が見受けられたため、平成11年度(1999年度)から毎年10月をごみ分別強調月間とし、特に啓発活動を強化する期間としています。期間中は、市職員によるごみ集積所の巡回を行い、その結果を地区の住民自治協議会に報告し分別指導の参考としていただいています。

市職員による集積所巡回は、各地区おおむね3年に1回実施しています。

巡回実績

年度	メイン・テーマ		巡回地区数
2 (2020)	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、電池は正しく出しましょう	ごみの分け方・出し方のルールは守られているか?	12
3 (2021)	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、電池は正しく出しましょう	ごみの分け方・出し方のルールは守られているか?	10
4 (2022)	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、充電式小型家電は正しく分別して出しましょう	ビンの色ごとの分別にご注意ください	10
5 (2023)	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、充電式電池（小型家電）は正しく分別して出しましょう		12
6 (2024)	スプレー缶・カセットボンベ、ライター、充電式電池（小型家電）は正しく分別して出しましょう		10

⑦ごみ収集カレンダー等の配布

毎年度、各地区の環境美化担当役員等を通じて、家庭用資源物・ごみ収集カレンダー、ごみ集積所掲示用ラミネートカレンダー、えこねこ通信（旧名称：ながのゴミ通信）、サンデーリサイクルについての案内チラシなどを全戸配布しています。

転入者に対しては、転入手続きを行う際、市民窓口課総合窓口や支所、生活環境課の窓口においてごみ収集カレンダー等を配布しています。また、3月下旬から4月上旬にかけては、市民窓口課

総合窓口前において生活環境課臨時窓口を開設し転入者等に配布しました。

えこねこ通信主な掲載内容

年度	主な掲載内容（テーマ）
2 (2020)	プラスチックスマート、火災防止のためのごみ排出方法、食品ロス削減
3 (2021)	食品ロス削減推進計画策定、火災防止のためのごみ排出方法
4 (2022)	家庭ごみの組成調査、火災防止のためのごみ排出方法、プラスチックとの付き合い方
5 (2023)	家庭ごみの出し方にご注意ください、火災防止のためのごみ排出方法、資源回収、食品ロス削減
6 (2024)	サンデーリサイクルをご利用ください、家庭ごみの出し方、生ごみの堆肥化、食品ロス削減

⑧「信州エコスタイルごみ減量推進事業」～えこすた（Eco Style）信州！～

長野県では、市町村や関係団体等と連携し、消費者のエコスタイル（ごみ減量などを取り入れた環境負荷の小さい生活様式）を作り出すため、信州エコスタイルごみ減量推進事業として食品ロスの削減・プラスチック削減・過剰包装を基本的取組と位置づけ、地域の実情に応じたごみ減量の取り組みを推進しています。

環境省の一般廃棄物処理実地調査（令和5年度実績）では県民1人1日当たりのごみ排出量が770gと全国平均の851gを大きく下回り全国4位の結果となっています。

また、県内のごみ減量に関する情報や食品ロス削減に関する情報等を集約して発信する専用サイト「えこすた（Eco Style）信州！」（旧：信州ごみげんねっと）で、エコスタイルの実践に役立つ情報を発信しています。

「えこすた（Eco Style）信州！」開設日 令和5年(2023年)4月25日

URL

<https://blog.nagano-ken.jp/recycle/>

えこすた信州!

長野県はごみの少なさ全国トップクラス! 4R(リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス)の推進など、エコスタイルの実践に役立つ情報を発信します!

⑨ごみ分別アプリ

「ごみ Navi for 長野」は、平成28年度に信州大学に在学されていた個人の方が開発し、所有・管理しているアプリです。このアプリでは、地区別カレンダーやごみの分別などを確認することができます。長野市では開発段階から行政情報を提供し、作成データを確認するなど、このアプリの作成に協力し、ごみの分別・啓発に努めています。

iPhone、iPad

をお使いの方はこちら



Android 端末

をお使いの方はこちら



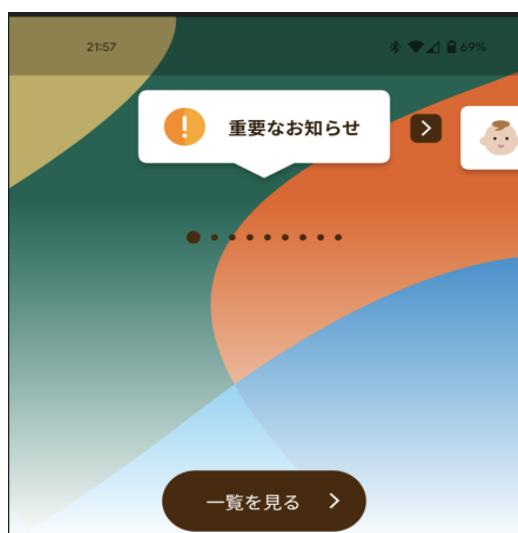
⑩長野市LINE

令和3年11月から長野市LINE公式アカウントが始動し、ごみの出し方及びごみアプリ等についてLINE上で確認することができるようになりました。チャットボット（A I（人工知能））を活用した「自動会話プログラム」による『ごみ分別検索』機能も搭載し、ごみの名前を入力すると、分別の仕方をチャットボットが案内します。



⑪ながのプラス

令和6年6月より情報発信中。長野市の暮らしがより便利になることを目指す統合フロントアプリです。関心がある情報を選ぶことで「ゴミカレンダー」などの情報を受取れます。



iPhone

をお使いの方はこちら



Android 端末

をお使いの方はこちら





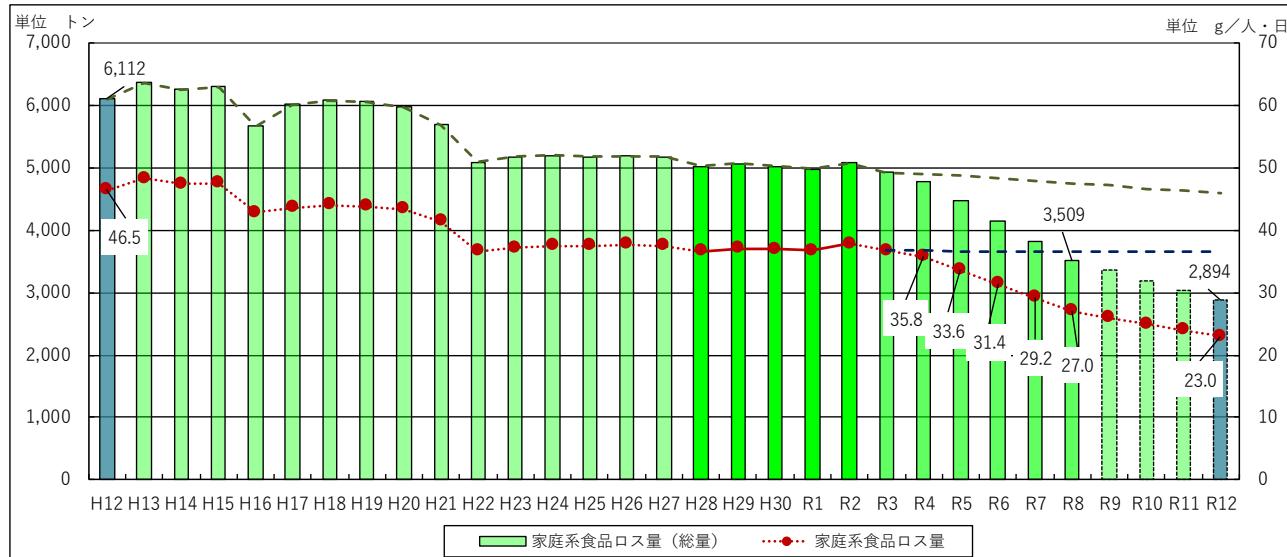
(4) 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減を推進するため、令和4年(2022年)2月に策定した長野市一般廃棄物処理基本計画（令和4～8年度）（2022～2026年度）の中に、長野市食品ロス削減推進計画を新たに位置付けました。本計画において、食品ロス削減推進に関する数値目標及び施策を設定しています。

SDGsを見据え、国の食品ロス削減基本方針では平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を半減させる目標を定めていることから、本市の家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量については、令和12年度(2030年度)までに平成30年度(2018年度)比で14グラム削減の23グラム／人・日とする必要があります。

このため、本計画においては家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和8年度(2026年度)までに10グラム削減するものとしました。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム／人・日を目指すものとします。その後も削減の取組を進め、令和12年度(2030年度)において家庭系食品ロス量の半減を達成するものとします。

家庭系食品ロス量の数値目標



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表（長野市企画課）を参照

※---は、推計値

①食品ロスとは

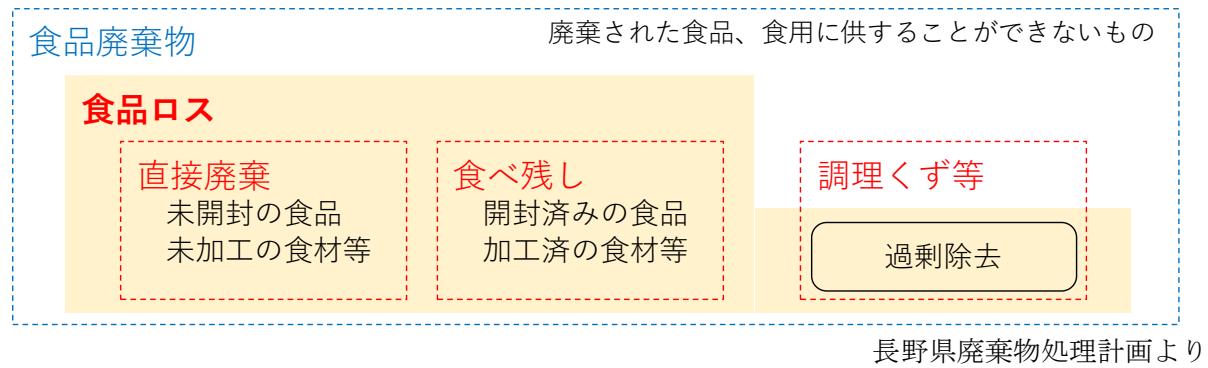
まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです、令和4年度(2022年度)に全国で発生した食品ロスの量は、472万トンと推計されています。国民一人一日当たりに換算すると約103グラム（おにぎり約1個分に近い量）の食べ物が毎日捨てられていることになります。

②食品ロスはいつ発生している

次の3つに分類されます。普段の生活の中で食品ロスが出ていないか見直してみましょう。

区分	説明
直接廃棄	入手後全て若しくはほとんど手を付けずに捨てられたもの (未開封の食品、未加工の食品など) ※消費・賞味期限が過ぎているか否かは問わない)
食べ残し	調理され又は生のまま食卓にあがったが食べ残されたもの (開封したけど食べなかつた食品、加工したけど食べなかつた食品など)
過剰除去	厚くむき過ぎた野菜の皮など

食品ロスの範囲



③食品ロス削減施策

SDGs達成に向けて食品ロス発生の更なる実態把握を行うとともに、減量するためのポイントを発信していきます。具体的には、従来の事業を引き続き実施することに加え、生活の中でいつ、どのような状況で食品ロスが発生したと感じているかを調査することで、食品ロス発生の原因を明らかにし、ライフスタイルを見つめ直していただく機会を情報発信などすることで、食品ロスを出さない生活を実践していただくよう取組みます。

(ア) フードドライブ

家庭での食品ロスを削減するため、消費されず賞味期限が近い食品を持ち寄る「フードドライブ」を行い、食事確保が必要な人や子ども食堂へ提供する活動を行うNPOへの支援を平成28年度(2016年度)から行っています。令和6年度(2024年度)は、市が共催して6回開催し、個人485人と企業団体10者から、食品11,818個、1,926kgの食品を提供いただきました。

フードドライブ開催実績 (※市または市が参画する実行委員会が主催、もしくは市が共催)

※食品のほか子ども用品を含む

年度	開催回数(回)	提供人数・団体数計	提供数(個)	提供重量(kg)	主な開催名又は主催者	提供先
2 (2020)	3	55	1,450	277	・ながのご縁応援リレー ・こども・子育てフェスティバル(R元～) ・長野中央ライナーズクラブ(H29～)	・信州こども食堂ネットワーク ・フードバンク信州
3 (2021)	6	126	3,413	1,100	・まいさぼ長野市オンラインフードドライブ(R2～)	・長野市社会福祉協議会
4 (2022)	4	115	2,938	671	・環境こどもサミット	
5 (2023)	5	303	11,832	7,058	・環境団体大集合	
6 (2024)	6	495	11,818	1,926		

(イ) 30・10運動

食べ残しの多い宴会での食品ロスを削減するため、乾杯後30分と最後の10分前は自分の席について料理を頂くよう呼び掛ける「あるを尽くして 残さず食べよう 30・10 (さんまる・いちまる) 運動」の周知を平成28年度(2016年度)から行っています。平成30年度(2018年度)には、長野商工会議所に事務局を置く「長野エコ活動推進本部」が設立され、以降、本市、長野県を合わせた三者合同による街頭啓発を長野駅前で行っています。

あるを尽くして 残さず食べよう 30・10（さんまる・いちまる）運動実績（街頭啓発）

※平成30年度(2018年度)、現在の名称に変更

年度	実施回数（実施月）
2 (2020)	0回
3 (2021)	1回（10月 1回）
4 (2022)	1回（10月 1回）
5 (2023)	1回（10月 1回）
6 (2024)	1回（10月 1回）

(ウ) その他

その他の取り組みとして、長野エコ活動推進本部（長野商工会議所）と市が連携し、食品ロス削減に取り組みました。

食品小売店では「てまえどり」を展開し、ミニのぼり旗とポスターを設置し、飲食店では「あるを尽くして残さず食べよう30・10運動」を展開し、ミニのぼり旗と長野駅善行寺口前に横断幕を設置しました。

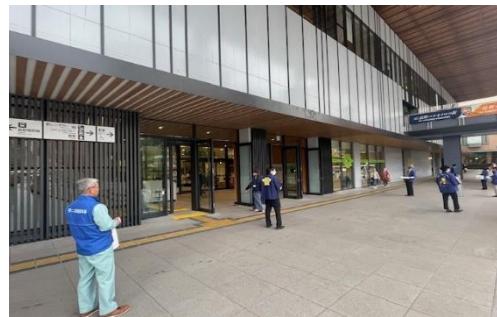
事業を実施するにあたり、市がミニのぼり旗を作成購入し、長野エコ活動推進本部（長野商工会議所）が会員の食品小売店、飲食店へ送付しました。

また、市が保有する賞味期限が近い災害備蓄食料（クラッカー・アルファ化米）を有効活用するため、平成30年度(2018年度)から長野県立大学との連携事業を行っていますが、令和6年度(2024年度)は、新たな有効活用策の研究を続けています。

フードドライブ



「食品ロス削減」街頭啓発



令和6年度(2024年度)の様子)



ミニのぼり旗



(5) プラスチック・スマート

プラスチックごみが世界的に大きな問題となる中、令和2年7月にレジ袋が有料化されたほか、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行され、改めてプラスチックと賢く付き合うことが求められています。

まずは使い捨てプラスチックを削減する取組を、市民・事業者・行政が一体となって進め、その取組をプラスチックごみ全体の削減につなげていきます。

①プラスチックと賢く付き合うための3R

3Rと言えば、Reduce(リデュース：減量)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)ですが、プラスチックは発生抑制することが重要です。

市では、食品ロス・プラスチック廃棄物削減啓発チラシを作成し、「プラスチックと賢く付き合うための3R」を次のとおり定め、市民の皆さんに実践いただきたいことを啓発しています。



1 Refuse 使わない	そもそも、余計なプラスチックを使わない、もらわない、買わない
2 Responsible 責任をもつ	プラスチックを使うときは、捨てるときまで責任をもって使う
3 Reborn 生まれ変わらせる	使い終わったプラスチックはきちんとリサイクルできるようにする

②家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック導入の検討

国「プラスチック資源循環戦略」において、可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取り組むと重点戦略に掲げられていることから、本市においては将来の家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を検討するため、令和4年度から公共ごみ専用指定袋にバイオマスプラスチック素材を先行導入し、地区清掃などにお使いいただいています。今後、耐久性や経済性のバランス等を検証していきます。

(ア) バイオマスプラスチックとは

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材のことで、バイオプラスチックは、バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称です。

バイオプラスチックの定義

バイオプラスチック	
バイオマスプラスチック	生分解性プラスチック
原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの

国バイオマスプラスチック導入ロードマップより

(イ) 公共ごみ専用指定袋規格

	新（令和3年度以降）	旧（令和2年度以前）
サイズ	900×500 mm	
容量	30L	
地色	無色	
文字色	黒色	白色
材質	高密度ポリエチレン ※材質には植物由来のポリエチレンを10%以上配合 ※炭酸カルシウム不使用	高密度ポリエチレンベース
厚さ	0.030 mm（令和3年度） 0.025 mm（令和4年度以降）	0.03 mm以上
見本		

7 各種補助制度

(1) 生ごみ自家処理機器購入費補助金

(平成4年度(1992年度)から実施 ※電動・手動機器は平成8年度(1996年度)から実施)

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。

令和7年度(2025年度)から、長野市の各家庭で生ごみの減量・再資源化の推進を広く普及していくため補助率の見直しを行いました。

令和7年(2025年)4月1日現在

生ごみ自家処理機器等の種類	補助内容(1個・1台につき)	補助個数／申請回数
ぼかし容器、コンポスト容器	3,000円まで	1世帯1個まで
電動(手動)生ごみ処理機	補助率 上限 購入費の1/3 30,000円まで	1世帯1台まで

※平成26年(2014年)6月から対象品目としていた段ボールコンポストと基材は、これまでの実績を踏まえ、

平成28年(2016年)5月をもって対象品目から除くこととしました。

※令和元年(2019年)7月から一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ぼかし容器の申請個数を一世帯1個までに変更しました。

補助金交付実績

年 度	ぼかし容器、 コンポスト容器		電動(手動) 生ごみ処理機		段ボールコンポ スト基材セット		基材のみ		合計	
	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)
H4(1992) ～R1(2019)	22,598	62,682,494	11,253	252,850,998	7	3,100	44	12,000	33,902	315,548,592
2(2020)	64	186,700	126	2,323,600	—	—	—	—	190	2,510,300
3(2021)	85	237,300	188	3,774,300	—	—	—	—	273	4,011,600
4(2022)	73	212,900	155	3,510,400	—	—	—	—	228	3,723,300
5(2023)	57	167,000	362	8,356,200	—	—	—	—	419	8,523,200
6(2024)	41	120,500	391	8,732,000	—	—	—	—	432	8,852,500
累計	22,918	63,606,894	12,475	279,547,498	7	3,100	44	12,000	35,444	343,169,492

*本表は、直接家庭ごみの減量につながる補助金のため、H4年度(1992年度)から継続して累計を積算するもの

*生ごみ一次生成物回収事業として、電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所(受付窓口：平日 生活環境課、休日 警備員室)で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農園で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。(P48参照)

(2) 集団資源回収報奨金

(昭和51年度(1976年度)から実施)

ごみの減量、再資源化を推進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物（古紙類、ビン類、布類、缶類）の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金（6円/kg、平成12年度(2000年度)まで6円/kg、平成13年度(2001年度)から平成19年度(2007年度)まで7円/kg）を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しが有償の場合（逆有償）に対応するため、品目に応じて平成9年度(1997年度)から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています（平成9年度(1997年度)は全額、平成10年度(1998年度)以降は限度額を定め加算金を交付。布類は平成29年度(2017年度)から対象品目に追加）。

その他、平成14・15年度(2002・2003年度)には「割増報奨金制度」、平成14～17年度(2002～2005年度)には「新規団体支援金制度」を実施しました。

回収量及び交付金額

年度	実施団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合計
2 (2020)	535	量 (kg)	8,123,849	60,223	58,237	132,699	8,375,008
		金額 (円)	48,743,094		349,422		50,250,048
			1,667,263	361,338	39,498	796,194	1,706,761
			50,410,357		388,920		51,956,809
3 (2021)	523	量 (kg)	7,968,058	58,660	63,595	128,782	8,219,095
		金額 (円)	47,808,348		381,570		49,314,570
			1,422,197	351,960	34,800	772,692	1,456,997
			49,230,545		416,370		50,771,567
4 (2022)	498	量 (kg)	7,704,215	58,161	66,418	143,643	7,972,437
		金額 (円)	46,225,290		398,508		47,834,622
			1,346,055	348,966	34,605	861,858	1,380,660
			47,571,345		433,113		49,215,282
5 (2023)	519	量 (kg)	6,798,556	54,112	62,383	135,531	7,050,582
		金額 (円)	40,791,336		374,298		42,303,672
			1,210,617	324,672	31,374	813,366	1,241,991
			42,001,953		405,672		43,545,663
6 (2024)	510	量 (kg)	6,209,258	48,684	58,350	113,706	6,429,998
		金額 (円)	37,255,548		350,100		38,579,988
			1,144,034	292,104	32,445	682,236	1,176,479
			38,399,582		382,545		39,756,467

※古紙類、布類及び合計の金額は、上段から順に報奨金額（逆有償除く）、逆有償の加算金額、合算額

(3) ごみ集積所設置事業補助金

(昭和56年度(1981年度)から実施)

ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所設置事業に要する経費（用地の取得及び現に建築されている建物の解体等に要する経費を除く）に対し、行政連絡区又は住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）に補助金を交付しています。

補助金額は経費の4分の3（平成11年度(1999年度)まで2分の1）以内で、限度額は以下のとおりです。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0m ² 以上3.3m ² 未満	77,000円	H11年度までは 70,000円
	3.3m ² 以上	110,000円	H11年度までは100,000円
	美観上特に優れ周囲の景観と調和している、又は構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	220,000円	H11年度までは200,000円
囲い	2.0m ² 以上	60,000円	H17年度から実施

交付実績

建物

年度	2.0m ² 以上3.3m ² 未満		3.3m ² 以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
2 (2020)	18	1,386,000	42	4,500,800	0	0	60	5,886,800
3 (2021)	18	1,386,000	43	4,642,000	0	0	61	6,028,000
4 (2022)	26	1,918,900	40	4,400,000	0	0	66	6,318,900
5 (2023)	23	1,635,900	43	4,509,200	0	0	66	6,145,100
6 (2024)	16	1,232,000	25	2,700,200	1	220,000	42	4,152,200

囲い

年度	2.0m ² 以上	
	個数 (個)	補助金額 (円)
2 (2020)	3	180,000
3 (2021)	3	180,000
4 (2022)	1	60,000
5 (2023)	0	0
6 (2024)	7	420,000

(4) ごみ集積所改修事業補助金

(平成12年度(2000年度)から実施)

ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所の改修事業に要する経費（用地取得に要する経費を除く）に対し、行政連絡区又は住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）に補助金を交付しています。

補助金額は経費の2分の1以内で、ごみ集積所の改修後の床面積の区分に応じ以下を限度額としています。平成15年度(2003年度)からは改修費用が1万円未満のごみ集積所の改修も補助対象となっています。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0m ² 以上3.3m ² 未満	50,000円	
	3.3m ² 以上	70,000円	
	美観上特に優れ周囲の景観と調和していると市長が認めるもの	100,000円	
囲い	2.0m ² 以上	40,000円	17年度から実施
その他	ごみ集積所用看板類（1台）	10,000円	17年度から実施
	ごみ集積所用ネット類（集積所ごとに1枚）	5,000円	17年度から実施

交付実績

建物

年度	2.0m ² 以上3.3m ² 未満		3.3m ² 以上		特殊建築		合 計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
2 (2020)	8	229,900	32	1,008,600	0	0	40	1,238,500
3 (2021)	5	72,200	36	1,066,100	0	0	41	1,138,300
4 (2022)	18	407,400	30	1,201,000	0	0	48	1,608,400
5 (2023)	5	117,100	38	1,091,200	0	0	43	1,208,300
6 (2024)	3	74,900	34	1,309,100	0	0	37	1,384,000

囲い・看板類・ネット類

年度	2.0m ² 以上 囲い		看板類		ネット類	
	個数 (個)	補助金額 (円)	台数 (台)	補助金額 (円)	枚数 (枚)	補助金額 (円)
2 (2020)	6	228,700	11	107,900	10	17,900
3 (2021)	1	27,000	0	0	2	10,000
4 (2022)	1	40,000	2	16,500	2	10,000
5 (2023)	4	94,800	0	0	1	1,500
6 (2024)	3	98,300	0	0	2	10,000

(5) カラス除けネット有償頒布事業

(令和元年度(2019年度)から実施)

ごみ集積所の衛生的改善を図るため、ごみ集積所用カラス除けネットを長野市が予算の範囲内で一括して購入し、行政連絡区又は住民自治協議会に有償（1枚あたり2,200円）で頒布しています。申込書を提出していただき、後日に支所または、生活環境課でネットを受領し、代金を納付していただくものです。

年度	申請件数（件）	枚 数（枚）	納入金額（円）
2 (2020)	103	175	385,000
3 (2021)	104	155	341,000
4 (2022)	126	181	398,200
5 (2023)	160	265	583,000
6 (2024)	150	237	521,400

(6) リサイクルハウス設置事業補助金

(平成9年度(1997年度)から実施)

集団資源回収活動を活性化し、ごみの減量と再資源化を促進するため、資源物（古紙類、ビン類、布類、金属類）を一時的に保管する倉庫を設置する事業に要する経費（用地取得に要する経費を除く）に対し、設置した行政連絡区、住民自治協議会（平成21年度(2009年度)まで各区環境美化推進会）又は資源回収団体に補助金を交付しています。

補助金額は経費の4分の3（平成11年度(1999年度)まで2分の1）で、リサイクルハウスの床面積の区分に応じ以下を限度額としています。

補助対象表

対象	規 格	限度額	備 考
建物	2.0m ² 以上3.3m ² 未満	105,000円	11年度までは70,000円
	3.3m ² 以上	200,000円	11年度までは100,000円
	構造上特に優れ長期間の使用に耐えると市長が認めるもの	600,000円	11年度までは200,000円

交付実績

建物

年度	2.0m ² 以上3.3m ² 未満		3.3m ² 以上		特殊建築		合計	
	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)	棟数 (棟)	補助金額 (円)
H 9 (1997) ～R 1 (2019)	33	2,906,844	300	48,819,361	11	5,442,080	344	57,168,285
2 (2020)	—	—	10	1,665,100	—	—	10	1,665,100
3 (2021)	—	—	5	888,500	—	—	5	888,500
4 (2022)	—	—	9	1,648,500	—	—	9	1,648,500
5 (2023)	—	—	2	400,000	—	—	2	400,000
6 (2024)	—	—	3	600,000	—	—	3	600,000
累計	33	2,906,844	329	54,021,461	11	5,442,080	373	62,370,385

8 不法投棄対策

(1) 不法投棄パトロール及び回収の実施

(平成9年度(1997年度)から実施)

平成9年度(1997年度)から不法投棄防止の啓発を行うため、職員による週2回のパトロール・回収を実施し、並行して平成14年度(2002年度)からは民間委託によるパトロール、さらに平成16年度(2004年度)から回収業務の一部も民間委託して、対策を強化してきました。

しかしながら、後を絶たない新たな不法投棄や家庭ごみ処理手数料有料化(平成21年(2009年)10月)に当たり実施した住民説明会での市民負担増加に伴う不法投棄増加を懸念する声を受け、平成21年度(2009年度)から監視カメラの設置、中山間地域(13地区)配置の地域活性化推進員によるパトロール及び回収(平成21年(2009年)4月～平成23年(2011年)3月)、民間委託(※1)日数の拡大(210日→233日)を行なってきました。また、平成21年度(2009年度)創設された国「地域グリーンニューディール基金事業(県基金設置、平成21年度(2009年度)～平成23年度(2011年度))」を活用し、平成22年(2010年)2月から専任非常勤職員6名、広報兼回収トラック3台による不法投棄対策チームを設置し、従来回りきれなかった地域・林道などや、平成22年(2010年)1月合併により拡大した市域を含め、週5日巡回パトロール等を行い、不法投棄防止対策を一層強化しました(平成23年度(2011年)まで)。

※1 平成24年度(2012年)からは、公益社団法人長野シルバー人材センターに委託

不法投棄回収実績

単位 kg

年度	回収実績				【参考】集積所不適正排出回収	合計(A+B)		
	回収件数(件)	回収量(A)	内訳					
			可燃ごみ	不燃ごみ等				
2(2020)	654	27,012	9,713	17,299	94,507	121,519		
3(2021)	565	16,674	6,955	9,719	89,677	106,351		
4(2022)	597	15,846	7,134	8,712	84,098	99,944		
5(2023)	613	18,162	7,940	10,222	83,141	101,303		
6(2024)	692	21,050	7,942	13,108	89,241	110,291		

※回収件数に集積所不適正排出回収は含まない。

※不燃ごみ等には処理困難物を含む。

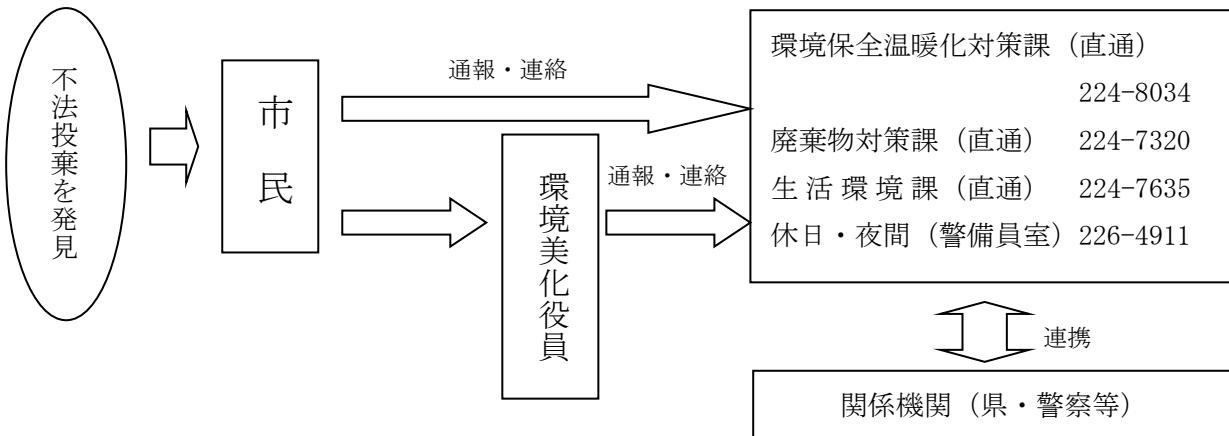
家電リサイクル法対象品目・処理困難物(不法投棄回収のみ)

年度	家電5品目(台)						処理困難物				合計(点)
	テレビ	エアコン	冷凍庫 冷蔵庫	洗濯機	衣類 乾燥機	小計	タイヤ (本)	バイク (台)	その他 (点)	小計 (点)	
2(2020)	62	2	23	8	0	95	329	0	29	358	453
3(2021)	26	1	8	10	0	45	238	0	23	261	306
4(2022)	23	0	11	11	1	46	216	0	15	231	277
5(2023)	25	1	6	8	1	41	221	0	16	237	278
6(2024)	31	1	12	6	0	50	207	0	6	213	263

※「処理困難物」の「その他」は、バッテリー、消火器、スプリング入りマットレスなど

(2) 不法投棄の連絡体制

不法投棄について、市環境部担当課により処理及び指導を行っていますが、ごみの不法投棄解決のためには、早期発見・早期対応が不可欠です。そのため、不法投棄を発見した場合は、速やかに市環境部へご連絡いただくようお願いしています。



過去の不法投棄事例

坂中地籍の道路脇に投棄された解体ごみ



戸隠地籍に投棄されたごみ



9 その他

(1) ごみ集積所からの抜き取り防止対策

金属市況の急騰などを背景に、収集運搬委託事業者以外の者が金属類など有価物となる家庭ごみを無断でごみ集積所から抜き取る事例は後を絶ちません。平成21年(2009年)10月家庭ごみ処理手数料有料化制度導入により、行政がごみを回収することを前提に市民から手数料を負担いただくこと、有価物は売却し市の収入になること、不要部分が不法投棄につながりかねないことなどを理由に、平成21年(2009年)3月長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、平成21年(2009年)7月1日から市が定めた者以外の収集・運搬を禁止しました。また、禁止命令に違反した場合は、20万円以下の罰金を科することも規定しました。

【条例抜粋】 (家庭ごみの収集又は運搬の禁止)

第9条の2 市長又は規則で定める者は、…ごみ集積所に排出された家庭ごみを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、…前項の規定に違反…したときは、その者に対し、これらの行為を行なわないよう命ずることができる。

(罰則)

第32条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

条例改正後、市内不燃ごみ・資源物集積所に告知ポスターを掲示するとともに、職員3名1組の体制による早朝からのパトロールを実施し、警察とも連携して、不法行為の防止に努めています。

実施・指導等の状況

年度	パトロール回数 (回)	職員出動人員 (人)	警告書交付件数 (件)	禁止命令書 交付件数 (件)	告発件数 (件)
2 (2020)	5	10	0	0	0
3 (2021)	7	19	1	0	0
4 (2022)	3	7	0	0	0
5 (2023)	3	9	1	0	0
6 (2024)	3	9	0	0	0

(2) 「クリーンリサイクルタウン」選定

ごみ減量化の事業・成果が認められ、平成8年(1996年)10月18日付けで厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」に選定されました。

(3) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」受賞

リデュース・リユース・リサイクルの推進への貢献が認められ、平成17年(2005年)10月21日付で、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会から「平成17年度(2005年度)リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を受けました。

(4) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」参加

(平成22年(2010年)7月から)

国内プリンターメーカー6社(令和元年(2019年)3月から4社)が平成20年(2008年)4月から取組んでいるリサイクル活動に賛同し、平成22年(2010年)7月1日から市役所本庁舎及び支所の計28か所にインクカートリッジの回収箱を設置しています。集まったカートリッジは、各メーカーにおいて、再生カートリッジやプラスチック製品などにリサイクルされています。



回収実績

(単位 kg)

年度	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)	6(2024)
回収量	298	233	276	264	300

(5) 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加

(平成29年(2017年)6月から)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催するプロジェクトに、オリンピック・パラリンピック開催都市として、市も参加し平成31年(2019年)3月までに計150kgのスマートフォン・携帯電話を回収しました。

市では、プロジェクト参加前から「使用済小型家電の回収」のなかで、スマートフォン・携帯電話を回収し、その後、環境省の要請を受けて同プロジェクトに参加し、平成31年(2019年)3月末をもって同プロジェクトは終了しましたが、同年4月、名称がアフターメダルプロジェクトに変更となり、引き続き、取り組みに参加し、市本庁舎及び支所で回収を実施しています。



都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト回収実績 (単位 kg)

年度	28(2016)	29(2017)	30(2018)
回収量	50	100	16

(6) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

災害に伴って発生する災害廃棄物の処理は、災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発しています。そのような中、平成23年(2011年)東日本大震災をはじめとし、平成28年(2016年)熊本地震、平成29年(2017年)九州北部豪雨、平成30(2018年)年7月豪雨、令和元年(2019年)東日本台風、令和2年(2020年)7月豪雨などの災害廃棄物処理で受援・支援を経験した地方公共団体職員が、地方公共団体の推薦を受けて環境省が管理する名簿に登録されています。被災地方公共団体からの要請を基本に、派遣支援員が仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の公費撤去などについて、被災地のニーズを踏まえた現場目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献しています。

①支援員登録者数（令和6年度(2024年度) 5名

②派遣実績

年度	災害名	派遣自治体	人員	回数・日数	支援の内容
4 (2022)	福井県豪雨災害 (R4.8.4~5発生)	福井県南越前町	1名	1回・3日	災害等報告書の作成支援等
5 (2023)	令和5年奥能登地震 (R5.5.5発生)	石川県珠洲市	1名	1回・4日	災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援
	令和6年能登半島地震(R6.1.1発生)	石川県珠洲市	1名	3回・12日	災害等廃棄物処理支援
		石川県七尾市	1名	1回・7日	公費解体に係る業務支援
6 (2024)	令和6年能登半島地震(R6.1.1発生)	石川県志賀町	1名	1回・5日	公費解体に係る業務支援
		石川県輪島市	1名	1回・5日	災害報告書作成支援等

(7) 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、これまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物処理審議会」が、新たに「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年(2005年)10月1日に設置され、市長の諮問に応じてごみの減量・再資源化、し尿処理等について調査・審議いただくほか、必要に応じて市長に意見をいただいています。

委員は学識経験者及び民間諸団体の代表と一般市民からの公募委員で構成されています

◆長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会からの提言・報告

第1次提言（平成8年(1996年)3月21日）

- ① 容器包装リサイクル法施行に伴う新たな分別収集の導入
- ② 家庭ごみ用指定袋実費負担制度の導入
- ③ 粗大ごみシール収集制度の導入
- ④ 生ごみの堆肥化、分解消滅等の推進
- ⑤ 資源団体回収の活性化

- ⑥ リサイクルプラザを活用したリサイクル意識の啓発
- ⑦ アパート等の共同住宅新設に伴うごみ集積所設置の推進
- ⑧ アパート等の共同住宅におけるごみ排出責任者設置制度の導入
- ⑨ 家庭用リサイクルボックスの導入推進
- ⑩ サンデーリサイクルの拡大
- ⑪ 事業ごみの5分別の徹底と減量・再資源化の推進
- ⑫ 大規模事業所及びごみ多量排出事業所の減量・再資源化の推進
- ⑬ 資源物の共同回収システムの研究
- ⑭ ごみ減量・再資源化推進事業所及び推進協力店認定制度の導入
- ⑮ ごみ処理手数料の改定
- ⑯ リサイクル基金の創設
- ⑰ ごみ減量キャンペーンの実施
- ⑱ ごみ減量・再資源化の市民アイデアの募集
- ⑲ 不法投棄対策の推進

検討報告（平成10年（1998年）11月27日）

- ・古紙関係
 - ① 資源回収報奨金の見直しと団体のネットワーク化推進
 - ② 折り込みチラシの分別実施
 - ③ 事業系含め分別徹底の指導啓発
 - ④ 再生紙利用促進
 - ⑤ 国や県への対応策要請
- ・生ごみ関係
 - ① ごみ自家処理促進の指導啓発
 - ② 処理機器の購入補助制度の見直し

第2次提言（平成11年（1999年）12月3日）

- ・市民に対する啓発運動
 - ① 環境教育の充実
 - ② 都市宣言について
 - ③ 市民啓発について
- ・ごみ減量・再資源化推進のための具体策
 - ① 家庭ごみ用指定袋実費負担制度の改正
 - ② 家電リサイクル法施行に伴う新たな分別収集の導入
 - ③ ごみ処理手数料の改定
 - ④ 生ごみ堆肥化の促進
 - ⑤ リサイクル基金の活用
 - ⑥ 再生品の利用促進
 - ⑦ ごみ集積所の適正配置について
 - ⑧ 市民アイデアの活用等

検討報告（平成14年(2002年) 3月28日）

- ・事業ごみ特例収集について
 - ① 特例収集制度の適正な運用
 - ② 特例収集制度の利用条件、利用方法等の周知徹底
 - ③ 家庭ごみの受益者負担制度に応じた事業ごみの適正負担の検討

第3次提言（平成15年(2003年) 3月25日）

- ・プラスチック製容器包装分別収集について
 - ① モデル地区収集による分別状況の詳細な調査の継続
 - ② プラスチック製容器包装の全市分別収集の積極的な事業展開の要望
- ・ごみ指定袋実費負担制度の改正
 - ① プラスチック製容器包装分別収集の全市実施に向けたごみ指定袋実費負担制度の改正
 - ② 多人数世帯に対する「ごみ指定袋購入チケット」の追加配付の実施

検討報告（平成16年(2004年) 3月29日）

- ・サンデーリサイクルの品目拡大について
 - ① 廃食用油の排出箇所の拡大
 - ② 紙類を回収品目に追加
 - ③ 廃蛍光管を回収品目に追加
- ・家庭系パソコンリサイクルについて
 - ① 集積所への排出を禁止しリサイクル方法等の周知徹底
 - ② 市清掃センターにおける引き取り先のないパソコンの受け入れ態勢の整備
- ・古紙の分別について
新聞と折り込みちらしと一緒に排出できるよう分別を変更
- ・処理困難な廃棄物の取り扱いについて
適正な処理手数料を定め、清掃センターまたは拠点を設けて回収を実施
- ・ごみ処理の有料化について
有料化の手法、市民負担額等を検討して実施

第4次提言（平成17年(2005年) 5月30日）

- ・長野市ごみ処理基本計画について
家庭ごみ処理の有料化、生ごみ減量アドバイザー等の育成、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、ごみ減量マニュアルの作成、市民モニター制度の導入など63の具体的施策を盛り込んだ長野市ごみ処理基本計画の見直し案を提言

◆長野市廃棄物減量等推進審議会からの答申

答申（平成19年（2007年）3月29日）

- ・家庭ごみ処理の有料化について

平成17年（2005年）12月22日に「家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）処理の排出者負担のあり方」について同審議会に諮問し、平成19年（2007年）3月29日、「家庭ごみ処理の有料化の制度を構築すべき」との答申を受ける。

答申（平成19年（2008年）11月22日）

- ・有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料について

平成19年（2007年）11月19日に「有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料」について同審議会に諮問し、平成19年（2007年）11月22日、「（1）（2）可燃ごみ・不燃ごみ 1リットル当たり1円～1.5円、（3）粗大ごみシール 1枚につき40リットル袋の手数料と同額」との答申を受ける。

答申（平成22年（2010年）3月30日）

- ・長野市ごみ処理基本計画の数値目標見直しについて

平成22年（2010年）1月22日に「長野市ごみ処理基本計画の数値目標見直し」について同審議会に諮問し、平成22年（2010年）3月30日、ごみ処理基本計画における平成22年度数値目標4項目について見直すべきとの答申を受ける。

答申（平成23年（2011年）2月24日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画について

平成22年（2010年）5月21日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について同審議会に諮問し、平成23年（2011年）2月24日、市民の意見を取り入れ「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」の答申を受ける。

答申（平成24年（2012年）8月21日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料について

平成24年（2012年）7月31日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の処理手数料」について同審議会に諮問し、平成24年（2012年）8月21日、集積所に排出される一般の家庭ごみは現行どおりとし、特定家庭用機器廃棄物の収集料金及び犬、猫等の死体処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（平成26年（2014年）11月17日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

平成26年（2014年）6月2日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し」について同審議会に諮問し、平成26年（2014年）11月17日、基本計画の進捗状況や一般廃棄物に係る社会的状況等の変化を踏まえ、目標値や施策について見直すべきとの答申を受ける。

答申（平成27年(2015年)8月25日）

- ・長野市一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定について

平成27年(2015年)5月11日に「長野市一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）」について同審議会に諮問し、平成27年(2015年)8月25日、一般の家庭ごみは現行どおりとし、清掃センター搬入の可燃ごみ及び不燃ごみ処理手数料、一時的に多量に排出されるごみ処理手数料、特定家庭用機器廃棄物の搬送手数料、及び犬、猫等の死体の分離焼却手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（平成29年(2017年)1月27日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画の策定について

平成28年(2016年)1月19日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について同審議会に諮問し、平成29年(2017年)1月27日、市民の意見をとり入れ「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」の答申を受ける。

答申（平成30年(2018年)11月13日）

- ・長野市一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定について

平成30年(2018年)5月14日に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成30年(2018年)11月13日、集積所に出すごみの家庭ごみ処理手数料は現行どおりとし、清掃センターに直接搬入するごみのうち不燃ごみ、一時的に多量に排出されるごみ、特定家庭用機器廃棄物及び犬、猫等の死体処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和3年(2021年)10月27日）

- ・一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

令和3年(2021年)6月30日に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について同審議会に諮問し、令和3年(2021年)10月27日、定期収集によるものは現行どおりとし、資源再生センターに搬入するものうち不燃ごみ、一時的に多量に排出されるごみ及び犬、猫等の死体のうち処分に関する手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和4年(2022年)1月31日）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画の策定について

令和2年(2020年)11月20日に「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」について同審議会に諮問し、令和4年(2022年)1月31日、市民の意見をとり入れ「長野市一般廃棄物処理基本計画の策定」の答申を受ける。

答申（令和6年(2024年)10月11日）

- ・一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

令和6年(2024年)6月7日に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について同審議会に諮問し、令和6年(2024年)10月11日、定期収集によるものは現行どおりとし、資源再生センターに搬入するものうち不燃ごみ、一時的に多量に排出されるごみ及び犬、猫等の死体のうち処分に関する手数料について改定されたいとの答申を受ける。

(8) 長野市の廃棄物分別収集等の主な経緯

昭和47年(1972年)	簡易ごみ焼却炉設置事業補助制度開始（可燃ごみ未収集地域対象）
昭和51年(1976年)	集団資源回収報奨金制度開始
昭和56年(1981年)	ごみ集積所設置事業補助制度開始
昭和57年(1982年)	3分別（可燃・不燃・資源ごみ）の実施

平成4年(1992年)4月 生ごみ自家処理容器設置報奨金制度開始

平成4年(1992年)11月	5分別（可燃・不燃・紙・ビン・缶）のモデル実施→2地区
平成5年(1993年)8月	5分別（可燃・不燃・紙・ビン・缶）のモデル実施→6地区
平成6年(1994年)6月	5分別（可燃・不燃・紙・ビン・缶）のモデル実施→3地区
平成6年(1994年)8月	5分別（可燃・不燃・紙・ビン・缶）及び指定袋制の全市実施

以上の実施に当り、延べ1,300回の住民説明会開催（全26地区中）
併せて、指定袋無料配布（可燃120枚、不燃24枚 * 1年分として）

平成7年(1995年)8月 サンデーリサイクル開始
(毎週日曜日、市内8ヶ所のスーパー等でビン・缶の拠点回収)

平成8年(1996年)3月 「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言

- ・家庭ごみ用指定袋実費負担制度（チケット制）の導入
- ・粗大ごみシール収集の導入
- ・ペットボトルの分別収集実施
- ・減量・リサイクル推進事業所の認定制度導入
- 他

平成8年(1996年)4月	生ごみ自家処理機器購入費補助制度開始 分別されていない事業系廃棄物の清掃センター搬入禁止
平成8年(1996年)4～6月	市内26地区区長会・衛生連合会へ提言説明（延べ37回）
平成8年(1996年)6月	市議会定例会で条例改正案議決（指定袋実費負担制度関係）
平成8年(1996年)7～8月	小売店等へごみ指定袋製造・販売許可説明会（以降、申請受付）
平成8年(1996年)7～10月	市内26地区区長会・衛生連合会へ制度説明（延べ46回） (併せて、市報、市政テレビ、チラシ全戸配布等で広報)
平成8年(1996年)10月	地区衛生組合を通じて各世帯へチケット配布 厚生大臣から「クリーンリサイクルタウン」に選定
平成8年(1996年)11月	家庭ごみ用指定袋実費負担制度全市実施 ペットボトル分別収集開始により6分別の全市実施 (サンデーリサイクルでもペットボトル回収開始)
平成9年(1997年)4月	リサイクルハウス設置事業補助制度開始
平成9年(1997年)7月	簡易ごみ焼却炉設置事業補助制度廃止（H9.11可燃未収集解消へ）

平成9年(1997年)9月	「ながのエコ・サークル」認定制度開始
平成9年(1997年)11月	可燃ごみ市内全地区収集
平成10年(1998年)4月	多量排出事業所を対象に「事業ごみ減量計画書」作成義務付け
平成11年(1999年)12月	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言 (実費負担制度の改正→粗大ごみシールの枚数変更(24枚→20枚)ほか)
平成12年(2000年)4月	ごみ集積所改修事業補助制度開始

平成13年(2001年)10月	プラスチック製容器包装分別収集のモデル実施→3地区
平成15年(2003年)3月	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」提言(容器包装関係)
平成16年(2004年)4月	プラスチック製容器包装分別収集の全市実施 指定袋購入可能枚数の変更(160枚→200枚)

以上の実施に当たり、延べ1,100回の住民説明会開催

平成16年(2004年)4月	サンデーリサイクルで新聞・雑誌・蛍光灯の回収開始 *一部で廃食用油も生ごみ減量アドバイザー派遣制度開始
平成17年(2005年)7月	リデュース・リユース・リサイクル推進協議会から表彰
平成17年(2005年)10月	市役所及び電機商業組合加盟店での蛍光灯の拠点回収拡大
平成18年(2006年)10月	廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみ処理の排出者負担のあり方」について答申(有料化の導入)
平成19年(2007年)3月	家庭ごみ有料化についてパブリックコメント実施
平成19年(2007年)10月	

平成19年(2007年)11月	廃棄物減量等推進審議会から「有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料」について答申
-----------------	--

有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料
(1) 可燃ごみ 1リットル当たり 1~1.5円
(2) 不燃ごみ 1リットル当たり 1~1.5円
(3) 粗大ごみ シール1枚 400袋手数料と同額

平成20年(2008年)6月	市議会定例会で条例改正案議決(家庭ごみ処理手数料有料化関係)
----------------	--------------------------------

有料化制度導入に伴う家庭ごみ処理手数料(概要)
(1) 可燃ごみ 1リットル当たり 1円
(2) 不燃ごみ 1リットル当たり 1円
(3) 粗大ごみシール1枚につき 40円

導入期日 平成21年(2009年)10月1日

平成20年(2008年)7月	ごみ減量・分別と共に有料化についての住民説明会開催 (～H21.3 延べ1,071回43,640人出席 *その他出前講座・地区役員会21回719人)
----------------	---

平成21年(2009年) 3月

ごみ集積所からの持ち去り行為を防止するため、条例改正案上程
市議会定例会で条例改正案議決

- (1) ごみ集積所に出された家庭ごみを市又は委託事業者以外の収集・運搬を禁止する。
- (2) これに違反した者に対して禁止命令をすることができる。
- (3) 命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

平成21年(2009年) 7月

ごみ減量・分別・有料化について外国籍市民対象説明会開催(30人)
7月1日よりごみ集積所からの家庭ごみ等の持ち去り行為の禁止について条例施行

平成21年(2009年) 9月

新指定袋等販売開始

平成21年(2009年) 9月

減免制度事前申請受付実施

平成21年(2009年) 10月

家庭ごみ処理手数料有料化制度開始

平成21年(2009年) 10月

剪定枝葉等の分別収集開始により8分別の全市実施

平成22年(2010年) 7月

「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」開始

平成22年(2010年) 8月

家庭ごみの減量及び適正排出等に関する地区別住民説明会開始
(～平成24年度までの3か年計画で全地区を対象に実施する予定)

平成22年(2010年) 11月

ながのゴミ通信(第1号)を発行(以降、随時発行)

平成23年(2011年) 4月

長野市一般廃棄物処理基本計画策定(H23～28年度、6年間)

平成25年(2013年) 3月

長野市災害廃棄物処理計画の策定

平成26年(2014年) 11月

長野市一般廃棄物処理基本計画中間見直し(H23～28年度、6年間)

平成27年(2015年) 4月

サンデーリサイクル及び小型家電回収協力店で使用済小型家電の回収を試行

平成29年(2017年) 2月

長野市一般廃棄物処理基本計画策定(H29～33年度、5年間)

平成29年(2017年) 6月

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加(H29～30年度、2年間)

平成31年(2019年) 3月

ながの環境エネルギーセンター稼働(平成31年(2019年)3月1日)

平成31年(2019年) 4月

北信保健衛生施設組合離脱(平成31年(2019年)3月31日)

長野市家庭ごみ処理施設及び事業系可燃ごみ処理施設全市統一

ながの環境エネルギーセンターの稼働に伴い、家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日へ変更

豊野地区については、北信保健衛生施設組合から離脱したことから、ビン及びペットボトルの収集委託事業者が北信保健衛生施設組合委託業者から市委託業者になる。また、乾電池及び家庭灰の排出方法を豊野支所の拠点回収からステーション方式へ変更。

令和3年(2021年) 2月

長野広域連合一般廃棄物最終処分場(エコパーク須坂)稼働(令和3年(2021年)2月8日)

令和4年(2022年) 6月

ちくま環境エネルギーセンター稼働(令和4年(2022年)6月1日)

(9) 長野広域連合ながの環境エネルギーセンター（A焼却施設）の主な整備経過

平成17年(2005年)11月	本市が建設候補地として「大豆島松岡二丁目（サンマリーンながの及びその周辺部）」を選定し、大豆島地区区長会及び松岡区に経過報告及び協力を要請
平成18年(2006年)1～2月	本市及び長野広域連合がごみ焼却施設建設に関する説明会開催（延べ11回）
平成18年(2006年)11～12月	長野広域連合が測量及び地質調査を実施
平成21年(2009年)6月	長野広域連合が環境影響評価の現況調査を実施（～H22.5）
平成24年(2012年)2～3月	長野県が環境影響評価書を公告・縦覧
平成24年(2012年)11～12月	本市及び長野広域連合が広域ごみ焼却施設の計画概要及び周辺環境整備基本計画（案）に関する説明会開催（延べ19回）
平成25年(2013年)1月	大豆島地区住民自治協議会が広域ごみ焼却施設の受入れについて基本同意
平成25年(2013年)3月	大豆島地区住民自治協議会、長野広域連合及び長野市の3者により「広域ごみ焼却施設建設に関する協定」を締結
平成25年(2013年)11月	ごみ処理施設の都市計画について、広域ごみ焼却施設を含む計画区域等に変更・決定
平成26年(2014年)2月	最新のごみ量予測等に基づき、施設規模を450t/日から405t/日に見直し
平成26年(2014年)11月	長野広域連合によりA焼却施設整備及び運営事業に係る公募型プロポーザル実施の公告
平成27年(2015年)6月	A焼却施設整備及び運営事業の優先交渉権者が決定
平成27年(2015年)7月	長野広域連合臨時議会において工事請負契約を議決
平成28年(2016年)5月	工事請負事業者主催による安全祈願祭が開催される
〃	建設工事着手
平成30年(2018年)9月	長野広域連合ごみ処理手数料審議会会长から、長野広域連合長へ可燃ごみの直接搬入手数料について答申を受ける。
平成30年(2018年)9月	長野広域連合A焼却施設の名称が「ながの環境エネルギーセンター」に決定される。
平成30年(2018年)9月27日	ながの環境エネルギーセンターで試運転開始に伴う火入れ式が行われる。
平成30年(2018年)10月17日	ながの環境エネルギーセンター試運転開始
平成30年(2018年)11月22日	長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例議決
平成31年(2019年)3月1日	長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例施行 ながの環境エネルギーセンター稼働
〃	

発行

長野市環境部生活環境課

長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL : 026-224-5035

FAX : 026-224-8909

E-Mail : seikatukankyo@city.nagano.lg.jp